

平 泉

— 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 —

包括的保存管理計画 本冊

「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」
包括的保存管理計画 本冊

目次

第1章 目的と経緯

1 目的	1
2 計画策定の経緯	2
3 計画の位置づけ	4
(1) 行政計画との関連・連携	4
(2) 計画の実施	4

第2章 資産構成の概要と保存管理状況

1 構成資産の一覧	5
2 資産及び緩衝地帯の範囲	5
3 構成資産の概要	7
(1) 中尊寺	7
(1)－1 金色堂	
(1)－2 金色堂覆屋	
(1)－3 経蔵	
(1)－4 大池伽藍跡	
(2) 毛越寺	12
(2)－1 庭園	
(2)－2 常行堂	
(3) 観自在王院跡	16
(4) 無量光院跡	17
(5) 金鷄山	19
(6) 柳之御所遺跡	20

第3章 保存管理の目標と基本方針

1 保存管理の目標	23
2 顕著な普遍的価値及び周辺環境を構成する諸要素	23
(1) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素	25
(2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	28
(3) 周辺環境を構成する諸要素	28
3 保存管理計画の基本方針	29
(1) 構成資産の適切な保存管理	29

(2) 緩衝地帯の適切な保存管理	29
(3) 経過観察の実施	29
(4) 整備・公開・活用の推進	29
(5) 保存管理体制の整備と運営	29

第4章 構成資産の保存管理

1 現状の把握	31
(1) 記念工作物	31
(2) 遺跡	31
(3) 浄土思想の伝承	32
2 保存管理の方向性	33
(1) 記念工作物	33
ア 現状変更の制限	
イ 保護の基本的な考え方	
(2) 遺跡	34
ア 現状変更の制限	
イ 保護の基本的な考え方	
(3) 浄土思想の伝承	36
3 具体的な施策	40
(1) 記念工作物	40
(2) 遺跡	40
(3) 無形の要素	45

第5章 緩衝地帯の保存管理

1 周辺景観に関する基本計画	47
(1) 記念工作物	31
(2) 遺跡	31
(3) 浄土思想の伝承	32
2 現状の把握	49
3 保存管理の方向性	49
(1) 緩衝地帯の設定と行為規制	49
(2) 埋蔵文化財の調査と保護	50
(3) 都市計画との調整	50
(4) 住民生活との調整	52
4 具体的な施策	52

第6章 経過観察の実施

1 顕著な普遍的価値に負の影響を与える要因	53
2 負の影響を与える要因の観察	54

第7章 整備・公開・活用の推進

1 基本方針	55
(1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達	55
(2) 歴史的事実に基づく真実性の担保	55
(3) 適切な公開・活用施設の設置	56
(4) 国内外からの観光客への対応	57
2 構成資産の整備と活用	58
(1) 記念工作物	58
(2) 遺跡	59
(3) 無形の要素	60

第8章 保存管理体制の整備と運営

1 構成資産及び緩衝地帯の保存管理区分	65
(1) 関係市町	65
(2) 岩手県及び文化庁	65
(3) 保存管理に係る連携	66
(4) 岩手県世界遺産保存活用推進協議会	66
2 地域住民との連携・協働	66
3 持続的運営のための定期的確認	67

付章

1 保存管理に関する事業計画一覧表	69
-------------------	----

第1章 目的と経緯

1 目的

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営した政治・行政上の拠点である。

特に平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群は、日本の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の表現を目的として創造された他に類例を見ない顕著な事例である。

平泉の資産は、仏国土(浄土)を空間的に表現した一群の建築・庭園の芸術作品を含む中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡をはじめ、それらと直接的な文脈及び空間的一体性を持つ金鶏山・柳之御所遺跡の6つの構成資産から成る。

これら6つの構成資産及び各資産に含まれる記念工作物及び遺跡は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。さらに、これらの諸法を統合・改革した文化財保護法(1950年制定)に基づき、それぞれ国宝、重要文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝に指定され、それらの性質に応じて適正かつ厳格な保存措置が講じられている。また、資産の周辺に展開する緩衝地帯については、関係各市町が定める条例により適切な保全措置が講じられているほか、景観法・森林法・都市計画法・河川法など文化財保護法以外の土地利用を規制する法律により秩序ある整備や保全が図られている。

各構成資産は、それ自体が歴史上、芸術上又は観賞上の高い価値を持つものであるが、「平泉 - 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」という連続する資産として価値を捉えた場合、各構成資産及び緩衝地帯を総体として捉える視点が不可欠である。

したがって、資産を総合的かつ確実に保存し、次世代へと継承していくためには、個別の構成資産についての保存管理計画に加え、構成資産相互の関係性を保全し全体の価値を継承していくための包括的な保存管理計画を策定しておくことが必要である。そのため、岩手県教育委員会は、関係各市町の合意を踏まえ、文化庁の指導・助言の下に、本計画を策定した。

2 計画策定の経緯

包括的保存管理計画は、構成資産に係る個別の保存管理計画を基礎とし、世界遺産への推薦に当たって必要とされる保存管理及び整備に関する理念・方針とその具体的内容について明示するため、学術研究者等により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」の「保存管理計画検討部会」によって審議が行われ、資産と緩衝地帯の保存管理のために岩手県が総合調整機関として設置した「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における協議を経て策定されたものである（図 - 24 を参照）。

包括的保存管理計画は、「包括的保存管理計画」（本冊）を中心として構成資産の特性を踏まえてそれぞれ編集された「中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書（抜粋）」（分冊 1）、「史跡・名勝に関する保存管理計画（抜粋）」（分冊 2）によって構成される。

今回提出する包括的保存管理計画は、2006 年 12 月にユネスコ世界遺産センターあてに提出した世界遺産一覧表記載のための推薦書に資料として添付したものを、新たに提出する推薦書である「平泉 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の内容を踏まえ、改定を行ったものである。

改定に当たっては、2008 年のイコモス評価書及び第 32 回世界遺産委員会の決議文に示された指摘等に留意した。その概要については以下の表に示すとおりである。

表 - 1 包括的保存管理計画に関する主な改定内容

イコモス評価書及び第 32 回世界遺産委員会決議文に示された指摘等	対応内容	本書における記載箇所
実効性のある管理計画の作成が必要	目標と基本方針、具体的施策等について明確な記述を行った。	第 3 章 1 p23 第 3 章 3 p29 第 4 章 3 p40 ~ 45 第 5 章 4 p52 付章 p69 ~ 70
適切な一群の指標の添付が必要	資産の顕著な普遍的価値への影響を検討し監視のための指標設定を行った。	第 6 章 1 p53 第 6 章 2 p54
庭園の更なる修復作業が必要	大池伽藍跡・無量光院跡に関する調査・整備計画について具体的に明示した。	第 7 章 2 p61 ~ 64

保存管理計画の構造については、以下に示すとおりである。

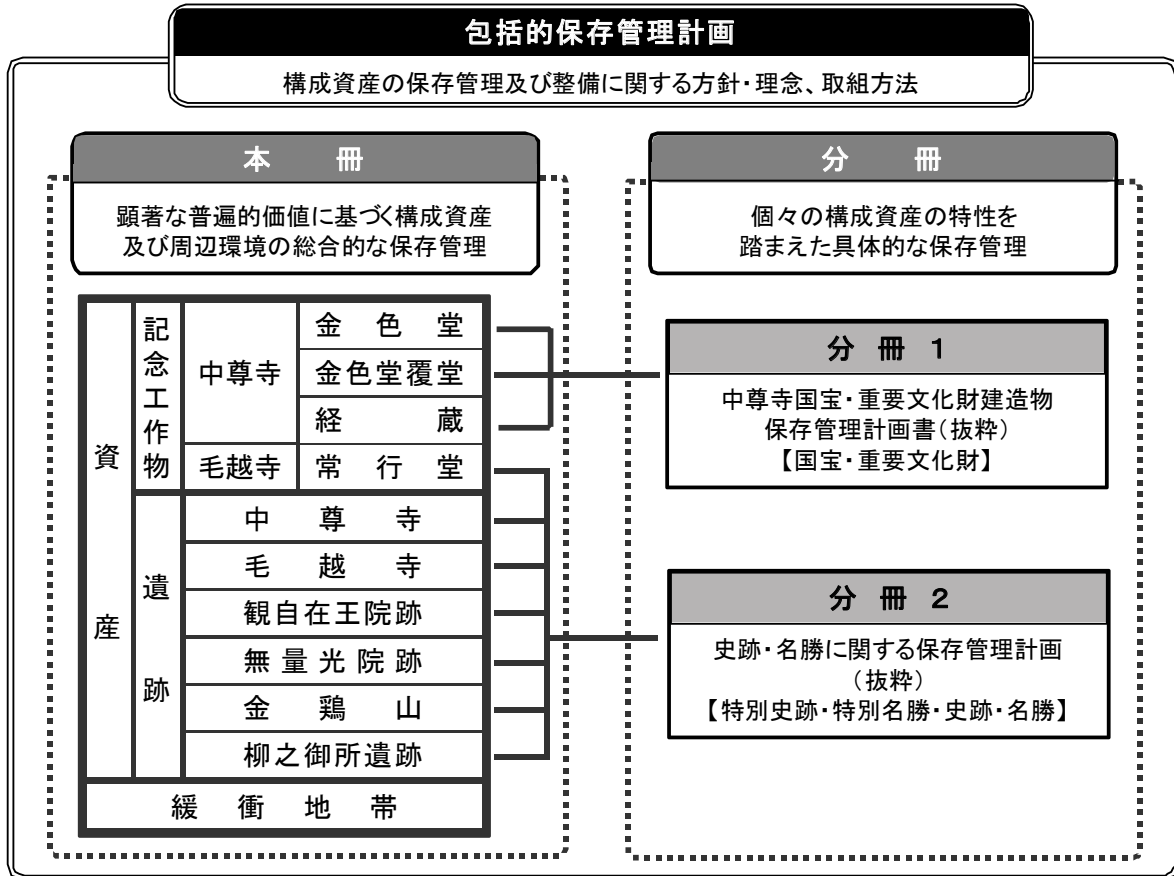


図-1 保存管理計画の構造

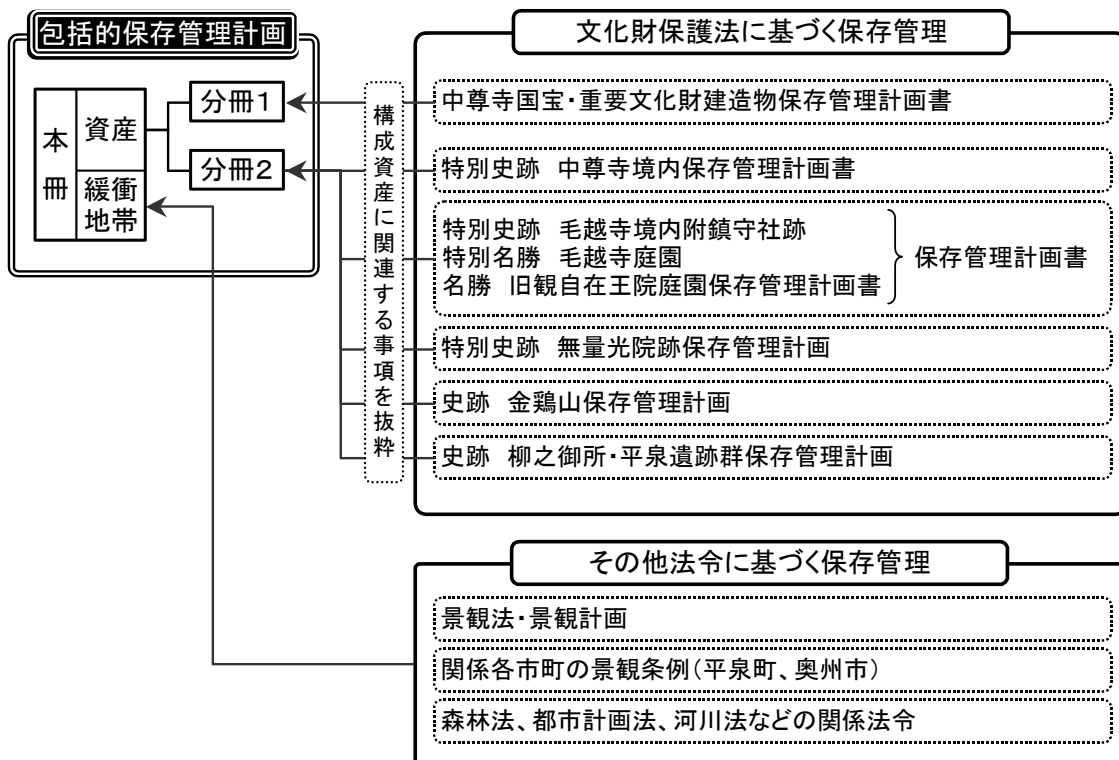


図-2 包括的保存管理計画と国内法に基づく個別資産及び緩衝地帯の保存管理との関係

3 計画の位置づけ

(1) 行政計画との関連・連携

構成資産及び緩衝地帯を有する平泉町及び緩衝地帯を有する奥州市では、自然と歴史を生かしたまちづくりを基本的な理念としつつ、いわゆる「まちづくり」に関する各種計画を策定し実施している(図3を参照)。これらの計画は、資産を含めた文化財全般に対する保全と活用を前提とした「まちづくり」を目指すものであり、包括的保存管理計画とも密接に関連し、資産の保存管理の考え方及び具体的実施方法等について、日常的に連携を図りつつ実施されている。

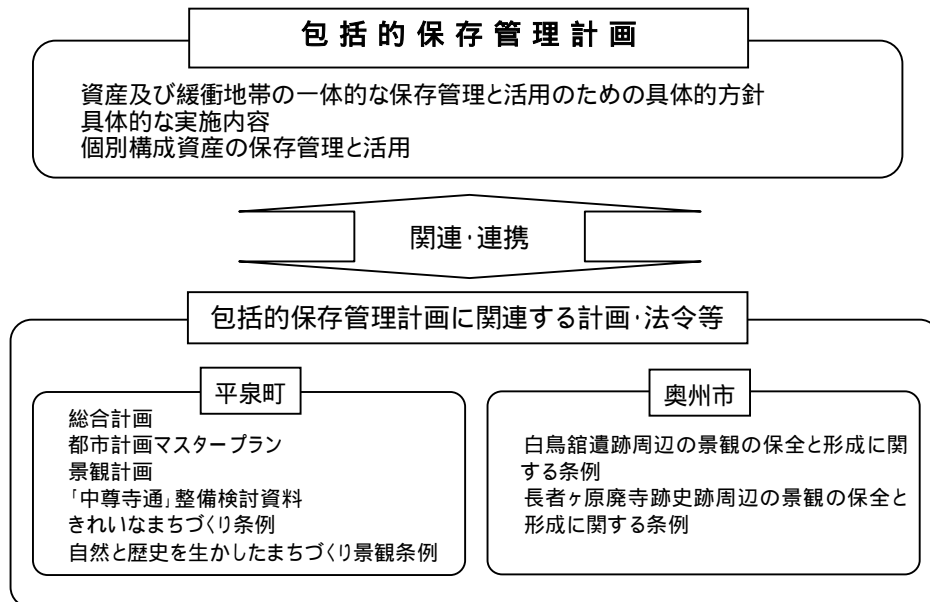


図 - 3 包括的保存管理計画と行政計画との連携

(2) 計画の実施

今回提出する包括的保存管理計画は、2007年1月から既にも実施され機能しているものである。

第2章 資産構成の概要

1 構成資産の一覧

構成資産は、現在においても活発な宗教活動が継続されている(1)中尊寺・(2)毛越寺などの寺院をはじめ、庭園景観を含む遺跡である(3)観自在王院跡や(4)無量光院跡、仏国土(浄土)の方位を象徴し、信仰の対象となっている(5)金鷄山、仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園など一連の芸術作品群の創造主体としての奥州藤原氏の居館跡である(6)柳之御所遺跡から成る。

これらの構成資産の種別、位置、面積、緩衝地帯の面積、所在地については、以下の表-2に示すとおりである。

表 - 2 構成資産の一覧

構成資産	種別		位置	資産面積 (ha)	緩衝地帯 面積(ha)	所在地
	世界遺産条約 上の種別	文化財保護法 上の種別				
1 中尊寺	遺跡	特別史跡	N 39°00'04" E 141°05'59"	137.2	5,998.0	日本国 岩手県 西磐井郡 平泉町
1-1 金色堂	記念工作物	国宝建造物				
1-2 金色堂覆堂	記念工作物	重要文化財建造物				
1-3 経蔵	記念工作物	重要文化財建造物				
1-4 大池伽藍跡	遺跡	特別史跡				
2 毛越寺	遺跡	特別史跡	N 38°59'19" E 141°06'28"	22.7		
2-1 庭園	遺跡	特別名勝				
2-2 常行堂	記念工作物	特別史跡				
3 観自在王院跡	遺跡	名勝	N 38°59'21" E 141°05'59"	3.8		
4 無量光院跡	遺跡	特別史跡	N 38°59'33" E 141°06'56"	4.2		
5 金鷄山	遺跡	史跡	N 38°59'35" E 141°06'33"	8.3		
6 柳之御所遺跡	遺跡	史跡	N 38°59'37" E 141°07'11"	10.8		
合 計				187.0	5,998.0	6,185.0

2 資産及び緩衝地帯の範囲

構成資産の位置及びその周辺地域である緩衝地帯の範囲については、図-4に示すとおりである。

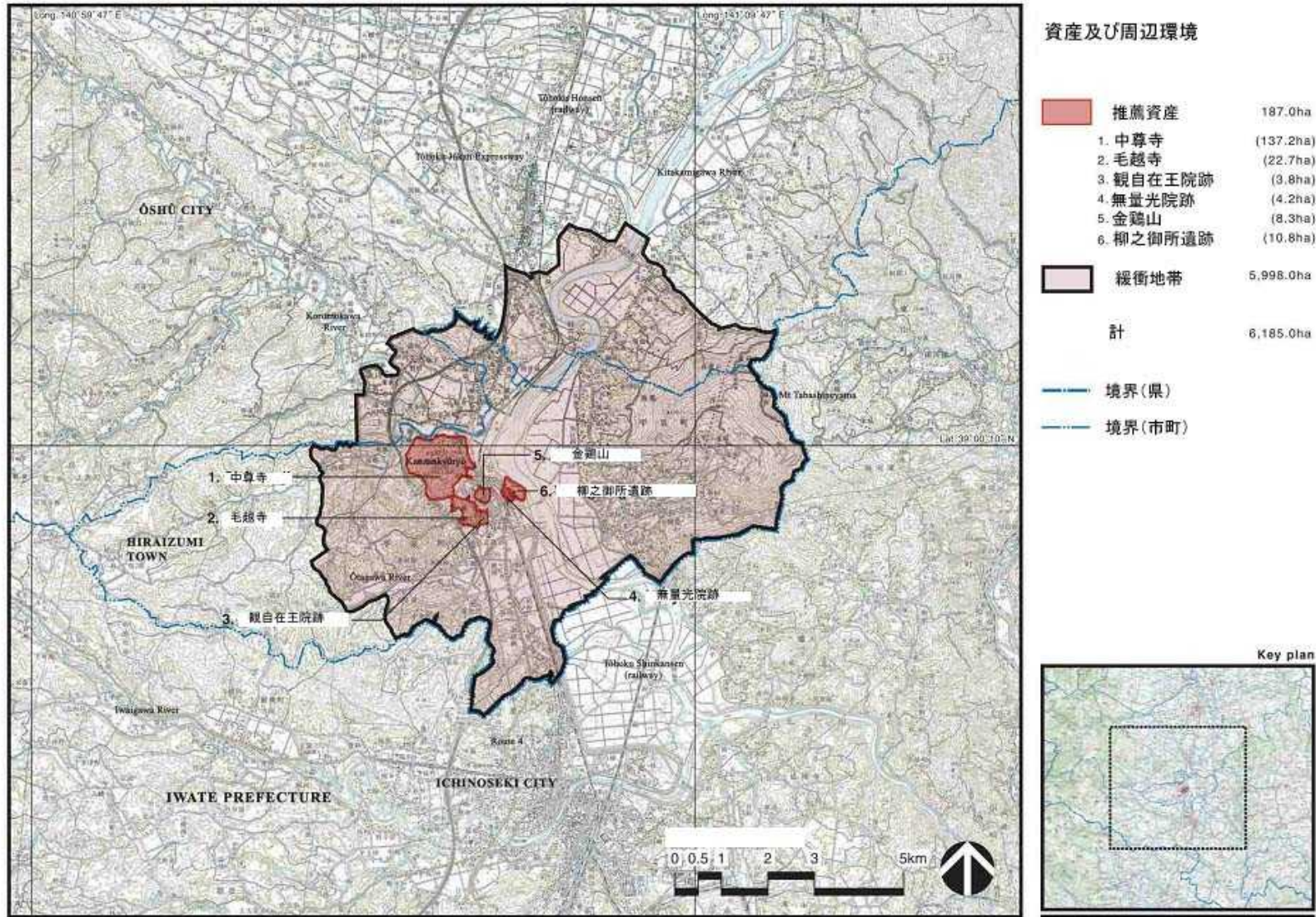


図 - 4 「平泉 - 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」の範囲

3 構成資産の概要

構成資産及び保存管理状況の概要については、以下に記すとおりである。構成資産の詳細については推薦書本文にて説明を行っている。保存管理状況等の詳細については添付されている分冊 - 1（建造物に関する保存管理計画）及び分冊 - 2（史跡・名勝に関する保存管理計画）においてそれぞれ具体的内容も含めた説明を行っている。

（1）中尊寺

中尊寺は、平泉の中心部北側の関山丘陵に位置する。奥州藤原氏初代清衡が、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するに当たり、12世紀初頭から四半世紀をかけて、その精神的な中核として最初に造営した寺院である。

境内は、中尊寺及び支院群が位置する北丘陵と山林に覆われた南丘陵に二分できる。北丘陵には、東麓から尾根沿いに西の丘陵頂部に向かって月見坂と呼ぶ杉並木の表参道が延びる。丘陵頂部に近い開けた平坦地には本堂など一群の建造物が存在するほか、境内の地下には大池及び三重池などの園池跡や建物跡が埋蔵されている。

境内には、推薦資産の目録に掲載する金色堂(1) - 1、金色堂覆堂(1) - 2、経蔵(1) - 3のほか、12世紀の石塔文化の特質を表す願成就院宝塔・釈尊院五輪塔、白山神社能舞台など、国宝及び重要文化財に指定された6件の建造物が存在する。また、推薦資産の目録に掲載する大池伽藍跡(1) - 4をはじめ、境内の全域が特別史跡中尊寺境内に指定されている。

さらに、現在の中尊寺境内では、奥州における戦で落命した全てのものの靈魂を極楽浄土へと送るために清衡が祈禱を行ったところ、1匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、それらの靈魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づく「川西念仏剣舞」が毎年行われている。

中尊寺境内に存在する記念工作物の概要については、以下のとおりである。

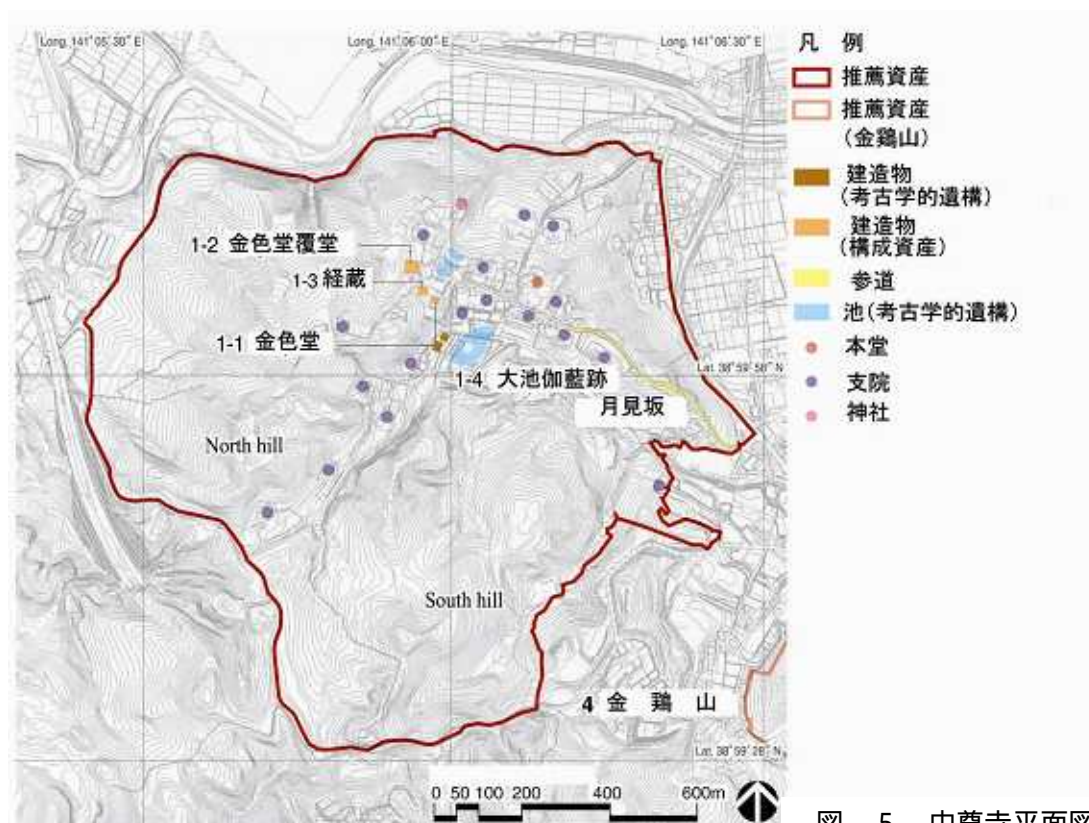


図 - 5 中尊寺平面図

(1)-1 金色堂

中尊寺境内の北西側に位置する阿弥陀堂建築である。創建年代を示す棟木銘(1124年)から、国内に現存する数少ない同形式の阿弥陀堂建築の中でも最古のものであることが判明した。藤原氏四代(清衡・基衡・秀衡・泰衡)の遺体及び首級をそれぞれミイラとして安置した霊廟であり、政治・行政上の拠点である平泉において信仰の起点となった。それは、今なお地域における精神的な拠り所ともなっている。

金色堂は、一辺5.48mの方3間の規模で、屋根は単層宝形造、本瓦形板葺の木造建造物である。中心に当たる方1間の部分をはじめ、方3間の西南隅部及び西北隅部には阿弥陀三尊像が安置されている。金箔の装飾、蒔絵・螺鈿などの漆芸・金工の意匠・技術を尽くした金色堂は、国内に現存する12世紀の数少ない阿弥陀堂建築の中でも最高傑作である。金色堂が12世紀の姿を現在にとどめる建築物であることは、1962～1968年に行われた金色堂保存修理工事の成果とともに、現状の意匠・形態が『吾妻鏡』の記載と一致することからも明らかである。

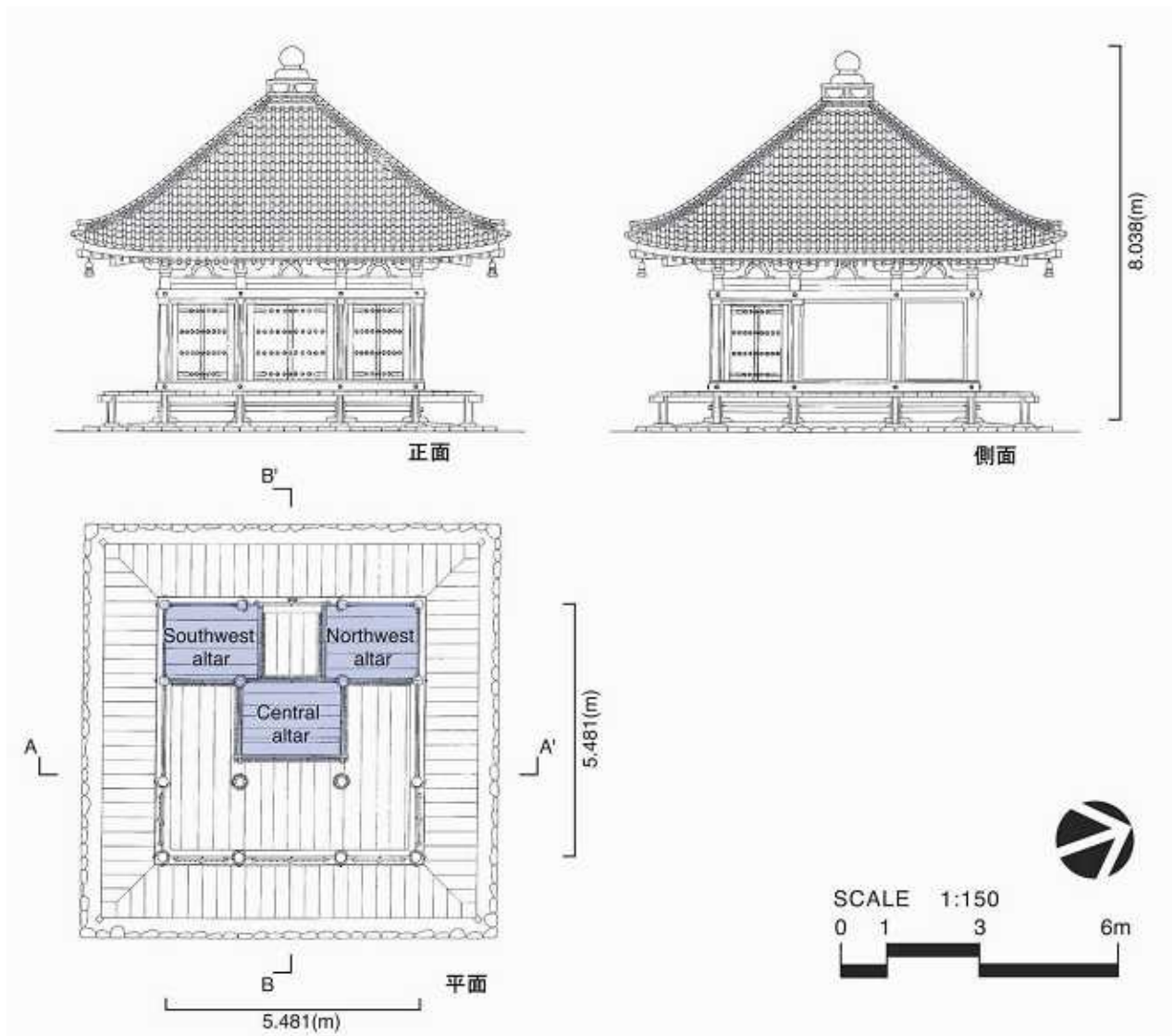


図 - 6 金色堂図面

写真 - 1 金色堂写真

(1)-2 金色堂覆堂

現在のコンクリート造覆堂が建造される以前に金色堂を保護していた木造の覆堂で、中尊寺境内の北西の一画に位置する。奥州藤原氏が滅亡した100年後の1288年に、鎌倉幕府によって造営された。

現存する覆堂は、その様式から15世紀頃に再建されたものと考えられている。規模は方5間、屋根は宝形造・銅板葺で、正面を吹放しとし、内部には柱が存在せず、側柱だけから成る独特の構造を持つ。

建造物を保護するためにその外方を覆う覆堂は、修理や改修を繰り返す中で古いものが残りにくい性質を持つ。金色堂覆堂は現存する国内最古の覆堂とされ、重要かつ繊細な木造建築や石造物を風雪から護るための伝統的な手法のひとつを今日に伝える重要な事例である。

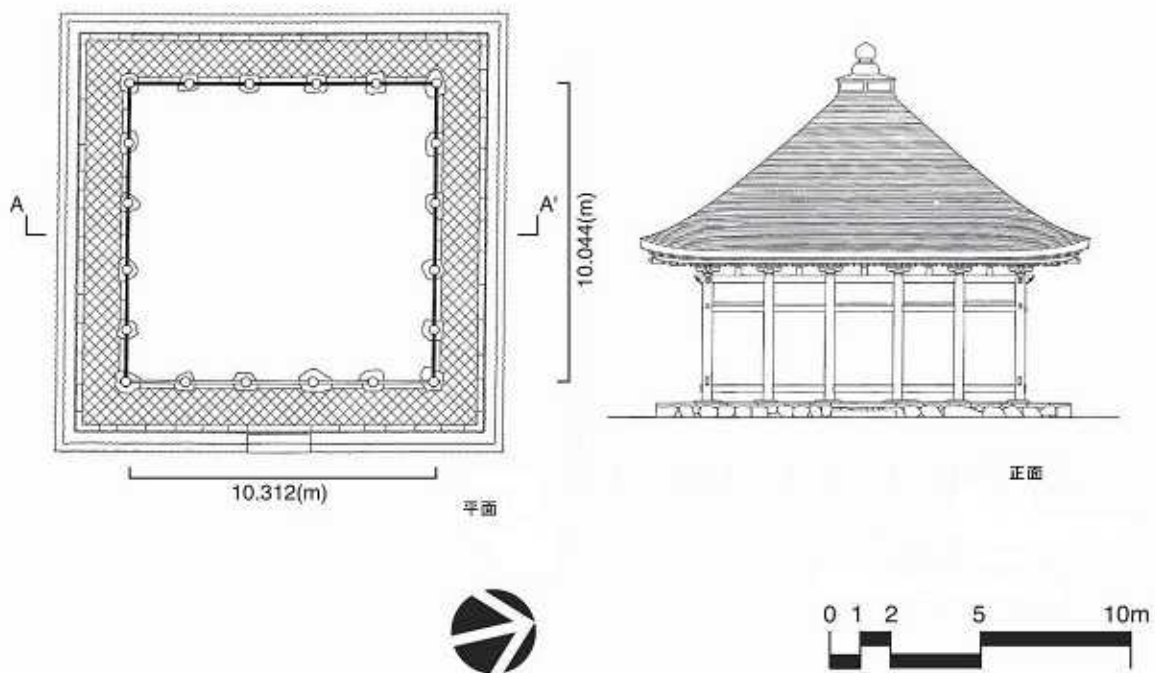


図 - 7 金色堂覆堂図面

写真 - 2 金色堂覆堂写真

(1)-3 経蔵

中尊寺境内の北西側に位置し、国宝である「紺紙金銀字交書一切経」、「紺紙金字一切経」

写真 - 3 経蔵写真

などが納められていた木造建造物である。寺伝によると、現経蔵は、棟札により 1122 年に完成したことが判る 2 階建の経蔵のうち、下層の部分のみの部材を用いて 14 世紀頃に建て直されたものとされている。

現在の経蔵は一辺 7.72m の方 3 間の規模を持ち、屋根は宝形造・銅板葺で、正面に 1 間の向拝が取り付く。内部の三方の壁面には、経典を納める経棚が 7 段にわたって設けられている。

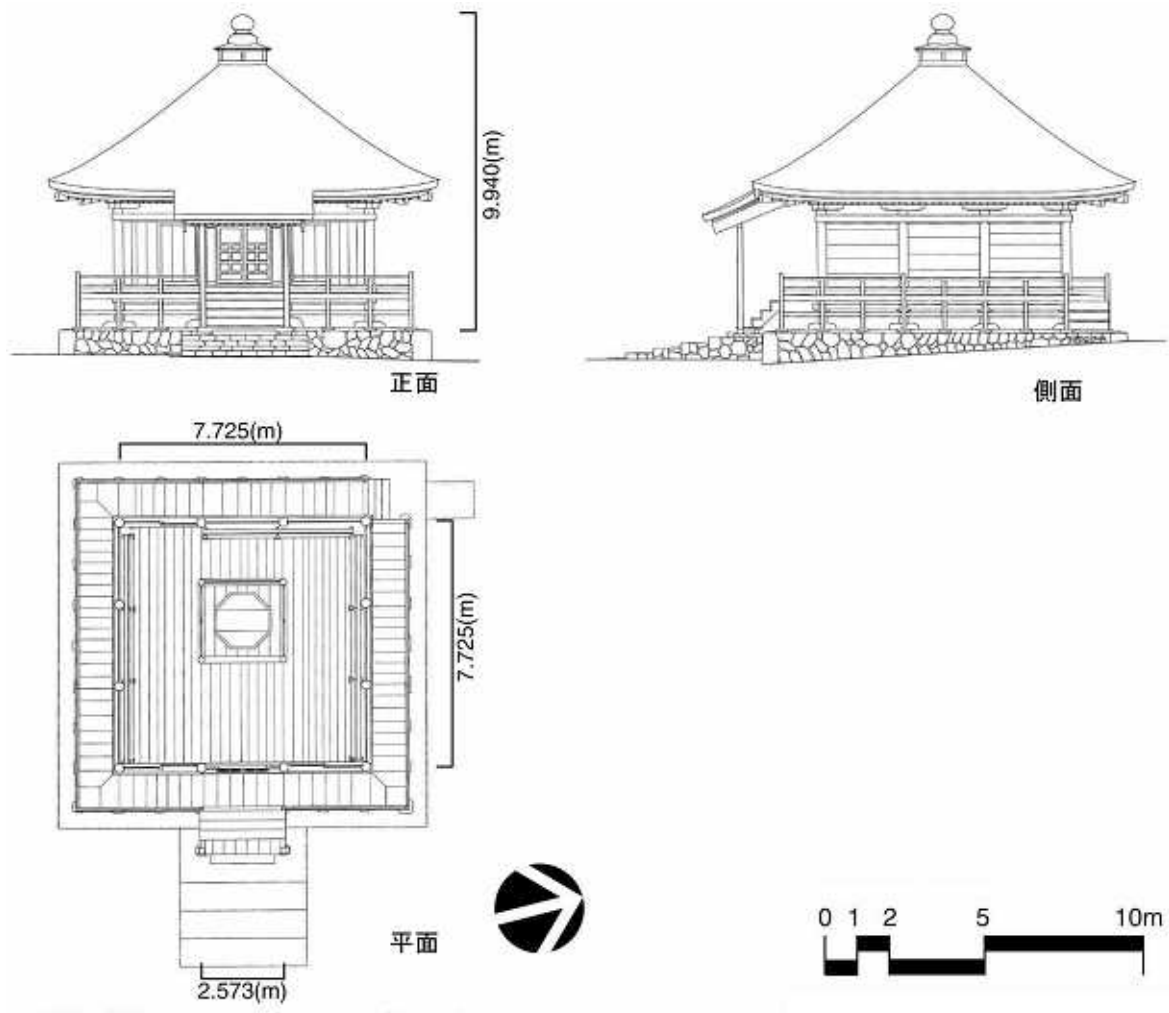


図 - 8 経蔵図面

(1)-4 大池伽藍跡

12 世紀前半に「鎮護国家大伽藍一区」(『供養願文』)が建立されたとみられる区域には、「大池跡」と呼ぶ池の痕跡を示す地形が残されており、これまでの発掘調査によって西に仏堂が建ち、その東側の低地に石を用いて意匠した園池が広がっていることが判明した。特に「大池跡」は長径約 120m、短径約 70m の不整円形で、中央に中島を擁し、西側に仏堂を配置する浄土庭園の遺跡である。

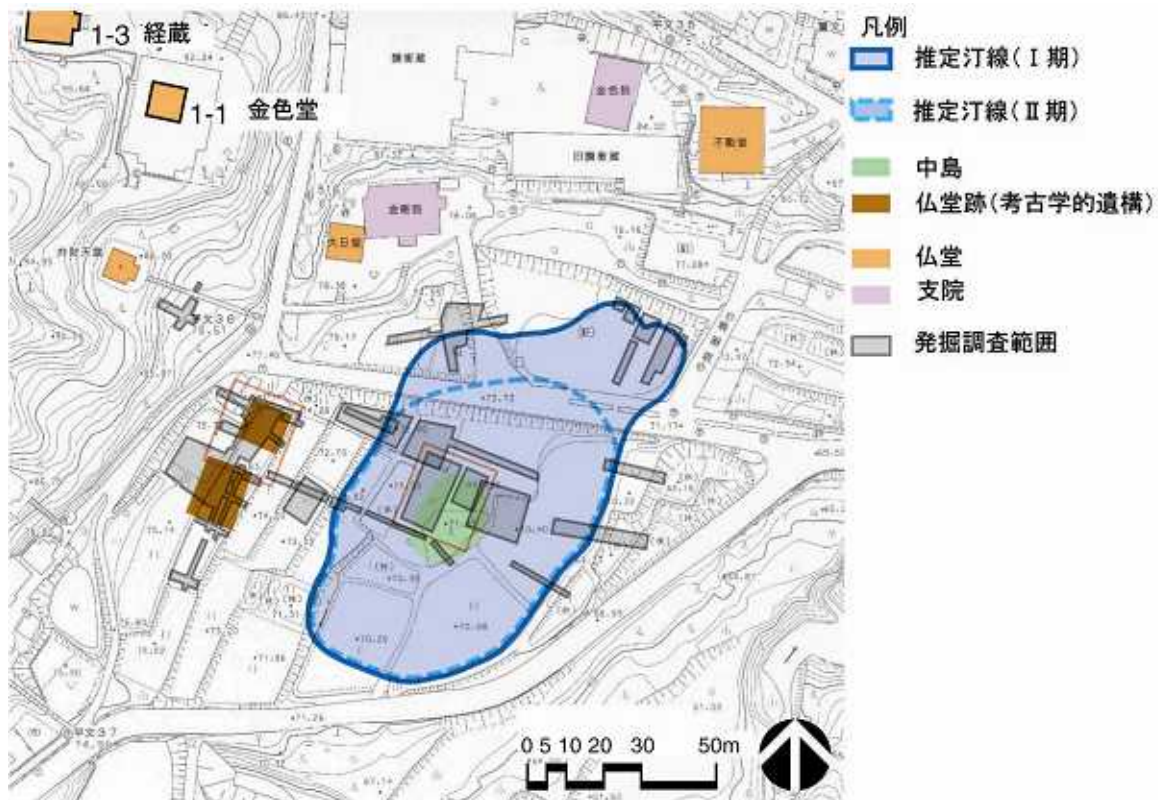


図 - 9 大池伽藍跡図面

(2) 毛越寺

平泉の中心部の南側に位置し、12世紀中頃に奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。それは、平安京東郊の白河の地に天皇の御願寺として造営された法勝寺を模範とした可能性が高いとされている。また、毛越寺の地割の東端が金鶏山の山頂から南への延長線に合致することから、毛越寺の設計は金鶏山の位置と緊密な関係を持っていたことが知られる。

12世紀末期の毛越寺には、40にも及ぶ堂宇と500にものぼる禅坊が存在したとされている(『吾妻鏡』)。毛越寺の主要伽藍は、二代基衡が建造した円隆寺、三代秀衡が建造した嘉勝寺などから成る。壮麗さにおいては国内で並ぶものがないと評された円隆寺は、北側に位置する塔山(標高121m)などの丘陵の区域を背景として建てられ(『吾妻鏡』)、堂内には平安京の仏師に製作を依頼して完成した薬師如来像が本尊として安置された。金堂の両側から東西に向かって回廊が延び、途中で南に折れ、その南端には経楼と鐘楼が建てられた。これらの堂宇の南側には大きな園池が広がり、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土(浄土)を表す浄土庭園が造成された。

円隆寺の西側には嘉勝寺、後方には講堂、東には常行堂・法華堂などの主要堂宇が建ち並んでいた。さらに、その南側には南大門が建ち、東西の大路に面していた。

1226年に円隆寺金堂が焼失し、1573年には南大門が焼失した。また、1597年には常行堂・法華堂が焼失した。

17世紀から19世紀半ばにかけては仙台藩主伊達氏の庇護の下に境内の状態が保護され、1732年には現存する常行堂が建立された。

現在の常行堂では、毎年1月に常行三昧の修法とともに重要無形民俗文化財に指定されている「毛越寺の延年」の舞が行われるなど、様々な宗教行事が活発に行われている。

1930年に円隆寺跡、1955～1958年に主要伽藍と庭園、1980～1990年に庭園の「大泉が池」をそれぞれ対象として、発掘調査が実施された。その結果、円隆寺跡、嘉勝寺跡、講堂跡、常行堂跡、法華堂跡などから成る伽藍の礎石や基壇が発見された。その他にも、土塁跡、南大門跡、東門跡などについても発掘調査が行われた。

「大泉が池」の発掘調査では、北東岸において導水のための遣水を発見したほか、西南岸の池尻においては排水溝を発見した。また、儀式の遺構としては、園池の北岸に当たる仏堂前面において、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡も発見された。さらに、毛越寺境内と東隣の観自在王院境内との間には、南北方向の通路状の石敷広場の跡と牛車を格納する車宿の跡が発見された。

毛越寺境内には、以下に述べるように、特別名勝に指定されている庭園と、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂の建築が存在する。

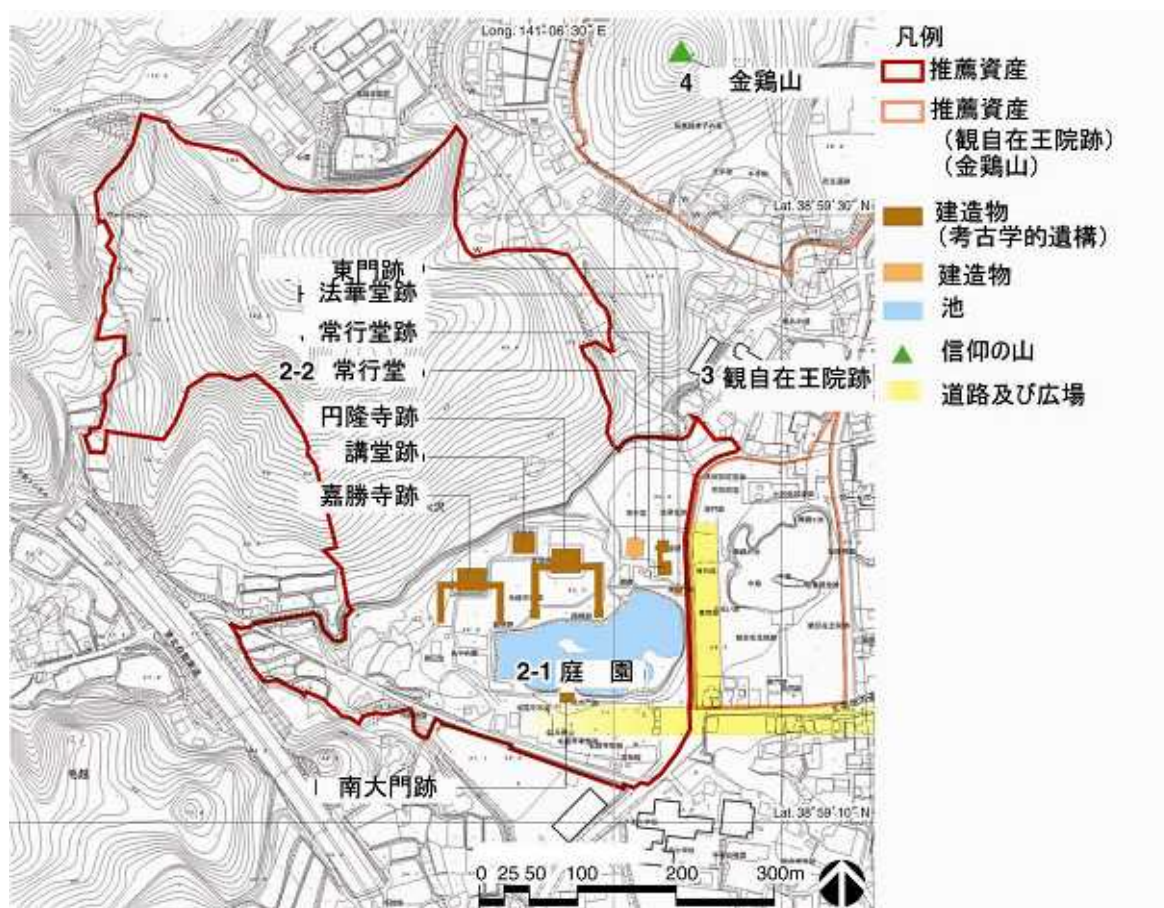


図 - 10 毛越寺図面

(2)-1 庭園

毛越寺境内において、仏堂の前面に設けられた「大泉が池」を中心とする庭園で、主に薬師如来の仏国土(浄土)を表現した独特の空間である。

1980～1990年に行われた発掘調査の結果、「大泉が池」は東西約190m×南北約60mの規模を持ち、洲浜・出島・立石・築山など多様な構成要素から成ることが判明した。東岸には優美な海岸線の風情を漂わせる緩やかな曲線の洲浜が入江を形成するのをはじめ、南東岸には波が多く岩石の多い海岸である荒磯を表現して高さ約2mの立石を中心とする出島があり、南西岸には荒々しい岩肌が断崖の風情を漂わせる高さ4mの築山がある。北東岸の遣水を経て導き入れられ

た水は池中を東から西へと流れた後、池尻に当たる西南岸から境内外へと排水される。
 緩やかに蛇行する遣水は長さ約80m、幅約1.5mあり、庭園における遣水の意匠・技術の全容を
 知る上で極めて貴重な遺構である。発掘調査によって12世紀に造られたままの状態地下に残さ
 れていたことが明らかとなり、1988年に修復・再生された。

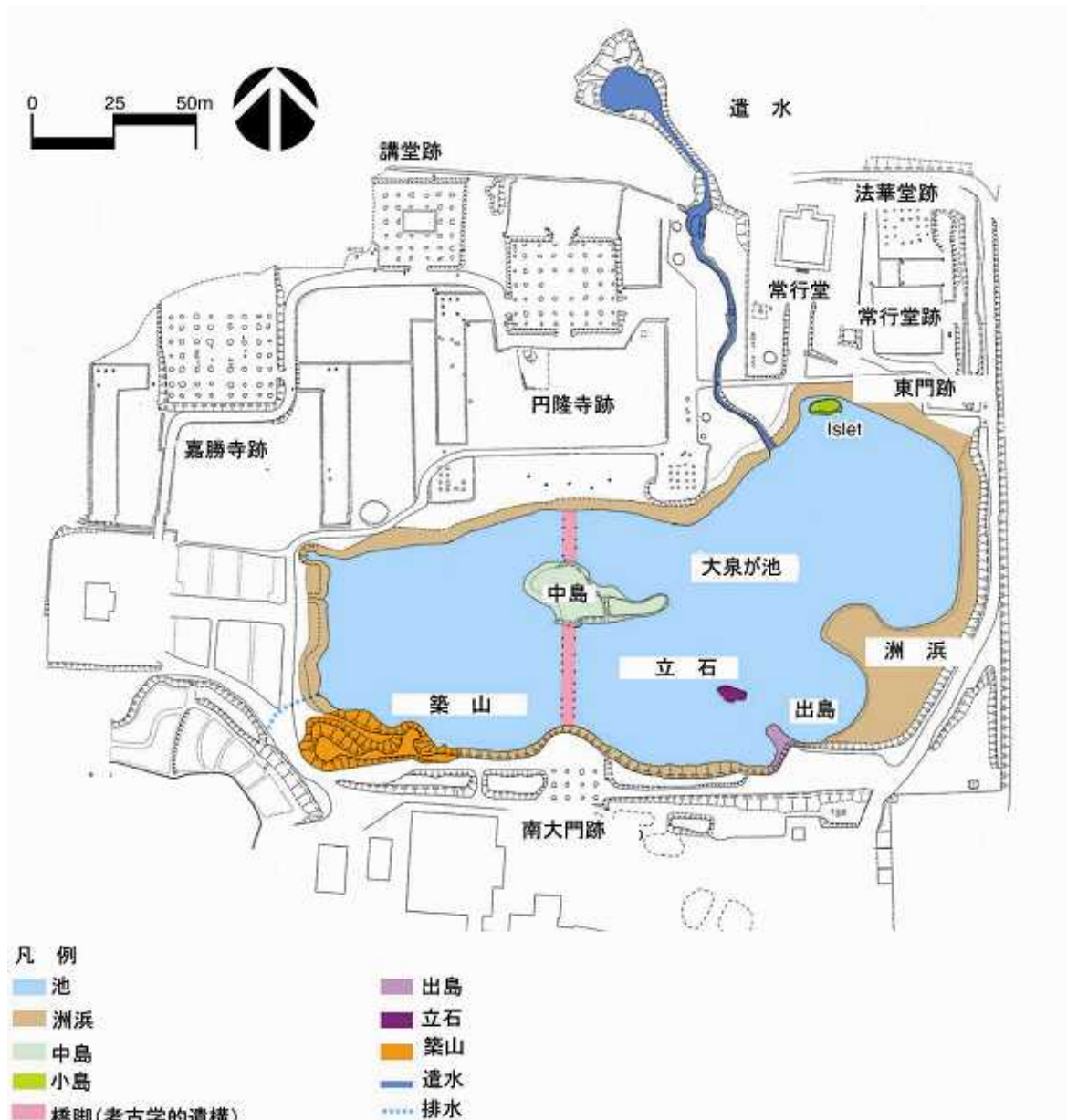


図 - 11 毛越寺庭園図面

この庭園の構成及び細部の意匠・技術は、11世紀後半の作庭技術書である『作庭記』に「自然を尊重し、自然に習う」と記された当時の作庭の理念、意匠・技術に正確に基づくものである。

「大泉が池」の中央には中島があり、その南と北には2基の木橋の遺構が発見された。また、園池の北岸では、儀式の際に幡などを立てたと推定される特殊な柱穴跡も5基並んで発見された。南大門跡、中島、2基の橋の橋脚、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡、円隆寺金堂跡を結ぶ伽藍の中軸線は正しく南北方向に一致し、さらにその北側に当たる伽藍の背後には塔山が控えている。園池のみならず、仏堂の周囲を含め、伽藍全域の地表面が小さな礫で覆われ、朱塗柱に輝

く仏堂や緑成す背後の塔山と小礫で覆われた園池との色彩的対比は、本尊である薬師如来の仏国土(浄瑠璃浄土)を想起させるのに十分であったに相違ない。

このように、毛越寺庭園は、左右対称形の翼廊を伴う仏堂の南側に園池を設け、仏堂背後の塔山と一体となって、主に薬師如来の仏国土(浄土)の表現を意図して造られた浄土庭園であり、12世紀の様相を完全な形で現在に伝える点で、日本庭園史上におけるその価値は計り知れないほど高い。

(2)-2 常行堂

毛越寺の園池北東岸に位置する常行堂は、18世紀に再建された方5間、一辺11.7m、高さ14.5mの宝形造・茅葺の小規模な仏堂である。それは、本尊である阿弥陀如来の名号を唱えながら四

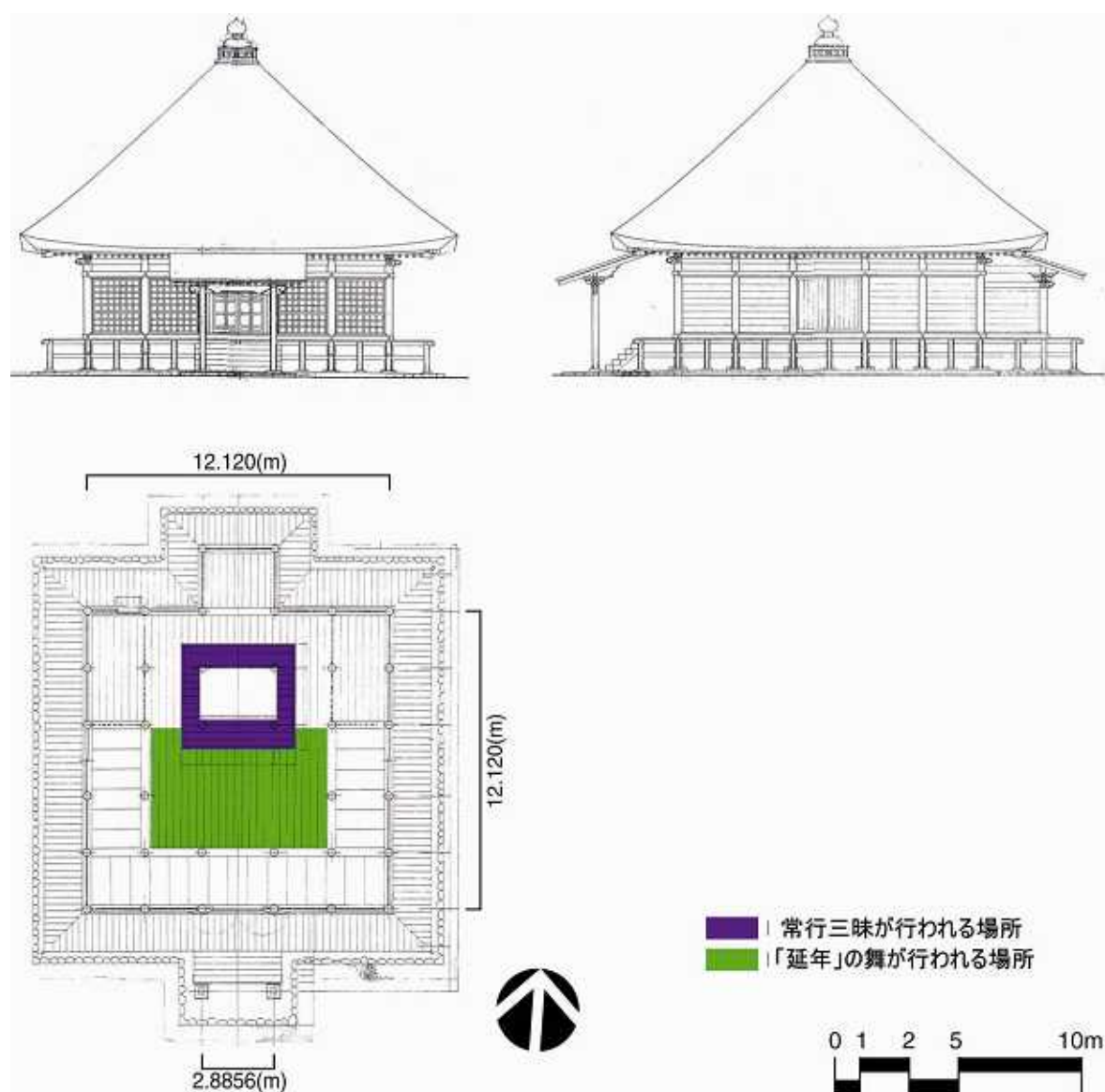


図 - 12 常行堂図面

周を行道し、その相好を内面的に観想する常行三昧という行法を行うための仏堂である。また、現存する常行堂の東の隣接地には、17世紀に焼失した12世紀当初の常行堂の遺構が地下に良好な状態で保存されている。

現存の常行堂では、毎年1月に新年の天下泰平・無病息災・家内安全を祈願するために修正会が催される。その中でも、最も重要な儀式として位置付けられているのが、円仁により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法である。修正会に引き続いて、僧侶による「延年」の舞が奉納される。「延年」の舞は、11世紀から12世紀に流行した芸能で、参集した人々の精神を浄化し、その生命力を再生して長寿に導くために行われるものである。

このように、毛越寺の常行堂は18世紀に再建されたものではあるが、12世紀の平泉における浄土思想を今日に伝える重要な建造物であり、今も堂内で執り行われている儀式・芸能は、12世紀における平泉の浄土思想の神髄を今日につたえる無形の要素として重要である。

写真 - 4 常行堂写真

(3) 観自在王院跡

毛越寺境内の東には、かつて幅30mの南北方向の通路状広場を介して観自在王院の境内が接していた。観自在王院は、基衡の妻が建立した寺院で、住居を寺に改めた可能性のあることが指摘されている。

発掘調査の結果、敷地の北側に大阿弥陀堂・小阿弥陀堂などの主要堂宇が建ち、その南側には中島を擁する大きな園池が設けられていたことが判明した。

「舞鶴が池」と呼称される園池は、東西100m、南北約100mの規模を持ち、中央に東西約30m、南北約12mの中島が設けられていたことが判明した。さらに、毛越寺の庭園の「大泉が池」とは異なり、比較的簡素な意匠・構造の園池であったことも判明した。

「舞鶴が池」の平面形状は、「池は鶴か亀の形に掘るべし」と記す『作庭記』の記述と一致する。また、池の水際の白浜の形状、景石の配置、西岸中央部付近の伝うように水が落ちる滝石組の構造も『作庭記』の記述に一致している。

池の水は毛越寺境内の北東隅に位置する弁天池から、導水されていたことが判明した。

園池の北側では大阿弥陀堂及び小阿弥陀堂の痕跡を示す礎石が発見されたほか、園池の南側では棟門跡が発見された。

このように、観自在王院の庭園は、大小の阿弥陀堂の南側に設けられた園池を中心として、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園であった。

現在、18世紀初頭に建てられた現存の阿弥陀堂では、毎年春に毛越寺僧侶らによって基衡の妻の葬列を再現した法事が行われている。



図 - 13 観自在王院跡図面

(4) 無量光院跡

無量光院跡は、平泉中心部の東側に位置する。奥州藤原氏三代秀衡が12世紀後半に建立した寺院の跡である。その西方には金鶏山が位置し、東に接して居館の遺跡である柳之御所遺跡が存在する。無量光院の阿弥陀堂は宇治の平等院阿弥陀堂を模して造られたとされている(『吾妻鏡』)が、発掘調査の成果及び金鶏山との位置関係からは、宇治平等院よりもさらに発展した仏堂・庭園の伽藍配置であったことが判明している。

発掘調査の結果、無量光院の区画は南北約320m、東西約230mの長方形を成し、西・北・東に土塁が巡ることが明らかとなった。西側の土塁は高さ約5m、長さ約250mに及ぶ長大なもので、外側には堀を伴うことが判明している。

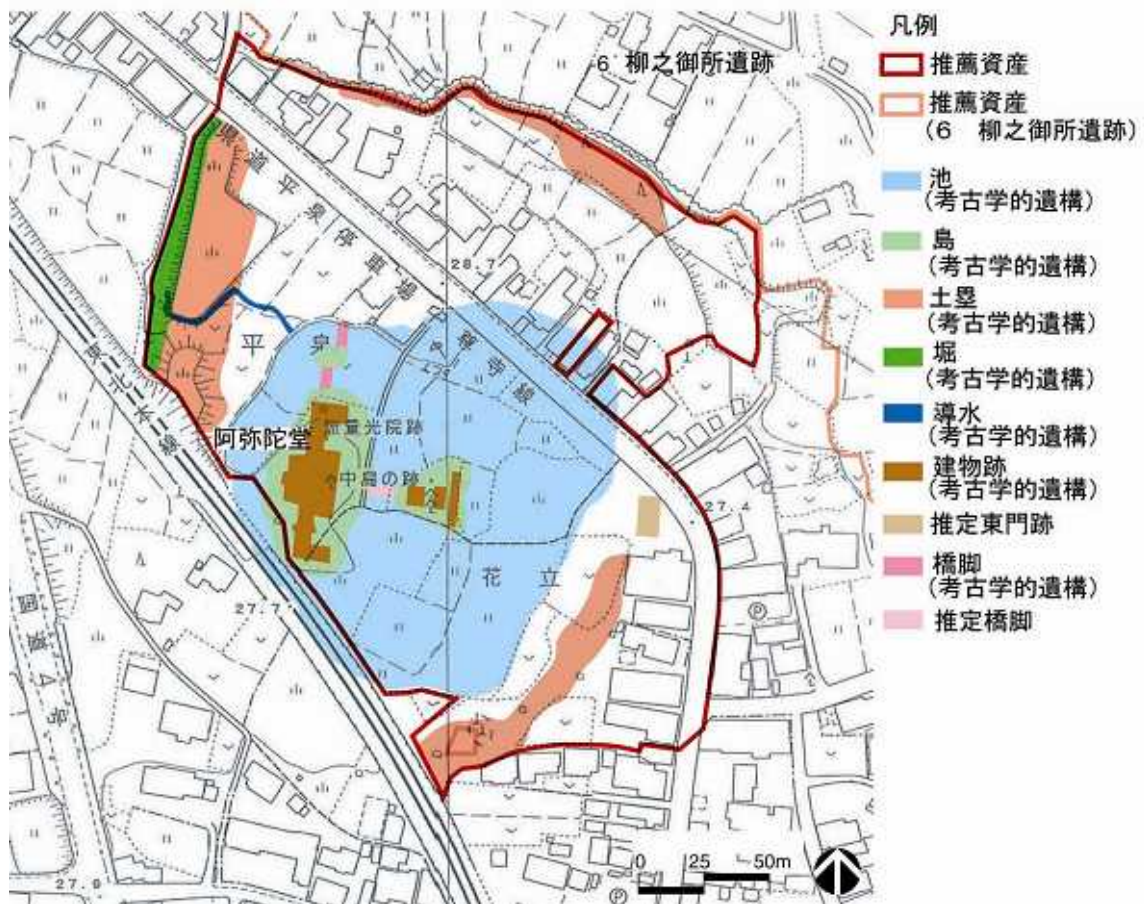


図 - 14 無量光院跡図面

無量光院の区画の内部には東西約150m、南北約160m、水深が約30cmの浅い園池があり、その北西隅部から導き入れられた水は北東隅部から排水されていたことが判明した。

園池の中央北寄りの位置には、大小3つの中島が設けられている。西側に位置する大きな島には、左右対称形の翼廊を伴う仏堂が東面して建てられていた。仏堂は宇治の平等院と同規模であったが、翼廊のうち南北の部分が平等院よりも1間長く、仏堂の背後に尾廊を伴わないことが判明している。この島の北側には今ひとつの小さな島があり、橋で結ばれていたことが明らかとなった。また、翼廊付仏堂が建つ島の東側に位置する島には、原位置を維持した状態で汀線の景石が残されているほか、3棟の礎石建物が建てられていたことも判明した。それらの建物は、それぞれ東から楽屋・拝所・舞台の機能を持つ建物と推定されている。

無量光院は周囲を土塁・堀が囲むなどの独自の構造を持ち、宇治の平等院では池の東岸に仮設されていた拝所が池中の小さな島の上に常設されるなど、仏堂正面の視覚的効果を意識した施設の配置構成が見られる。また、出土遺物には、かわらけや金銅製透彫瓔珞などがある。

無量光院跡の2つの中島に設けられた建物群は、背後に位置する金鷄山の山頂と東西の中軸線を揃えており、東側から西の仏堂を望むと、年に2度、4月と8月に仏堂背後に位置する金鷄山の山頂付近に日輪が沈む。このことは、無量光院が現世における西方極楽浄土の観想を目的として造られたものであることを示している。そこには、柳之御所遺跡から無量光院の仏堂・園池を経て背後の金鷄山に至るまで、居住・政務の場である居館、極楽浄土を実体化した伽藍、極楽浄土の方位を象徴する小独立丘が東西に並んで位置する独特の空間構成が見られる。

このように、西方に金鷄山が背後に控え、園池に浮かぶ大小2つの中島に翼廊付の仏堂と拝所・

舞台をそれぞれ設けた無量光院跡の空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。

12世紀以後の無量光院の経過に関する記録は一切残っていないが、発掘調査の結果、13世紀中頃に焼失したものと推定されている。

(5) 金鷄山

金鷄山は、平泉中心部の西側丘陵の突端部に位置する小独立丘である。標高は98.6m、山麓との比高は約60mで、平泉の中心から容易に目視でき、目印としての性質を持つ。

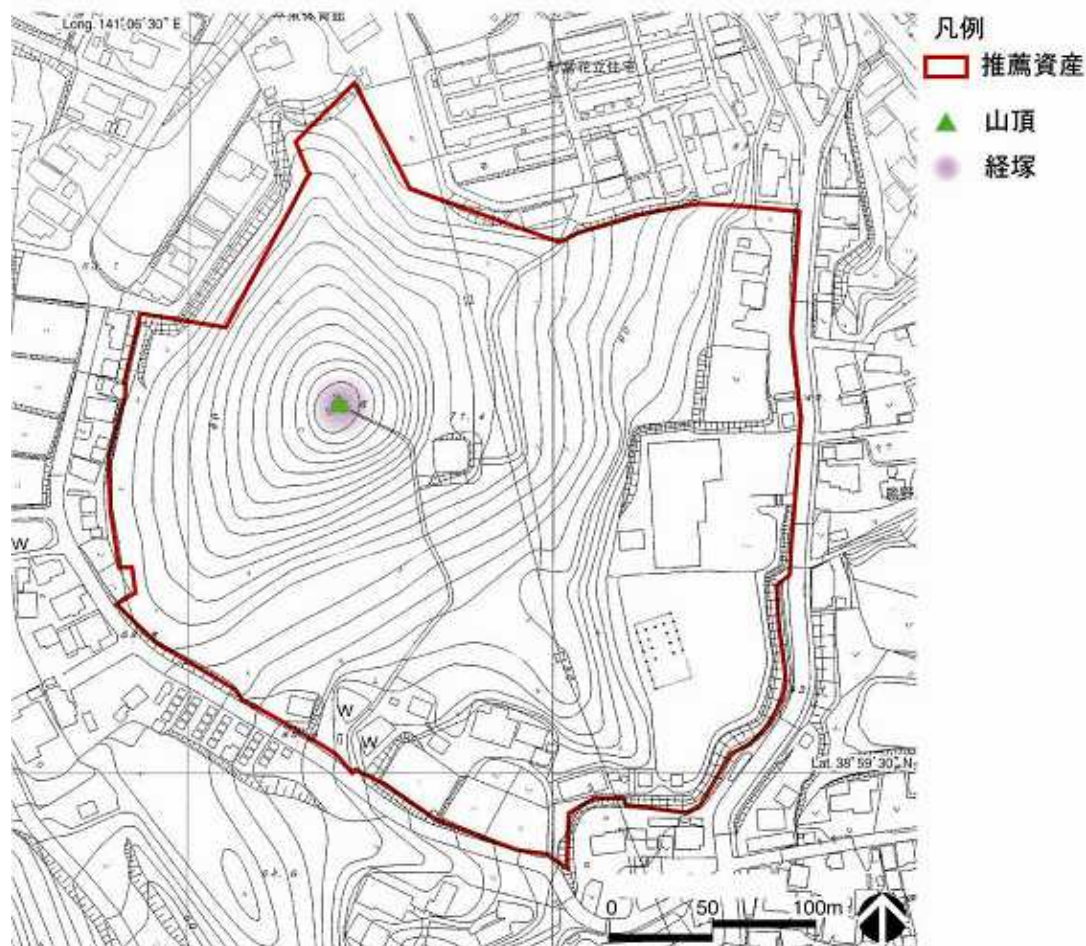


図 - 15 金鷄山図面

1930年には、山頂から埋経に用いられた12世紀の銅製経筒や陶器壺などが出土した。

経塚の造営は、仏教の弥勒信仰に基づく営為の一つである。10世紀～12世紀末期にかけて、末法思想の流行に伴い、将来仏となるべく兜率天において菩薩道にいそむ弥勒が、龍華三会の説法を行うためにこの世に下生するときまで、経典を確実に保存しようと各地で経塚が造営された。そのような時代背景に基づき、奥州藤原氏も金鷄山の頂上に経塚を営んだ。

金鷄山は、毛越寺及び観自在王院の北に位置するほか、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置する。したがって、現世における仏国土(浄土)の表現を目的とする寺院及び住居・政務の場としての居館を造営するのに当たり、金鷄山との位置関係が重要な意味を持ったことが知られる。

(6) 柳之御所遺跡

奥州藤原氏の住居・政務の場であった居館の考古学的遺跡であり『吾妻鏡』に記す「平泉館」の跡とされている。居館は11世紀末期～12世紀初頭に造営が開始され、12世紀末期に奥州藤原氏が滅亡するとともに焼失した。それは、為政者としての奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となっただけではなく、初代清衡が造営した中尊寺金色堂、三代秀衡が造営した無量光院など、仏国土(浄土)を空間的に表現する建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持っていた。

柳之御所遺跡は、平泉中心部の東側を流れる北上川と西側の猫間が淵の低地に挟まれた標高22～30mの段丘の縁辺部に立地する。北西から南東の方向に細長い区画を成し、最大長約750m、最大幅約220m、総面積約11万²mである。これまでに実施された計70回に及ぶ発掘調査により、奥州藤原氏四代の居館に関する豊富な情報が明らかとなった。

遺跡は、堀で囲まれた遺跡全体の約3分の2に相当する東南の区域と、堀の外側に展開する北西の区域に分かれる。

堀で囲まれた東南の区域では、道路状遺構・塀跡・掘立柱建物跡・竪穴建物跡・園池跡・井戸跡などの遺構が発見された。堀跡は幅約10m、深さ約2.5mで、全長が約500mにも及ぶ。東と南の堀では、道路状遺構に連続する橋脚跡が確認された。堀で囲まれた区域の内部には堀で囲まれた区画があり、区画内の北半部には建物群が、南半部には園池が、それぞれ設けられていた。建物は掘立柱構造で、寺院で発見されている建物跡が礎石建の構造であるのと対照的である。園池の北側の区域には比較的規模の大きな建物が密に分布し、区画の中でも中心的な部分を成す。四面に庇を伴う大型建物の周辺には中小規模の建物が分布し、整然とした規格性が見られる。また、総柱で構成される建物は高床倉庫と推定され、平泉館の焼亡時に倉のみが焼け残り、その内部に犀角、象牙の笛、水牛角、紺瑠璃の笏などの舶載品が唐木製の厨子に納められていたと記す『吾妻鏡』の記述との関連性がうかがえる。

堀に囲まれた区域の外側に当たる北西の区域では、西の中尊寺金色堂の方向に向かって伸びる幅約7mの道路の跡が発見されており、「金色堂の正面方向に平泉館がある」とする『吾妻鏡』の記述とも合致する。道路を挟んだ両側の地域には、方形の区画が並んで展開していることが確認されており、堀に囲まれた区域とも密接に関連する一族の屋敷地跡と推定されている。

出土遺物の大半は12世紀のもので、その中には火舎・花瓶・輪宝などの密教儀礼に関わる仏具、小型の木製宝塔などの仏教関係の遺物を含む。その他、儀式などの宴会に用いられた10トン以上にも及ぶ膨大な量のかわけをはじめ、中国産の白磁四耳壺及び青白磁皿の陶磁器類が出土しており、京都の貴族のみならず中国大陸との間に強い関係があったことを示している。建築部材などの様々な木製品、内面に金が付着した片口鉢の破片なども出土している。これらの多彩な遺物は、柳之御所遺跡が平泉の政治・行政上の中核的機能を担い、交易・交流の結節点としての役割を持っていたことを示している。

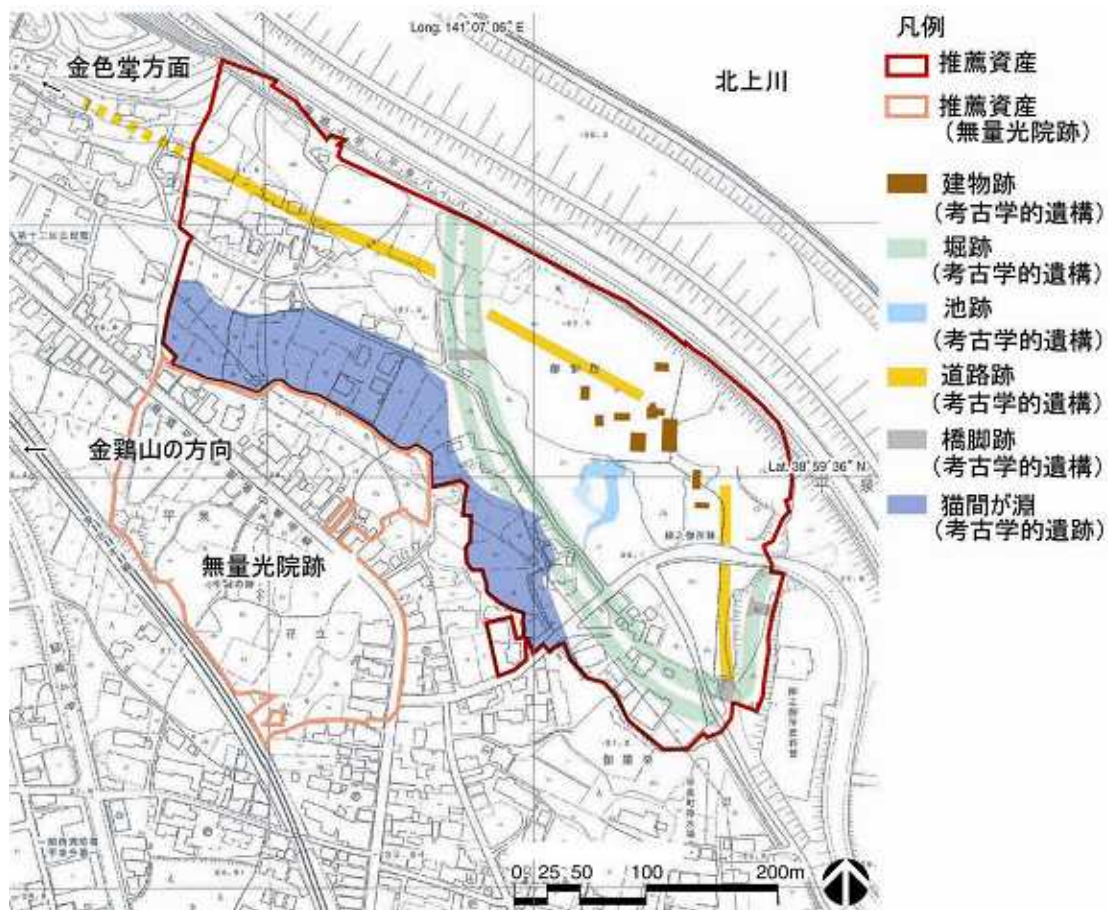


図 - 16 柳之御所遺跡図面

第3章 保存管理の目標と基本方針

1 保存管理の目標

平泉の寺院・庭園及び考古学的遺跡群は、日本独特の仏教思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として創造された他に類例を見ない事例である。それらは、南北約2km、東西約3kmの範囲に6つの構成資産として展開している。これらを適切に保存管理していくためには、まず、これらの諸要素を正確に把握し、最終的には、顕著な普遍的価値を保護し、顕在化させていくことが目標となる。

6つの構成資産とその周辺環境の構成は、「資産を構成する諸要素」とその「緩衝地帯を構成する諸要素」に大別される。さらに「資産を構成する諸要素」は、「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」と「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に区分される。その際、各構成資産の「顕著な普遍的価値を表す諸要素」については、それらを確実に保護するとともに、それらの潜在的価値を顕在化させることが必要である。また、各構成資産の区域に含まれる「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」と「緩衝地帯を構成する諸要素」については、「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」に与える影響を十分考慮し、整理することが必要である。

2 顕著な普遍的価値及び周辺環境等を構成する諸要素

平泉の顕著な普遍的価値は以下に示すとおりである。

「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」の顕著な普遍的価値

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。それは、精神的支柱を成した寺院や政治・行政上の中核を成した居館などから成り、宗教を主軸とする独特の支配の形態として生み出された。

特に、仏堂・浄土庭園をはじめとする一群の構成資産は、6～12世紀に中国大陸から日本列島の最東端へと伝わる過程で日本に固有の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくとつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の空間的な表現を目的として創造された独特の事例である。

それらは、浄土思想を含む仏教の伝来・普及に伴い、寺院における建築・庭園の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示し、地上に現存するもののみならず地下に遺存する考古学的遺跡も含め、建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型でもある。

さらに、そのような建築・庭園を創造する源泉となり、現世と来世に基づく死生観を育んだ浄土思想は、今日における平泉の宗教儀礼や民俗芸能にも確実に継承されている。

本計画では、顕著な普遍的価値に対し、資産に含まれる要素を「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」と「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に分類し、さ

らに緩衝地帯における「周辺環境を構成する諸要素」を加え表 - 3 に示すとおり整理を行った。

表 - 3 平泉の構成要素

資産	顕著な普遍的価値を構成する諸要素	<p>記念工作物</p> <p>1 中尊寺</p> <p>金色堂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仏国土（浄土）を表現した仏堂建築 阿弥陀堂建築（方3間、宝形造、本瓦型板葺） 螺鈿細工、蒔絵、飾り金具などの装飾（組物、長押、四天柱、須弥壇） <p>金色堂覆堂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する国内最古の覆堂 側柱で構成される独特の構造（燧梁、宝形造、総土間） <p>経蔵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12世紀に完成した経典を納めるための木造建造物 経典を納めるための機能（経棚） 平安後期の色彩装飾（柱、羽目板、長押、天井、格縁等） <p>2 毛越寺</p> <p>常行堂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄土思想を伝えるための儀式・芸能が現在も行われる仏堂 浄土思想を観想する空間（方5間、宝形造、茅葺屋根など）
		<p>遺跡</p> <p>1 中尊寺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎮護国家大伽藍一区とみられる浄土庭園を表す各種の遺構 地上に表出する人為的地形（大池跡、中島、堤防など） 地下に埋蔵される遺構・遺物（大池跡、建物跡、導水路など） <p>2 毛越寺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的作庭技術書『作庭記』の理念、意匠・技術に基づいた浄土庭園 地上に表出する人為的地形（大泉が池、遣水、土塁、築山、立石、中島、小島、礎石、橋脚、基壇など） 地下に埋蔵される遺構・遺物（円隆寺跡、嘉勝寺跡、法華堂跡、常行堂跡、園池護岸など） <p>3 観自在王院跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的作庭技術書『作庭記』の理念、意匠・技術に基づいた浄土庭園 地上に表出する人為的地形（舞鶴が池、中島、滝石組など） 地下に埋蔵される遺構・遺物（大阿弥陀堂跡、小阿弥陀堂跡、南門跡、西門跡、車宿跡など） <p>4 無量光院跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仏国土（浄土）を表現した庭園の最高発展形態としての空間構成 地上に表出する人為的地形（池跡、土塁、中島、堀跡、礎石、基壇など） 地下に埋蔵される遺構（本堂跡、楽屋・拝所・舞台跡、橋脚跡、堀跡、導水路など） <p>5 金鶏山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無量光院とともに仏国土（浄土）を表した浄土庭園の最高発展形態を構成する信仰の山 自然地形（小独立丘） 地下に埋蔵される遺構・遺物（経塚跡、銅製経筒、陶器壺など） <p>6 柳之御所遺跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平泉の造営を進める上での重要な起点で、仏国土（浄土）を空間的に表した建築・庭園との緊密な位置関係を示す各種の遺構 地上に表出する人為的地形（堀跡など） 地下に埋蔵される遺構・遺物（園池跡、建物跡、道路跡、橋脚跡、かわらけなど）

資産	顕著な普遍的価値を構成する諸要素	浄土思想の伝承 1 宗教儀礼及び芸能を介した資産との関連性とその継続性 ・浄土思想に基づく死生観の伝承と継続 継続される宗教儀礼及び芸能（「川西念仏剣舞」、「延年」の舞、「常行三昧」）
	顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	自然地形（丘陵、河川など）
		森林、植栽樹木（丘陵を構成する森林、庭園・遺跡等の植栽樹木など）
		保存管理又は公開活用を目的とした建造物（展示館、管理棟、解説板など）
		居住又は宗教活動を目的とした建造物（本堂、庫裏、支院、石造物など）
	道路とその他の人工物（生活用道路、電柱、看板など）	
緩衝地帯	周辺環境を構成する諸要素	自然的要素（山並み、河川など）
		歴史的要素（埋蔵文化財、社寺境内、伝承地など）
		人文的要素（農耕地、市街地、道路とその他の人工物など）

表 - 3 において分類した諸要素について、以下に提示する。

(1) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素

記念工作物

1 中尊寺

金色堂

中尊寺金色堂は、日本に現存する数少ない形式を持つ阿弥陀堂建築の中でも最古の事例である。また、金箔と漆による彩色をはじめとする堂内外の徹底した荘厳は、阿弥陀如来の極楽浄土信仰がもたらした装飾美の極致を示しており、阿弥陀如来の仏国土を表現した仏堂建築の顕著な類例でもある。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、阿弥陀堂建築の独特の様式（方3間の平面形式、宝形造、本瓦型板葺）及び螺鈿細工、蒔絵、飾り金具などの装飾（組物、長押、四天柱、須弥壇）がある。

金色堂覆堂

金色堂覆堂は、内部に柱が存在せず、側柱だけから成る独特の構造を持つ。この建造物は現存する国内最古の覆堂とされ、重要かつ繊細な木造建築や石造物を風雪から護るための伝統的な手法のひとつを今日に伝える重要な事例である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、側柱で構成される独特の構造（燧梁、宝形造、総土間）がある。

経蔵

経蔵は、国宝である「紺紙金銀字交書一切経」、「紺紙金字交書一切経」などが納められて木造建造物である。1122年に完成した経蔵の部材を用いて14世紀ごろに再建されたものとされている。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、経典を納めるための機能（経棚）及び平安後期の色彩装飾（柱、羽目板、長押、天井、格縁等）がある。

2 毛越寺

常行堂

常行堂は、円仁により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法や「延年」の舞が奉納される仏堂であり、12世紀の平泉における浄土思想を今日に伝える重要な建造物である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、浄土思想を観想する空間（方5間、宝形造、茅葺屋根）がある。

遺跡

1 中尊寺

中尊寺は、奥州藤原氏初代清衡が、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するに当たり、その精神的中核として最初に造営した寺院である。大池伽藍跡は、鎮護国家大伽藍一区とみられる浄土庭園を表す各種の遺構が埋蔵されている。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（大池跡、中島、堤防など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（大池跡、建物跡、導水路など）などがある

2 毛越寺

毛越寺は、奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。主要伽藍の様相は歴史書『吾妻鏡』に記述されており、発掘調査の結果、「大泉が池」の遺水をはじめ、伽藍の礎石や基壇など各種の遺構及び遺物が発見された。毛越寺では、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土（浄土）を表す浄土庭園が造成された。

毛越寺庭園は、庭園全体の空間構成、及び池・遺水・石組・築山などの構成要素の細部にわたり、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された庭園の意匠・技術を正確に表現している点において、他に類例を見ない傑出した事例である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（大泉が池、遺水、土塁、築山、立石、中島、礎石、橋脚、基壇など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（円隆寺跡、嘉勝寺跡、法華堂跡、常行堂跡、園池護岸など）などがある。

3 観自在王院跡

観自在王院跡は、基衡の妻が建立した寺院で、発掘調査の結果、『作庭記』の記述と一致する平面形状の「舞鶴が池」を持ち、その北側に主要な堂宇が配置されていることが判明した。観自在王院の庭園は、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（舞鶴が池、中島、滝石組など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（大阿弥陀堂跡、小阿弥陀堂跡、南門跡、西門跡、車宿跡など）などがある。

4 無量光院跡

無量光院跡は、三代秀衡が建立した寺院の跡である。発掘調査の結果、園池の中島には、翼廊を伴う仏堂のほか、拝所・舞台等の建物が存在したことが判明した。西方の背後に位置する金鷄山と、無量光院の仏堂・庭園の伽藍配置を合わせた空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（池跡、土塁、中島、堀跡、礎石、基壇など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（本堂跡、楽屋・拝所・舞台跡、橋脚跡、堀跡、導水路など）などがある。

5 金鷄山

金鷄山は、平泉中心部の西側丘陵の突端部に位置する小独立丘であり、仏教信仰に基づく経塚である。金鷄山は、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置しており、現世における仏国土（浄土）の表現を目的とする寺院及び住居・政務の場としての居館を造営するのに当たり、重要な意味を持った。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（小独立丘）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（経塚跡、銅製経筒、陶器壺など）などがある。

6 柳之御所遺跡

柳之御所遺跡は、歴史書『吾妻鏡』に記す「平泉館」跡と推定されている。奥州藤原氏が為政者として仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となったのみならず、仏国土（浄土）を空間的に表現した建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持っていた。発掘調査の結果、居館跡を示す各種の遺構と多彩な遺物が発見された。このことは、柳之御所遺跡が平泉の政治・行政上の中核的機能を担い、交易・交流の結節点としての役割を持っていたことを示している。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（堀跡など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（園池跡、建物跡、道路跡、橋脚跡、かわらけなど）などがある。

浄土思想の伝承

1 宗教儀礼及び芸能を介した資産との関連性とその継続性

平泉の建築・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は、無形的要素として現在も資産と密接に関わりつつ存在している。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、現在も各々の境内において、継続的に行われている中尊寺の「川西念仏剣舞」、毛越寺の「延年」の舞及び「常行三昧」がある。

(2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

自然地形

- ・構成資産の土地には、丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

森林、植栽樹木及び樹林

- ・構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、庭園及び遺跡等において植栽された樹木等が存在している。

保存管理又は公開活用を目的とした建造物

- ・構成資産の土地には、保存管理・公開活用のための各種展示施設・管理棟・防災施設のほか、解説板・誘導看板等が存在している。

居住又は宗教活動を目的とした建造物

- ・構成資産の土地には、寺院における本堂及び庫裏など日常の宗教活動を行うための建造物が存在するほか、日常生活も行われている支院が存在している。

道路とその他の人工物

- ・構成資産の土地には、日常生活を営む地域住民が使用する生活用道路をはじめとして、電柱、看板などをはじめとする各種の建築物及び工作物（以下、「人工物」とする。）が存在している。

(3) 周辺環境を構成する諸要素

自然的要素

- ・構成資産の周辺には、山並み、河川をはじめとする各種自然地形が存在している。また、統一感のある山並み景観を構成している天然林及び人工林から成る森林が存在している。

歴史的要素

- ・構成資産の周辺地域の地下には、関連の遺構・遺物が良好に残されている区域があり、それらの全域は文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。また、毛越寺の周辺に所在する支院跡などの社寺境内地をはじめ、文献史料に記載された多数の伝承地や名所等が存在している。

人文的要素

- ・構成資産の周辺は、水田及び畑地などの農耕地のほか市街地となっており、日常生活に関連する各種施設等をはじめとして、道路、橋、線路、電柱、看板等の各種人工物が存在している。また構成資産の保存管理又は公開活用を目的とするガイダンス機能を持つ施設等が存在している。

3. 保存管理計画の基本方針

保存管理の目標を踏まえ、本計画における基本方針を次の5つの項目とする。

(1) 構成資産の適切な保存管理

顕著な普遍的価値に直結する諸要素については、厳密な保護及び顕在化を図る。また、各々の構成資産に含まれる諸要素の規模・性質・立地条件等を把握し保存管理の基礎とする。

(2) 緩衝地帯の適切な保存管理

構成資産保護のための適切な範囲の緩衝地帯を定めるとともに、その保全の方策を講ずる。

緩衝地帯に存在する諸要素の規模・性質・立地条件等を把握し保存管理の基礎とする。

(3) 経過観察の実施

顕著な普遍的価値に対して与える負の影響の可能性について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行う。

(4) 整備・公開・活用の推進

資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進する。

(5) 保存管理体制の整備と運営

確実な保存管理を推進するために、各々の構成資産を管理する平泉町と所有者（住民及び宗教法人）を中心として組織体制を整備する。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の整備を図る。

第4章 構成資産の保存管理

1 現状の把握

(1) 記念工作物

1 中尊寺

金色堂

中尊寺金色堂は、創建から900年を経る中で、必要に応じて修理が施されてきた。1962～68年に実施された保存修理では、湿度管理及び粉塵遮断による適切な環境での保存と公開促進を目的としてコンクリート造の覆堂を建設した。現在は1968年7月の保存修理工事完了以降、建物全体が概ね健全な状態であることが目視の範囲で確認されている。

金色堂覆堂

金色堂覆堂は、現在、出入口となる中央一間を除き、網と板により鳥類等の侵入を防いでいる。また、建物正面には木柵をめぐらし、公開時間外の立入りを制限している。主要な構造部に目立った変形・破損は認められない。

経蔵

経蔵は、正面開口部の内側に木製の可動柵を置き、堂内への一般の立入りを禁止している。軸部等に目立った変形・破損は見られない。

2 毛越寺

常行堂

常行堂は、公開時間以外の立入りを制限している。主要な構造部に目立った変形・破損は認められない。

(2) 遺跡

1 中尊寺

中尊寺の境内では、今日においても伝統的宗教活動が活発に行われている。また、大池伽藍跡付近においては、構成資産の更なる解明に向けた発掘調査が行われている。所有者である中尊寺によって日常の維持管理が行われている。

2 毛越寺

毛越寺の境内では、今日においても伝統的宗教活動が活発に行われている。また、発掘調査の結果に基づき、1990年に庭園の修復が行われ、来訪者への公開を行っている。所有者である毛越寺によって日常の維持管理が行われている。

3 観自在王院跡

観自在王院跡は、発掘調査の結果に基づき、1978年に「舞鶴が池」・南門跡・西門跡・土塁跡・車宿跡などの遺構の修復が行われた。現在は史跡公園として来訪者への公開を

行っており、平泉町によって日常の維持管理が行われている。

4 無量光院跡

無量光院跡は、庭園を含む遺跡の修復を行うことを目的として現在も発掘調査が行われている。平泉町による土地の公有化が進められており、あわせて日常の維持管理が行われている。

5 金鷄山

金鷄山は、山頂に至る歩道が整備され、来訪者への公開を行っている。所有者である毛越寺によって日常管理が行われている。

6 柳之御所遺跡

柳之御所遺跡は、2004年に策定された「柳之御所遺跡整備実施計画」に基づき、遺跡の修復が進められている。遺跡の説明及び出土品については、隣接する「柳之御所資料館」において来訪者への公開が行われている。修復を進めている岩手県によって日常の維持管理が行われている。

(3) 浄土思想の伝承

中尊寺及び毛越寺では、「川西念仏剣舞」、「延年」の舞などの浄土思想の伝承に関わる宗教活動が、現在もなお、毎年各々の境内において行われている。

2 保存管理の方向性

資産全体を適切に保存管理していくための方向性としては、まず、顕著な普遍的価値を理解することが必要であるとともに、地域住民及び行政など資産に直接的に関わる者がその知識を向上させ、連携しつつ保護していくことが重要である。また、顕著な普遍的価値に与える負の影響を考慮しつつ、その特質に応じた適切な保存管理の考え方及び取扱の方針が必要となる。負の影響とその対応の方法については第6章に記載している。

「記念工作物」及び「遺跡」としての構成資産は、文化財保護法の下、国宝又は重要文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝に指定されている。これらの現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という。）については、同法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

(1) 記念工作物

記念工作物は、酸性雨などの気候変動、大雨などの自然災害及び観光客増加によるき損などの影響を受けることが想定される。したがって、これら負の影響について、具体的な指標を用いて監視する必要がある。また、これらは木造建造物であることから、部材の交換などによる修理によって全体の枠組みを維持しつつ、顕著な普遍的価値が損なわれることの無いよう適切に保存管理する必要がある。

ア 現状変更の制限

記念工作物のうち、特に国宝・重要文化財に指定されている建造物については、その位置・規模・形態・意匠・色彩等の現状を変更する行為を行う場合には、概ね以下の事項に該当する場合には文化庁長官の許可を求めることとしている。

- ・ 移築や曳屋をする、地盤の高さを変える等、当該建築物の位置を変更する場合。
- ・ 当該建造物の全部あるいは一部の構造、形式、規模、意匠を変える場合。
- ・ 間仕切りの取り付けや撤去、窓枠の材種の変更など、当該建造物の全部あるいは一部の仕様を変更する場合。

また、当該建造物の現状に変更を加えるものではなくとも、保存上好ましくない行為を行う場合には、以下の事項を参照して文化庁長官の許可を求めることとしている。

- ・ 建造物の防火管理区域で新築、増築、改築の行為を行う場合。
- ・ 建造物の防火管理区域で新たに火気を或いは新たに多量の危険物を置く場合。
- ・ 建造物の周辺における切土や盛土などの行為を行う場合。
- ・ 建造物の内部に重量物を搬入する場合。
- ・ 中尊寺金色堂の漆芸部に直接触れたり、強い光線をあてて撮影等を行う場合。

記念工作物のうち、特別史跡及び特別名勝に指定された土地に含まれる建造物である常行堂は、史跡等を構成する要素として取扱われており、保護の方向性については上記の記念工作物とほぼ同様であり、現状を変更する行為を行う場合には、文化庁長官の許可を求めることとしている。

中尊寺に所在する金色堂、金色堂覆堂、経蔵に関する現状変更の取扱い等に関する内容の詳細は、添付した「分冊 - 1 (中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書(抜粋))」に示している。

毛越寺に所在する常行堂の保存管理に関する方向性の詳細については、「分冊 - 2 (史跡・名勝に関する保存管理計画(抜粋))」に示している。

イ 保護の基本的な考え方

1 中尊寺

金色堂

- ・古材、旧規、旧仕様を極力保存する。とりわけ当初の形式や仕様を残す部材は慎重に取扱う。
- ・附指定(指定文化財と一体であることによって価値が生じているもの)の旧組高欄および古材(巻柱等)についても、建造物本体と一体のものとして同等の保存措置を講ずる。
- ・漆芸や金工等の特殊な技法が建造物の価値の重要な部分を占めており、これらを将来にわたって良好な状態で維持するため、最適の状態に制御した人工環境のもとで保護する。

金色堂覆堂

- ・建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とするが、やむを得ず取替えが必要な時には、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲する。

経蔵

- ・経蔵は、後世の改変部分を残す形で修理がなされており、中世、近世の部材を多く含むとされる。当初の形式や現在に至るまでの変遷の究明も今後の課題として残されているため、建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とする。やむを得ず取替えが必要な時には、十分な調査を行い、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取り替えられた古材を格納保存する。

2 毛越寺

常行堂

- ・常行堂は、やむを得ず部材の取替えが必要な場合には、十分な調査を行い、その形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取替えられた主要な古材を格納保存する。
- ・本建物は建立当初から現在に至るまで仏事祭礼において「延年」が上演されている。今後の修理や整備においては、建造物としての価値評価とあわせて、舞台としての機能の保持にも十分配慮する。

(2) 遺跡

遺跡は、構成資産の視覚的結び付きや関連性についての理解が達成されないことによ

る負の影響のほか、気候変動、自然災害、観光圧力及び開発圧力などの影響を受けることが想定される。したがって、これら負の影響について、具体的な指標を用いて監視する必要がある。また、考古学的遺跡は、その性質上掘削などにより地中の現状が変えられてしまうと、元に戻すことが不可能であり、顕著な普遍的価値に著しい負の影響を及ぼすことから、適切に保存管理を行う必要がある。

ア 現状変更の制限

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。しかしながら、一方ではそこを所有し生活している住民が存在することも事実であり、住民生活もまた尊重されなければならない。したがって構成資産の諸要素の現状に変更が生じる場合には、文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。そこで、構成資産のうち史跡等については、「史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地域（第1種地域）」及び「遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地域（第2種地域）」という2つの地域に区分し、それぞれ現状変更の取扱い基準を定め、住民生活との調整を図りつつ当該史跡等の保護を行っている。その概要については以下に示すとおりであり、詳細については添付した「分冊 - 2（史跡名勝に関する保存管理計画）」に示すとおりである。

【第1種地域】

史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地域

該当する地区区分の例

- ・ 宗教活動の場として尊重する地区
- ・ 修復、公開を図る地区
- ・ 山林地区

現状の土地利用が、地区区分の目的以外の土地利用となっている場合（整備・公開を図る地区に含まれる住宅や水田など）であっても、遺構の保存を前提として現状の用途を継続することについて認められる場合がある。

防災施設の設置に関しては、重要遺構のないことと、緑化等の修景に配慮して史跡としての景観に配慮することを前提として認められる場合がある。

【第2種地域】

遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地域

該当する地区区分の例

- ・ 一般住宅地区（中尊寺境内、無量光院跡、金鶏山に含まれる。）

一般居住地区において、居住を目的とする用途以外の変更は認めない指導をする。

現状変更を行おうとする場合には、平泉町と協議を行うこととする。

イ 保護の基本的な考え方

各構成資産における保護に関する基本的な考え方としての地域区分並びに想定される現状変更等の行為とその具体的取扱方針の概要は、以下の表 - 4 及び図 - 17 ~ 20 に示すとおりである。なお、構成資産ごとの詳細な情報は、「分冊 - 2 (史跡・名勝に関する保存管理計画 (抜粋))」に示すとおりである。

(3) 浄土思想の伝承

浄土思想については、継承者の不在などにより、伝承に関わる宗教活動が途絶えることにより負の影響を受けることが想定される。したがって、これらについて、具体的な指標を用いて監視しつつ、適切な保存管理を行う必要がある。

したがって、保存管理の方向性として、浄土思想を今日に伝える宗教儀礼・芸能への理解を深めるとともに、その維持、継承を図ることとする。

表 - 4 構成資産の地区区分・取扱い方針等一覧表

構成資産	種別	地区区分	想定される現状変更等の行為	現状変更の具体的取扱方針
1 中尊寺	特別史跡	[第1種地域]	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		[第2種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
2 毛越寺	特別史跡 特別名勝	[第1種地域]	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、木竹の伐採・植栽、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
3 観自在王院跡	名勝	[第1種地域]	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、木竹の伐採・植栽、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
4 無量光院跡	特別史跡	[第1種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、既存道路の改修、史跡整備のための発掘調査、見学者のための活用整備	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。また、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		[第2種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
5 金鷄山	史跡	[第1種地域]	・史跡整備のための発掘調査、見学者のための活用整備、木竹の伐採 ・木竹の伐採、既存道路の改修、見学者のための活用整備、発掘調査	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		[第2種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
6 柳之御所遺跡	史跡	[第1種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、既存道路の改修等、上下水道の整備、電柱移設工事、見学者のための活用整備、発掘調査、修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。また、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		[第2種地域]	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。

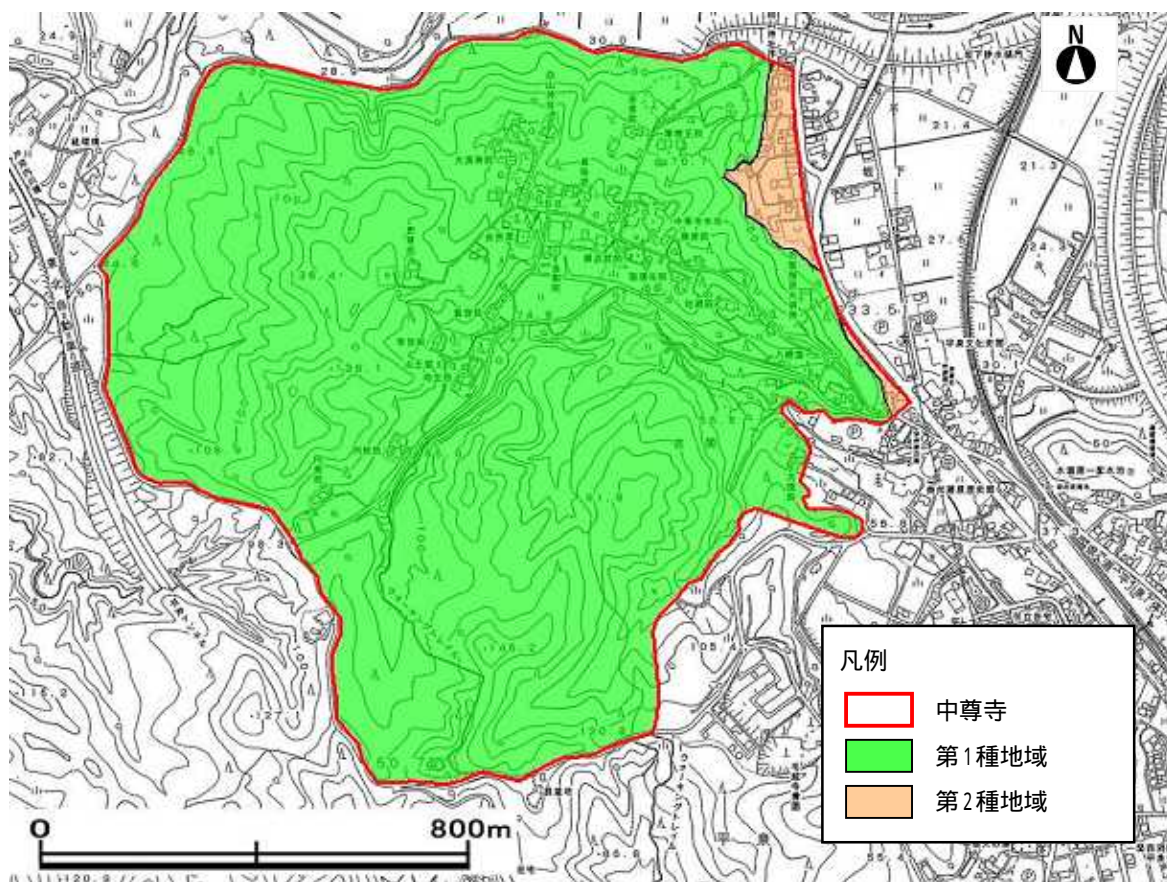


图 - 17 中尊寺地区区分图

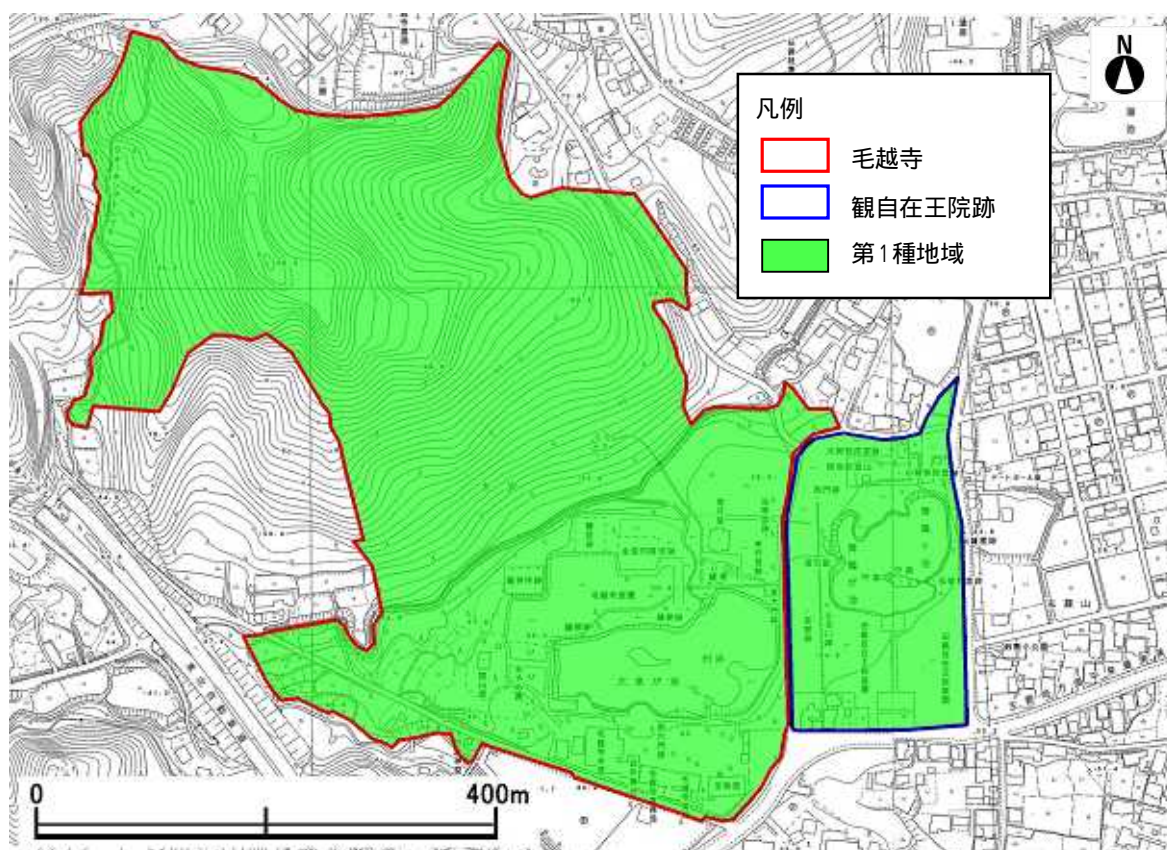


图 - 18 毛越寺・観自在王院跡地区区分图

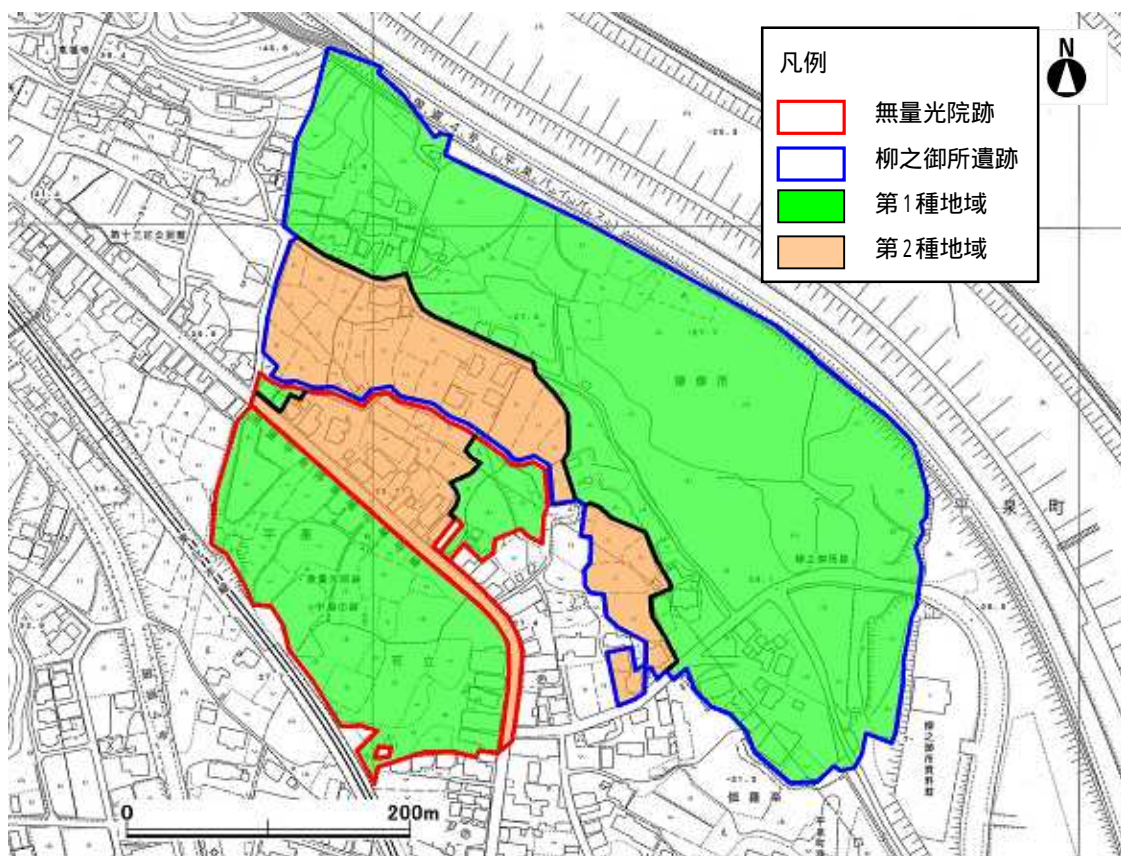


図 - 19 無量光院跡・柳之御所遺跡地区区分図

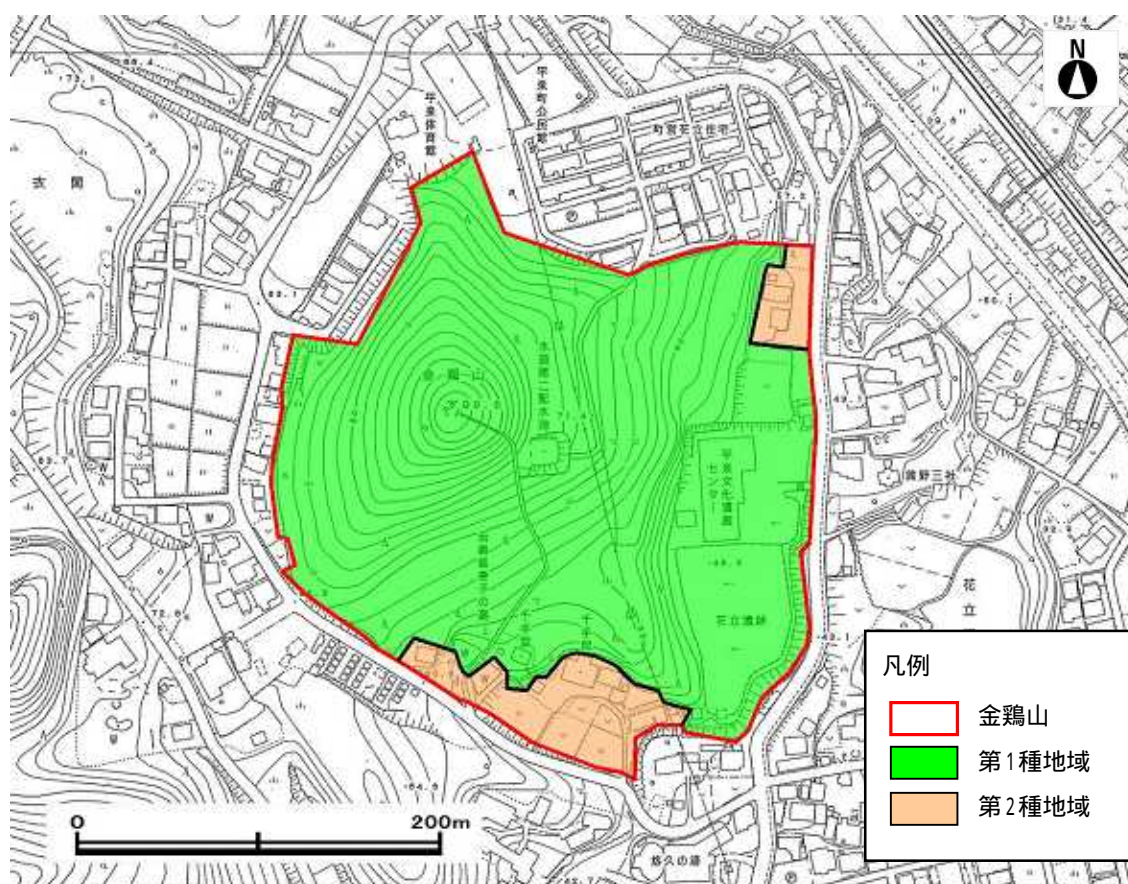


図 - 20 金鷄山地区区分図

3 具体的な施策

資産全体に関する保存管理の具体的な行動計画については、付章の事業計画一覧表に示している。

各構成資産の保存管理の具体的な内容については、以下に示すとおりである。

(1) 記念工作物

1 中尊寺

金色堂

- ・機械制御による適切な保存環境の維持。
- ・目視により、黴、錆、漆面の亀裂や剥落などの異常を早期に把握する。
- ・建物の変形を定量的に計測し、主要構造の変形を早期に把握する。

金色堂覆堂

- ・日常的な目視確認により、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬剤による害虫駆除など適切な措置を施す。

経蔵

- ・日常的な目視確認により、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬剤による害虫駆除など適切な措置を施す。

2 毛越寺

常行堂

- ・劣化、損傷等の状態を適切に把握し、状況に応じて建造物全体の根本修理の必要性について検討する。
- ・茅葺屋根については、落葉の堆積や草木の発芽が認められた場合には早期にこれらを除去するほか、屋根材の腐蝕が認められる場合には、適宜差茅や葺替などを行う。
- ・柱、床、板壁、天井等については、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬品による害虫駆除など適切な措置を施す。

(2) 遺跡

1 中尊寺

- ・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。また、仏堂及び社殿など宗教関連施設の修復及び改修等においては、基本的に伝統的な木造建築技術によりつつ、現在も使われ機能していることに十分配慮する。
- ・森林、植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観形成につとめる。

- ・ 讃衡蔵及び現在の覆堂など保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能の健全な状態を保つとともに、資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。
- ・ 居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が構成資産に与える影響を考慮しつつ、調和したものとする。
- ・ 道路とその関連施設のうち、特に指定地内の道路については、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保持の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。
- ・ 電力・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、目的とする保存管理の機能を確実に充足しつつ、配置・規模・形状・色調が資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう整備する。
- ・ 上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りでない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

2 毛越寺

- ・ 庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。また、本堂及び庫裏などの宗教関連施設の修復及び改修等においては、基本的に伝統的な木造建築技術によりつつ、現在も使われ機能していることに十分配慮する。
- ・ 森林、植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。
- ・ 宝物館など保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能の健全な状態を保つとともに、構成資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。
- ・ 居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が資産に与える影響を考慮し、資産に調和したものとする。
- ・ 構成資産の南縁に接している道路とその関連施設については、特に公益上必要な最小限の場合を除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。

- ・電力・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、目的とする保存管理の機能を確実に充足しつつ、配置・規模・形状・色調が資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう整備する。
- ・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りでない。また、既存の人工物のうち、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

3 観自在王院跡

- ・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
- ・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。
- ・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が構成資産に与える影響を十分考慮する。なお、構成資産の修復や整備の計画に基づき、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。
- ・構成資産の西縁を通過する道路とその関連施設については、特に公益上必要な最小限の場合を除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。
- ・ガイダンス施設など、保存管理又は公開活用を目的とする建造物を設置するにあたっては、それらが果たすべき機能と役割に十分配慮しつつ、設置の必要性について検討する。
- ・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りでない。また、既存の人工物で、構成資産に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

4 無量光院跡

- ・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。

- ・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。
- ・ガイダンス施設など、保存管理又は公開活用を目的とする建造物を設置するにあたっては、既存の建造物の活用を前提とし、それらが果たすべき機能と役割に十分配慮しつつ設置の必要性について検討する。
- ・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が構成資産に与える影響を十分考慮する。なお、構成資産の修復や整備の計画に基づき、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。
- ・道路とその関連施設のうち、特に指定地内を通過する道路については、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものゝ拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。道路の存在が顕著な普遍的価値に及ぼす影響について十分考慮する。
- ・電力柱・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。
- ・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りでない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

5 金鷄山

- ・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。資産の修復整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
- ・山頂の石祠・鳥居など宗教関連施設の修復及び改修等においては、現在も使われ機能していることに十分配慮するが、顕著な普遍的価値との関連性も考慮し、場合によって撤去又は移転なども検討する。
- ・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観形成につとめる。
- ・文化遺産センターなど保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能を保持しつつ構成資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。
- ・構成資産の道路とその関連施設のうち、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものゝ拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。

- ・公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう、設置の必要性について検討し、配置・規模・形状・色調に十分配慮する。
- ・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が資産に与える影響を考慮し、資産に調和したものとする。なお、顕著な普遍的価値の厳密な保護の観点から、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。
- ・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りでない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼす景観要素については、撤去又は修景に努める。

6 柳之御所遺跡

- ・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて厳密な保護を図る。修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
- ・植栽樹木等については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観の形成に資するよう適切に制御する。
- ・構成資産に隣接する緩衝地帯に立地している平泉遺跡群調査事務所及び柳之御所資料館などの保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、当該施設が目的とする保存管理の機能が確実に行われることを前提とする。また、施設の配置・規模・形状・色調が構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう十分配慮する。
- ・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が顕著な普遍的価値に与える影響を十分考慮する。なお、構成資産の修復や整備の計画に基づき、必要に応じて土地の公有化を行う。
- ・送電線及び鉄塔など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう設置の必要性について検討し、配置・規模・形状・色調に十分配慮する。
- ・道路とその関連施設のうち、特に指定地内を通過する道路については、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものに幅を認めないこととする。
- ・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など顕著な普遍的価値に負

の影響を与える可能性があるものについては設置を認めないこととする。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについては、設置を認めることとする。また、既存のもので、顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼす景観要素については、撤去又は修景に努める。

(3) 無形の要素

中尊寺境内で行われる川西念仏剣舞などの宗教活動、毛越寺常行堂で行われる常行三昧及び延年は、毎年定期的で開催され、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を現在に伝えている。これらの芸能及び宗教活動に加え、中尊寺及び毛越寺では、関連する多くの宗教活動等が継続して行われている。

これらについては、平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図る。

第5章 緩衝地帯の保存管理

1 周辺景観に関する基本計画

(1) 基本的な考え方

緩衝地帯は資産の適切な保護を目的として、資産を取り囲む地域に法的手法により、補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられる保護の網である。したがって緩衝地帯を構成している「周辺環境を構成する諸要素」についても、それらを特定しつつ要素に合わせた適切な対応が不可欠である。緩衝地帯については、仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群にふさわしい周辺環境形成の観点から、自然地形及び行政界等を考慮しつつ、周辺に展開する概ね視認可能な範囲を対象として設定し、保全対策を講じている。

構成資産の顕著な普遍的価値についての厳密な保護はもとより、その周辺環境において相対的に資産が生かされるような周辺環境の保全が必要であるとの認識から、「資産相互の視認性」を柱としつつ、山・丘陵・河川などの自然の地形や農地などから成る景観とも融合したまちづくりを基本的な考え方として位置付けている。これに伴い、平泉町は景観法に基づく景観計画の中で、景観形成基本方針を設定し周辺環境の整備を進めている。また、奥州市では、同市が定める条例により緩衝地帯について規制が行われ、景観が保全されている。

ア 平泉町における景観計画の概要

平泉町では、景観計画の対象範囲を町内全域と定めている。

景観の特性に応じた規制誘導レベルを設定するために、この景観計画区域内を3つの地区に区分し、それぞれ歴史景観地区、風土景観地区、一般景観地区と名付けている。

また、世界遺産登録の推薦資産に近接する地区では、より積極的な景観規制誘導が必要であるため、景観法に基づく景観地区ないし準景観地区として定めている。

特に資産に近い平泉における地区ごとの規制の方針は以下のとおりである。

歴史資産との景観的調和を図り、平泉にふさわしい景観の創出を心がける。

史跡名勝に近接する地区：歴史景観地区

- ・特に建築物の形態意匠が地区の景観形成に大きな影響を与える地区であり、和風のデザインを基本とする。

自然と調和した美しい農村景観を保全・継承する。

自然環境とその周辺：風土景観地区

- ・建築は和風のデザインを基本とする。
- ・特に農村地帯では、農家住宅の伝統的様式や屋敷林を含めた屋敷構えが重要な景観要素となっている。
- ・また、農地で住宅化や工場の進出が進みつつあるが、美しい農地景観を雑然とさせ、地域全体の魅力をそぐことにならないように、開発の適正誘導が必要となる。

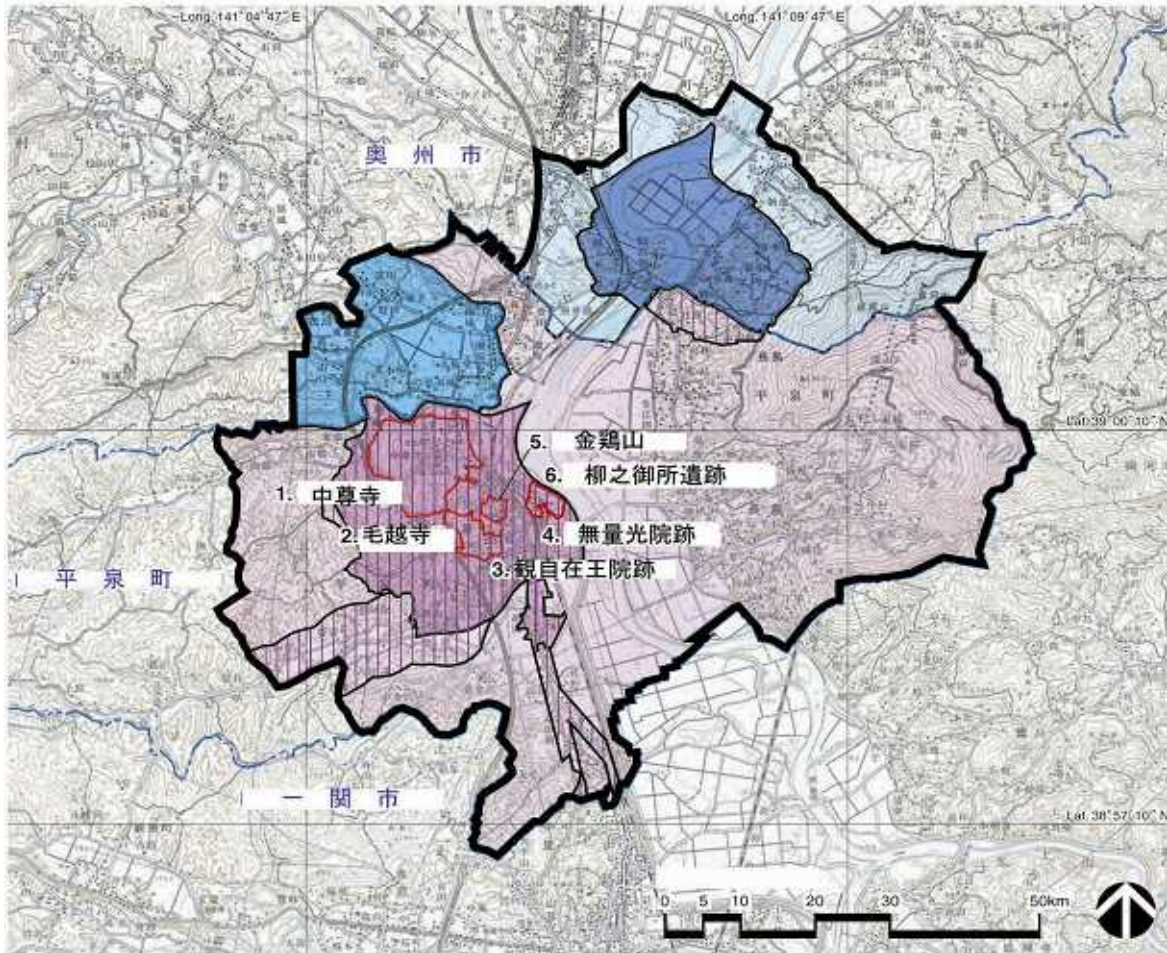
平泉にふさわしい良好な沿道景観の形成に配慮する。

都市計画で用途地域が準工業地域とされている地区とその周辺など：一般景観地区

- ・ 商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、人通りのある通りからは文化的景観と調和した印象を与えるようにするため、建物の規模・高さへの配慮、色彩への配慮、植栽等による修景が求められる。
- ・ また、屋外広告物が乱立しやすい地区でもあるため、適切な規制誘導が必要である。

イ 奥州市における景観条例の概要

奥州市の景観条例では、歴史的な遺産と農村が調和した景観を守り、つくり、育てることが重要であるとし、地区の性質に応じた規制が行われている。



- 凡例
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 推薦資産 緩衝地帯 管理境界
(地方自治体) | <p>景観規制
自然と歴史が調和した平泉の景観とまちづくりのための法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観地区・準景観地区 歴史景観地区 風土景観地区・一般景観地区 <p>白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史景観地区 風土景観地区・一般景観地区 <p>長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史景観地区 |
|---|--|

図 - 21 資産及び緩衝地帯の法的規制範囲図

2 現状の把握

現在、緩衝地帯において構成資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発は計画されておらず、今後もそのような開発は起こり得ない。また、自然環境についても同様である。資産の所在地域における自然災害については、台風・大雨・地震（これらの要因による倒木・地形崩落を含む）・洪水・火災などを想定しており、それぞれについて防災対策が講じられている。

緩衝地帯の保全については、現時点において適切に機能している周辺地域に係る法律及び関係各市町が定める条例に基づき、構成資産の周辺環境を構成する諸要素の特定とその保全に努めることとしている。特に、構成資産の適切な保存管理のためのガイダンス施設等の整備については、当該施設の配置・規模・意匠などについて十分に検討することとしている。また、既存の施設については、修景等によって景観に与える影響の軽減に努めている。

3 保存管理の方向性

(1) 緩衝地帯の設定と行為規制

緩衝地帯は、資産と密接に関連する丘陵・河川・樹林などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、歴史的な建築物、歴史的な出来事に関する伝承地などの歴史的要素のほか、資産の活用に関する施設、市街地を構成する建築物又は工作物、道路・鉄道及びそれらの関連施設、その他の人工物などの人文的要素により構成される。

緩衝地帯においては、資産の周辺に良好に残る自然的要素及び歴史的要素を保全するとともに、人文的要素については資産を保護するための緩衝地帯の特質にふさわしいものとなるよう適切に誘導することが必要である。したがって、そのために緩衝地帯の範囲を適切に確保するとともに、関係各市町が定める条例に基づき行為規制を行い、緩衝地帯の保全対策を講ずることとしている。

緩衝地帯の範囲については、資産から眺望の対象となる山の稜線や河川などの自然的な地形を含み、地籍境界・行政界などを考慮した上で、資産の顕著な普遍的価値を適切に保護することが可能であることを前提として定めている。緩衝地帯の適切な保全のためには、各構成資産からの距離に応じて、許可制と届出制を組み合わせた行為規制を行うことが適切である。すなわち緩衝地帯のうち、構成資産に隣接する区域については、許可制に基づく規制の下に各種の行為規制を加え、さらにその周辺の区域では、届出制に基づく規制の下に一定の開発行為に対して規制措置を講ずることとしている。前者の場合には、現状変更等の行為が建築物や工作物の新築・改築、木竹の伐採、屋外における物の集積又は貯蔵、鉱物の採掘又は土砂の採取、のり面・擁壁・土地の造成など、景観を変更する行為について許可申請が必要となり、後者の場合においても同様の行為について届出が必要となる。

(2) 埋蔵文化財の調査と保護

緩衝地帯には、資産の顕著な普遍的価値と密接に関連する重要な遺跡を含む多くの区域がある。これらの区域については学術調査を進め、その成果に基づき保存すべき遺跡の範囲を特定し、史跡等への指定を適切に行うなど、遺跡の保存措置や風致景観の保護に取り組んでいく必要がある。

このような考古学的遺跡を含む平泉の全体的な価値に関する一層の理解と、現代の住民生活への適切な活用をめざすため、当面の間は岩手県が設置した「平泉遺跡群調査事務所」の体制・機能を強化し、平泉遺跡群全体の保護に係る指導及び調整を主導することとしている。また、将来的には岩手県がその財政状況等を勘案しつつ、平泉遺跡群についての総合的な調査・研究を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））を設置し、遺跡の保護施策を一層拡充することとしている。

緩衝地帯に展開する周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係各市町との連携・調整を図りつつ、中・長期的な調査・整備方針に基づき、それらが保持している価値についてのより詳細な解明と適切な保護を行うことを目的として学術調査を進めている。

なお、緩衝地帯及び周辺地域において、平泉に関連する遺跡が発見された場合には、その具体的な価値の解明に向けて計画的な調査・研究を行い、当該遺跡の保存について対策を講ずることができるよう関係機関との連携を図ることとしている。

（３）都市計画との調整

資産とその緩衝地帯において、道路の整備や公共下水道の整備などの施設を整備する場合には、資産の保護及び緩衝地帯の保全の観点から、関係機関の間で相互に連携を図りつつ、調整を行うこととしている。

現在、資産と緩衝地帯は都市計画区域に含まれており、これらの区域では引き続き岩手県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」や関係各市町が定める「市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」に基づく様々なまちづくりの施策を進めることとしている。これらのマスタープランにおいては、都市計画区域の将来像が明示されており、これにより道路などの都市施設の整備事業や市街地開発事業が行われる場合には、適切な距離を考慮して緑地を配置し、自然的環境の整備又は保全の視点との調和を図ることとしている。

以上のように、資産とその緩衝地帯については、文化財保護法をはじめ関係法令が適切に適用されるとともに、岩手県及び関係各市町が定める都市計画の下に資産の保存・整備と開発及び保全が一体となって機能している。

なお、資産とその緩衝地帯について、今後、都市計画区域の変更やマスタープランの見直しなどを行う場合には、国が定めた「都市計画運用指針」に基づき、地域住民の意見を聞くことはもとより、岩手県及び関係各市町の文化財・環境・景観などの各部局の担当を含む関係行政機関とも十分な連絡・調整を図ることとしている。

平泉町では、構成資産の保護のみならず、周辺環境の保全をも積極的に行い、地域住民の生活と調和したまちづくりを目指すこととしている。このような理念の下に、都市計画の変更及び景観保全に配慮した都市の基盤整備を行うこととしており、毛越寺に隣接する道路及び平泉町を縦貫する国道４号線の電線地中化などの整備事業が既に行われた。平泉町における都市基盤整備に関する主な計画と実績については表 - 5 及び図 - 22 に示すとおりである。

表 - 5 平泉町周辺地域における都市の基盤整備

	整備方針	整備対象	整備内容
計画(着手含む)	遺跡の保護と活用を図るための道路計画	泉屋桜川線 高館線 中学校線	都市計画マスタープランの及び景観重要施設との関連により廃止 遺跡保護の観点から廃止 高館線廃止に伴う代替線として新たに追加
	景観上重要な施設(道路、河川等に関する施設)について、あらかじめ「まちづくり」の中に位置付けて整備内容の検討を行う	道の駅 ウォーキング トレイル事業 中尊寺通り	交通結節機能、ガイダンス機能を持つ施設 統一的デザインによるサインシステム整備 歴史的経緯や周囲の遺跡を考慮した整備
実績	景観阻害要因の排除及び景観の向上	毛越寺通り 国道4号線 中尊寺境内前 国道4号線平泉バイパス	電線地中化 電線地中化 歩道橋撤去 市街地を迂回するバイパス路及び修景

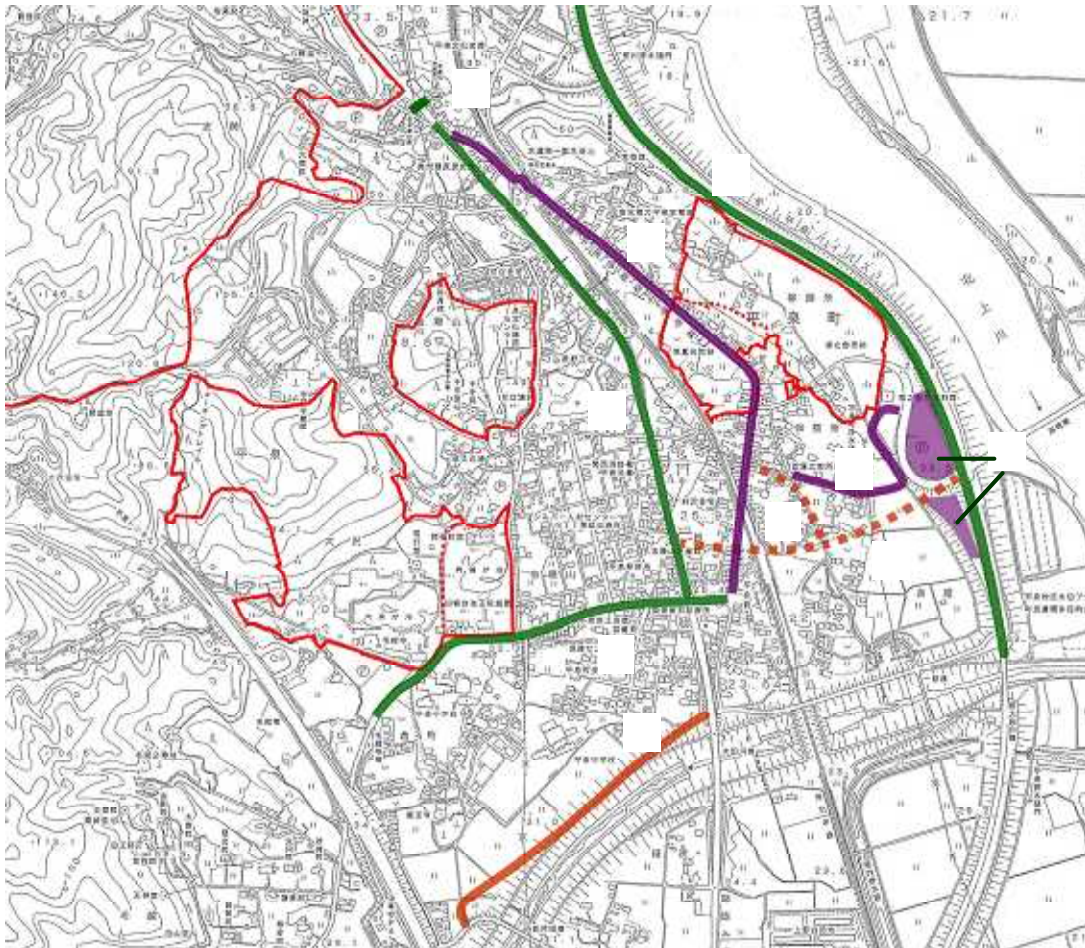


図 - 22 平泉町周辺地域における都市の基盤整備

(4) 住民生活との調和

資産及びその周辺に居住する住民の生活については、資産の保護を前提としつつ、日常の住民生活を著しく妨げることの無いよう調和を図ってゆくことが必要である。そのためには

地域住民に対し、資産の価値を十分に伝えることはもとより、資産とともに生活するという認識を一層深められるような施策を講ずる必要がある。

上記の視点に基づき、平泉町では地域住民に対する説明会が必要に応じて実施されており、行政と住民との間において積極的な情報交換が行われている。また平泉町役場には、地域住民からの問い合わせに迅速に対応するための窓口が設置されている。

表 - 6 地域住民の生活との調和を図るための主な取組み

おもな実施事業	事業主体	実施年度・期間	実施実績
資産に関する住民説明会の開催	平泉町	必要に応じて	2007年～ 年1～2回
史跡指定に向けた住民説明会の開催	平泉町	必要に応じて	1989年以前～ 年1～2回
地域住民からの問い合わせ窓口設置	平泉町	通年	1989年以前～ 通年

4 具体的な施策

鉄柱・看板・広告塔などの景観に負の影響を与える人工物については、より良い周辺環境とするためできる限り設置を抑制することとし、やむを得ず設置をする場合においても、条例及び関連法律に定める規模・色彩・素材等の観点から景観に十分配慮し、最小限の設置とするよう関係者への理解と協力を求めることとしている。

既存の施設で、特に資産の顕著な普遍的価値に著しい負の影響を及ぼす可能性のあるものについては、撤去・修景を含めた対応により影響の軽減に努めることとしている。公益上必要な施設については、利用状況を尊重しつつ、修景を行うことにより景観に対する影響の軽減を図ることとしている。

資産とその緩衝地帯において予定されている開発計画で、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある判断されるものについては、あらかじめ岩手県がその影響を最小限にとどめるような施工方法について検討し、事前協議を行うよう各関係機関との調整を図ることとしている。

以上の取扱い内容の詳細については、付章に事業計画一覧表として示している。

第6章 経過観察の実施

1 顕著な普遍的価値に影響を与える要因

資産の保全状況及び資産に与える影響の概要については、推薦書本文において記述しているとおりである。本保存管理計画においては、これらの影響などについて顕著な普遍的価値の適切な保存管理という観点から、「資産の視覚的結び付き」、「資産の関連性」、「個別資産の保護」の3つに分類し、影響の程度を観察する指標を設定した。

資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するためには、資産に影響を与える要因について、監視の方策及びと負の影響が及ばない方策を検討する必要がある。その考え方の概要については以下の表に示すとおりである。

表 - 7 資産に負の影響を与える要因とその考え方

	顕著な普遍的価値を構成する諸要素	資産に対する負の影響	観察指標として考えられるもの
平泉の顕著な普遍的価値	記念工作物・遺跡・浄土思想の伝承	<p>知識の提供・普及活動等の停滞による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の視覚的結び付き、関連性の未理解による影響 <p>気候変動による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸性雨による影響（建造物等の腐食） 温暖化による影響（庭園水系、庭園植生、境内植生等の変化） <p>自然災害による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水による影響（遺跡のき損） 大雨による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、庭園水系の変化） 風化、虫害、樹木の成長等による影響（遺跡、庭園景観のき損） <p>観光圧力による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客数増加による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、周辺環境の変化） <p>開発圧力による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の大規模開発による影響（埋蔵文化財の消失、視覚的結び付きを妨げる景観阻害要因の設置） 住民の多様な意識による影響（統一性のない町並みデザイン） <p>技能、技術の伝達に係る影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 継承者不在による影響（伝統芸能の消滅） 	<p>資産の視覚的結び付きに関して 視点場における景観を阻害する要因の数 規制（景観条例等）に適合しない要因の数</p> <p>資産の関連性に関して 知識の提供・普及状況 （整備の進捗、ガイダンス施設、研究報告、発掘調査、パンフレット・HPなどによる各種情報提供、国内外専門家による現地確認・指導会の開始ア、各種研修会・セミナー等の開催） 観光客数の動向 （入込数、便益施設と収容能力など）</p> <p>個別資産の保護に関して 酸性雨の状況 （PHなど） 水系の状況 （水質、水量、生物など） 植生の状況 （樹種とその割合など） 遺構の状況 （礎石の位置など） 現状変更数及び内容 伝統芸能継承演目の数 宗教儀礼及び芸能等の開催状況</p>

2 負の影響を与える要因の観察

1で示した観察指標として考えられるものについて、測定すべき内容、周期、記録組織の概要を以下の表に示す。指標の具体的な測定内容等については分冊 - 2に明示している。

表 - 8 観察指標一覧表

指 標		周 期	記録組織	
(1) 資産の視覚的結び付きの保護	a) 視点場における景観を阻害する要因数	毎年	岩手県	
	b) 規制（景観条例等）に適合しない要因数	毎年	平泉町 奥州市	
(2) 資産の関連性の保護	a) 整備（ガイダンス施設含む）の進捗率	3年毎	岩手県	
	b) 発掘調査報告書・研究報告書等の刊行数	毎年	岩手県	
	c) パンフレット・HPによる情報提供数	毎年	岩手県	
	d) 専門家による現地確認・指導会の開催数	毎年	岩手県	
	e) 研修会・セミナー等の開催数	毎年	岩手県	
	f) 観光客入り込み数	毎年	岩手県	
	g) 便益施設数と収容能力の状況	3年毎	岩手県	
個別資産の保護	(3)-1 建造物の保護	a) 建造物修理記録整備記録	毎年	中尊寺 平泉町
		b) 建造物防火施設の点検、整備、改修若しくは修理結果（補助、自費）	毎年	中尊寺 平泉町
		c) 現状変更の数及びその内容	毎年	中尊寺 平泉町
	(3)-2 庭園の保護	a) 現状変更の数及びその内容	毎年	平泉町
		b) 酸性雨の状況（PH測定）	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
		c) 水系の状況（水質、水量、生物の測定）	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
		d) 植生の状況（樹種とその割合の測定）	毎年	平泉町 毛越寺
	(3)-3 考古学的遺跡の保護	a) 現状変更の数及びその内容	毎年	平泉町
		b) 遺構の状況（礎石位置の測定）	毎年	平泉町
	(3)-4 価値を伝えるための宗教的儀礼及び芸能の保護	a) 伝統芸能演目の継承数	毎年	平泉町 奥州市
		b) 宗教儀礼及び芸能等の開催数	毎年	平泉町 奥州市
	(4) 緩衝地帯の保護	a) 緩衝地帯における現状変更の数	毎年	岩手県

第7章 整備・公開・活用の推進

1 基本方針

資産全体の保存管理を確実に行うためには、適切な整備・公開・活用の方針を定め、それらを着実に実現していくことが必要である。資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進する。

(1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達

平泉は、一連の歴史的背景と構成資産相互の関連性によって全体の顕著な普遍的価値が構成されているという観点を踏まえる必要がある。

そのため、各構成資産の修復及び整備に当たっては、構成資産相互の関連性を考慮し、資産全体として有する顕著な普遍的価値を顕在化させる整備計画を策定し、修復及び整備を進めることとする。

また、岩手県及び平泉町は、「平泉文化フォーラム」を始めとする資産の関連性を含めた平泉の顕著な普遍的価値を理解するための講座及び研修会等を実施し、情報の伝達を行うことについて配慮する。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携を図る。

表 - 9 資産の保存管理に関する経費

単位千円

項目	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
遺跡保護（公有化含む）	339,100	325,000	276,680	300,800	278,000
建造物保護	0	0	0	2,000	7,320
来訪者施設、普及啓発	80,160	14,350	9,098	18,806	24,320
維持管理	2,165	18,820	19,840	19,980	23,000
合計	349,281	358,170	305,618	359,586	332,640

(2) 歴史的事実に基づく真実性の担保

記念工作物や遺跡の修復及び復元整備は、その真実性を担保するため、建造物の解体修理や発掘調査等の各種学術調査の結果に基づき、高い精度により実施する。そのためには、歴史学・考古学・建築史学・造園学等、構成資産に関する調査研究を継続し、保存・活用上の諸課題について、研究成果の充実を図っていく必要がある。

そのため、岩手県では、資産の考古学的調査を実施する「平泉遺跡群調査事務所」を平泉町内に設置するとともに、「平泉文化の総合的研究基本計画」を策定し、大学及び関係する地方公共団体と調査研究活動の連携を図り、成果の充実に努めている。将来的には、現在の「平泉遺跡群調査事務所」を平泉文化に関する総合的な調査研究活動を行う機関（平泉文化研究

機関（仮称）として発展させる。

また、専門家により構成される学術委員会である「平泉遺跡群調査整備指導委員会」を開催し、資産の調査研究等についての客観性を確実にする。

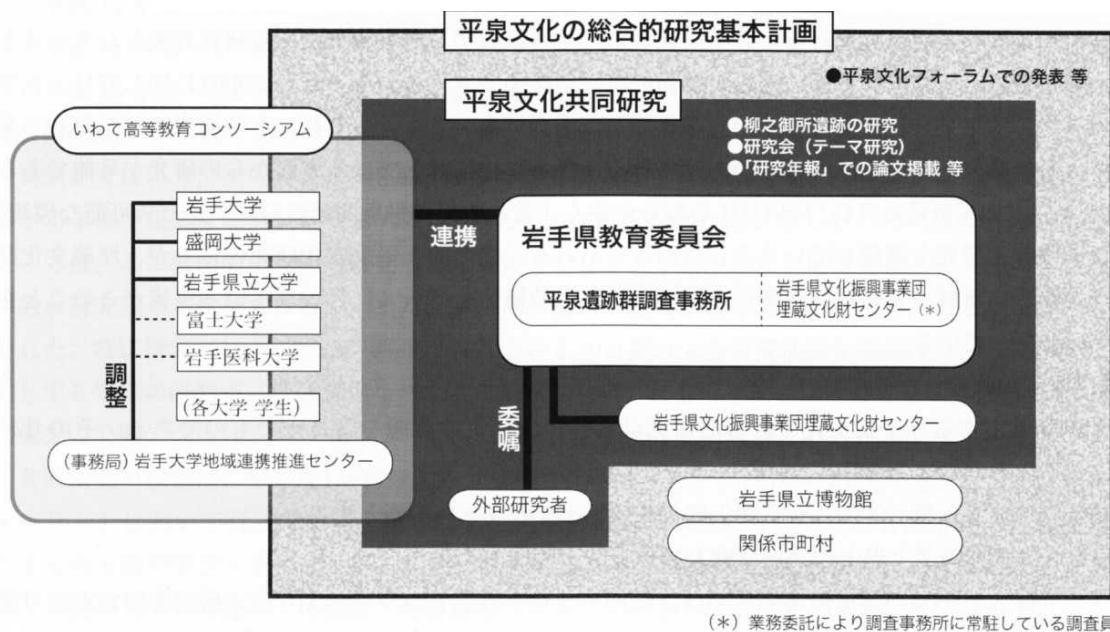


図 - 23 平泉文化の総合的研究基本計画

（3）適切な公開・活用施設の設置

公開・活用施設の設置に当たっては、資産の持つ顕著な普遍的価値を伝達するために必要な質及び量を考慮する。

そのため、現在「平泉文化遺産センター」及び「柳之御所遺跡ガイダンス施設」において行っている、連続する資産を一体として理解させるために必要となる総合的な資産解説については、今後さらにそれらの施設・設備及び機能を充実させる。同様に、個別構成資産の公開活用施設等についても、顕著な普遍的価値の観点から一層の充実を図る。

表 - 10 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

no	名称	対象資産	備考
1	平泉文化遺産センター	中尊寺 毛越寺 観自在王院跡 無量光院跡 金鷄山 柳之御所遺跡	資産の歴史に関する説明
2	柳之御所遺跡ガイダンス施設	中尊寺 毛越寺 観自在王院跡 無量光院跡 金鷄山 柳之御所遺跡	資産全体の解説 出土品による資産の詳細な説明（現在は柳之御所遺跡中心）
3	中尊寺讃衡蔵	中尊寺	中尊寺及び所蔵する文化財についての説明
4	毛越寺宝物館	毛越寺 観自在王院跡	毛越寺・観自在王院跡及び所蔵する文化財についての説明

なお、これらの施設の設置又は改修に当たっては、資産に対する景観上の影響をも十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信や便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定める。

(4) 国内外からの観光客への対応

地域住民に向けた公開活用のみならず、広く国内外からの来訪者を受け入れる文化観光資源としての活用をも想定し、資産の保存を前提としつつ、地域振興の観点にも配慮した観光計画を確立する。

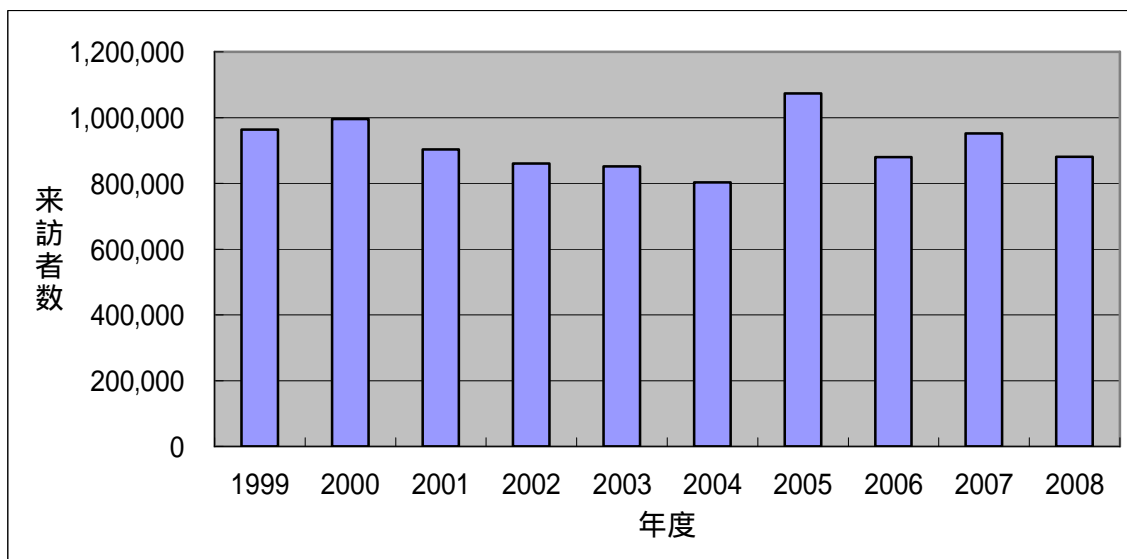


図 - 24 観光客数の推移

そのため、岩手県では資産の観光面における効果的な活用方法の検討を行うとともに、外国人観光客の受入態勢を整備し、資産の価値に対する理解促進と普及啓発に向けた積極的な宣伝に努める。また、適切な見学経路の設定及びトイレ等の便益施設の設置など、景観や環境の保全にも十分配慮した観光推進計画（活用推進アクションプラン）を策定する。

表 - 11 平泉町内における案内板及び資産解説板

	道標		説明板
	歩行者用	車両用	
中尊寺	31	9	1
毛越寺	26	3	2
観自在王院跡	9	0	3
無量光院跡	12	5	2
金鷄山	4	0	2
柳之御所遺跡	16	5	1

道標：該当資産への方角及び距離を示したもの
 説明板：該当資産の来歴や価値について記載したもの

構成資産を相互に連絡する交通体系については、地域住民の利便性にも十分配慮しつつ、資産に対する悪影響が想定される道路線形については見直しを求めるなど、長期的な視野の下に改善策の推進に取り組む。

また、神社仏閣への参拝者・観光客が増加する季節や催事の開催時期には、一時的な規制として緩衝地帯に臨時の駐車場などを確保し、パーク・アンド・ライド方式を前提とした交通誘導を行い、来訪者を適切に誘導するとともに、交通渋滞の緩和を図る。

表 - 12 平泉町内における駐車場の許容数と充足率

地域	項目	2008	2007	2006
中尊寺エリア (433台収容)	駐車台数(台/年)	68,739	94,482	84,217
	駐車台数(台/日)	188	259	231
	充足率	43.5	59.8	53.3
毛越寺・観自在王 院・金鶏山エリア (341台収容)	駐車台数(台/年)	48,704	52,310	45,275
	駐車台数(台/日)	133	143	124
	充足率	39.1	42.0	36.4
柳之御所・無量光 院エリア (50台収容)	駐車台数(台/年)	9,634	7,758	6,475
	駐車台数(台/日)	26	21	18
	充足率	52.8	42.5	35.5
平泉全体 (824台収容)	駐車台数(台/年)	127,077	154,550	135,967
	駐車台数(台/日)	348	423	373
	充足率	42.3	51.4	45.2

なお、平泉駅前の周辺地域や中尊寺・毛越寺門前の地域における道路・公共空間・街路空間については、各構成資産の保護を基本とする道路網や町並みの整備を進める。

2 構成資産の整備と活用

資産の整備及び活用は、資産の管理者である平泉町に加え、岩手県及び個別資産の所有者が主導的に実施している。

また、構成資産のうち特に「中尊寺大池伽藍跡」及び「無量光院跡」の2つの庭園については、今後更なる調査及び整備を進める予定としていることから、その調査・整備計画の詳細について(2)に示す。

(1) 記念工作物

ア 金色堂

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する国宝指定文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、阿弥陀如来の仏国土を表現した仏堂建築の顕著な類型であることに留意する。

イ 金色堂覆堂

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、金色堂を長期間保護してきた役割とともに、その特殊な建築構造の伝達について留意

する。

ウ 経蔵

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、平泉への仏教伝播を示す一切経を収納していたことに留意する。

エ 常行堂

現状で公開のための修復作業は必要とされないことから、特別史跡・特別名勝としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を今日に伝える宗教活動及び芸能が行われる場所であることについて留意する。

(2) 遺跡

ア 中尊寺及び大池伽藍跡

中尊寺境内については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了しているが、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

大池伽藍跡周辺については、整備を前提とした計画的発掘調査を実施し、修復に障害となる人工物を取り除いた後、浄土庭園としての整備を行う。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。当面は解説板等を設置し、大池伽藍跡の顕著な普遍的価値を伝達する。

以上の詳細については、61頁を参照。

イ 毛越寺及び庭園

毛越寺及び庭園については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了している。また、調査結果に基づいて、境内地の整備及び浄土庭園についての修復・整備が終了していることから、公開活用においては、仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

ウ 観自在王院跡

観自在王院跡については、庭園については発掘調査等により基本的情報の収集は終了し、その調査結果に基づいて、浄土庭園についての修復・整備が終了している。その周辺部分については、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

公開活用においては、地理的に隣接し歴史的に密接な関係を有する毛越寺との関連が理解されるとともに、観自在王院跡における浄土庭園が住宅庭園から発展した可能性を考慮しつつ、仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

エ 無量光院跡

無量光院跡については、整備を前提とした土地の公有化及び計画的発掘調査を実施し、金鶏山との地理的位置関係から無量光院跡の庭園跡が浄土庭園の最高発展形態であること及び隣接する居館である柳之御所遺跡との密接な関係が十分に理解される整

備を実施する。当面は解説板等を設置し、顕著な普遍的価値を伝達する。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。

以上の詳細については、64頁を参照。

オ 金鷄山

金鷄山については、計画的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を実施する。

公開活用においては、現在の山容を維持しつつ、周辺の眺望点からの眺望確保を図る。

カ 柳之御所遺跡

柳之御所遺跡については、計画的発掘調査を実施し、仏国土（浄土）を表す建築及び庭園の創造主の居館として、平泉の信仰の起点である金色堂及び浄土庭園としての最高の発展形態である無量光院跡及び金鷄山との位置関係を考慮した整備を実施する。

整備の手法は、地下の考古学的な遺構を確実に保存するための保護層を確保し、地上に地下遺構の内容を具体的に表示・復元する。

公開活用においては、考古学的遺跡としての特性から、現地の解説・表示に加えて、隣接するガイダンス施設と一体的に、出土品の展示及び解説を含めた資産の顕著な普遍的価値を伝達することとする。

(3) 無形の要素

中尊寺境内で行われる川西念仏剣舞などの宗教活動、毛越寺常行堂で行われる常行三昧及び延年は、毎年定期的で開催され、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を現在に伝えている。これらの芸能及び宗教活動に加え、中尊寺及び毛越寺では、関連する多くの宗教活動等が継続して行われている。

これらについては、平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図る。

表 - 13 平泉の仏教思想の物証を有する宗教活動一覧

【中尊寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	15
	追善供養を行うもの	13
	僧侶が修行を行うもの	6
小計		34
一般参加者とともに行う宗教行事		12
小計		12
計		46

【毛越寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	8
	追善供養を行うもの	11
	僧侶が修行を行うもの	1
小計		20
一般参加者とともに行う宗教行事		9
小計		9
計		29

中尊寺大池伽藍跡 調査・整備計画

整備の考え方・方針

整備の目的

平泉における仏国土(浄土)を表す最初の浄土庭園を修復し、その歴史的景観を復元して「鎮護国家大伽藍」としての意義についての来訪者の理解を促し、資産の積極的な活用を図る。

整備の方針

以下の5点に留意する。

- 1 遺構の保存を確実に行う。
- 2 庭園修復に当たっては修復の手法を検討し、真実性の確保に努めるとともに、周辺部の景観形成にも配慮する。
- 3 「鎮護国家大伽藍」の修景によって12世紀の浄土庭園を体感できる空間を表現するとともに、「中尊寺供養願文」の意義が理解される解説板等を設置する。
- 4 期(前期)の池の復元表示に当たっては、遺構保護の観点から 期(後期)の池の保護に努める。
- 5 平泉における初期浄土庭園として、さまざまな活用が可能な空間を創出する。

整備に向けた課題等

- 1 整備のための具体的な考古学的資料が不十分であることから、発掘調査を実施し、整備計画を策定するために必要な情報を収集する。
- 2 1の情報収集には相当の期間を要することから、当面、植栽及び解説板等による仮整備を実施し、並行して発掘調査を継続する。

調査・整備スケジュール

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016～
調査	対象箇所								
		中島	南汀線	西汀線	西平場	西平場	堤防東	古道	古道 →
整備	区分			基本計画 策定	仮整備着 手				本格整備着 手
				→	→	→			→



図 - 25 大池伽藍跡調査図面

無量光院跡 調査・整備計画

整備の考え方・方針

整備の目的

発掘調査により明らかとなった考古学的遺跡を確実に保存するとともに、仏国土（浄土）を表す浄土庭園の最高の発展形態を示すものとしての無量光院を立体的空間として整備し、平泉の顕著な普遍的価値について来訪者の理解を促す。

整備の方針

以下の5点に留意する。

- 1 池、島、橋の修復・復元により浄土庭園としての園池を表現する。
- 2 庭園の修復に当たっては修復の手法を検討し、真実性の確保に努める。
- 3 土塁・堀及び門など、空間の境界を認識できる遺構を修復・表示する。
- 4 特に、金鷄山や柳之御所遺跡との関係を考慮し、往時の景観を想像できるような眺望に配慮した整備とする。
- 5 来訪者に資産の顕著な普遍的価値が理解される解説を補助的に援用する。

調査・整備スケジュール

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
調査	対象箇所	汀線・橋	西島	西島	東島	排水溝	土塁・堀	東門	→
	対象箇所			基本設計	工事着手	工事	工事	工事	工事完了
整備	対象箇所				島	島・池橋	池	池・案内	→
	対象箇所								

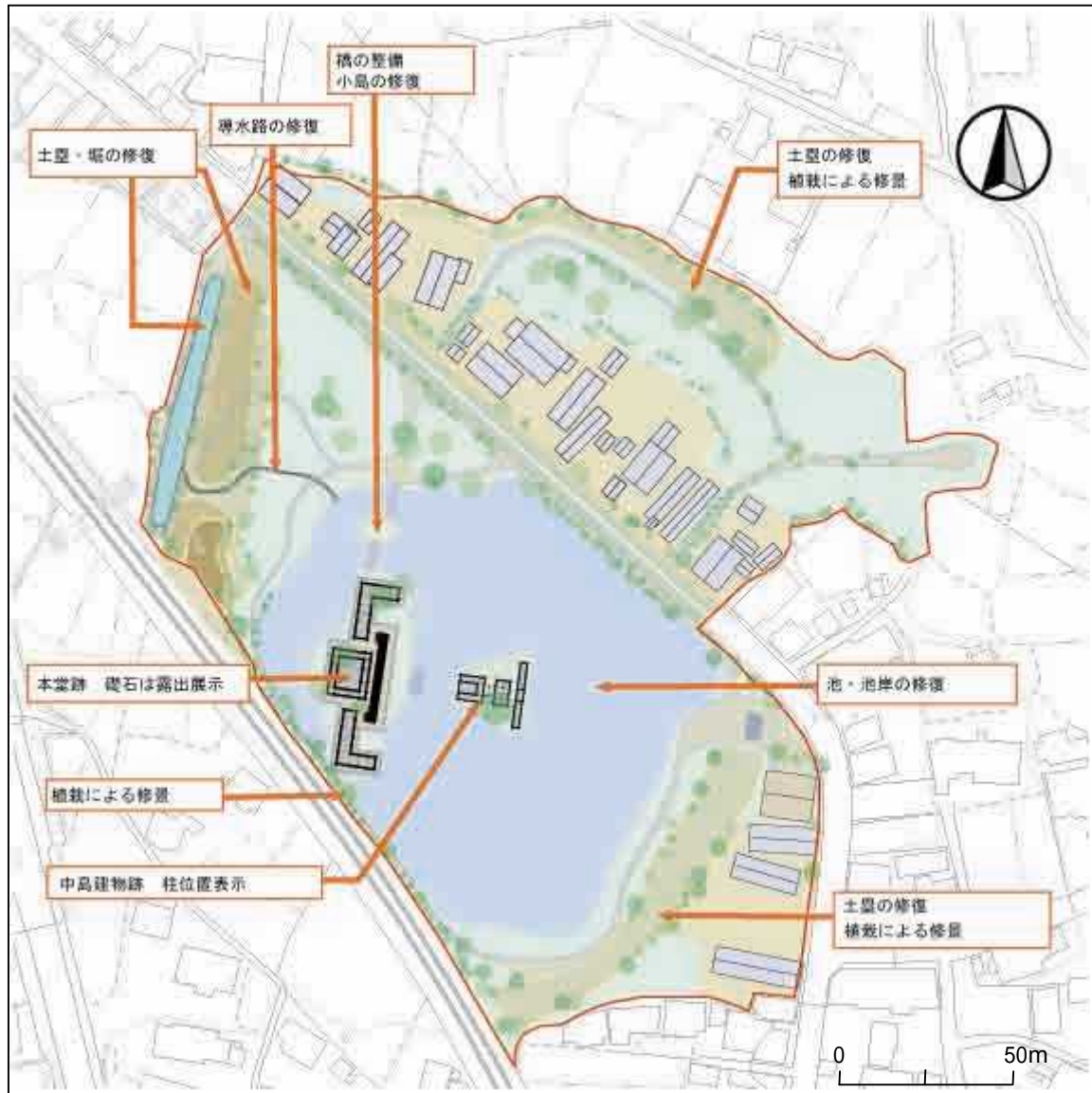


図 - 26 無量光院跡整備イメージ図

第 8 章 保存管理体制の整備と運営

1 構成資産及び緩衝地帯の保存管理区分

確実な保存管理を推進するために、各々の構成資産を管理する平泉町と所有者（住民及び宗教法人）を中心として組織体制を整備する。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の整備を図る。

（１）関係市町

関係各市町は、それぞれ保存管理に必要な体制の整備を行っている。

資産が位置している平泉町は、資産の所有者である住民又は宗教法人と連携して資産を管理する責任者である管理団体等に指定され、基本的な資産の保存管理を行っている。平泉町には、資産及び緩衝地帯の保存管理全般の調整を担当する世界遺産推進室と、資産及び緩衝地帯の調査・管理及び整備公開活用を担当する文化遺産センターが設置され、この２つの組織が連携して資産の保存管理を推進している。

奥州市では、総合政策部に世界遺産登録推進室を設置し、緩衝地帯の保存管理の総合調整を行っている。また、世界遺産推進本部を設置し、庁内全体における各種事業の横断的な調整及び関係機関との連携を図っている。

（２）岩手県及び文化庁

岩手県においては、関係各市町と緊密に情報交換を行い、資産の保存管理に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。また、岩手県が所有している資産の公開活用を推進するとともに、資産全体についての包括的な保存管理や調査研究及び個々の構成資産を連絡する交通ネットワークの整備など、資産全体に係る課題については、岩手県が主体となって取り組んでいる。

文化庁においては、岩手県及び関係市町との緊密な情報交換を基に、資産の保存管理全般に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。同時に、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況などに関する情報の収集及び周知に努めている。

表 - 14 資産の保存管理に関する技術的研修一覧

分野	研修	主催	頻度
遺跡の調査・保護	遺物保存処理に関する課程など	奈良文化財研究所	年 1 回
建造物の維持・修復	文化財等取扱い講習会	岩手県立博物館	年 1 回
庭園の保存管理	環境考古学に関する課程など	奈良文化財研究所	年 1 回

(3) 保存管理に係る連携

資産の所有者及び資産に関する権利者や地域住民等の中で生ずる様々な課題に対し、岩手県・関係市町及び資産の保存管理に係る諸団体等においては、日常的な情報共有を行い、資産保護の連携を図っている。

また、岩手県は、関係各市町と連絡調整のための会議を年2～3回程度開催し、保存管理等の状況や今後の管理運営についての情報交換を行うなど、さらなる連携の強化に努めることとしている。

(4) 岩手県世界遺産保存活用推進協議会

資産の保存管理計画の実効性をより確実なものとするために、岩手県教育委員会事務局を主体として、岩手県の関係部局及び関係各市町等を構成員とする「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」が2007年1月に設置されている。この協議会では、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」などからの専門的立場からの助言を踏まえつつ、包括的な視点から資産の適切な保存管理及び整備活用について必要な調整を行っている。

また、上記の保存管理推進協議会における調整内容は、管理団体を中心とする保存管理推進母体との連携において、確実に反映されるような仕組みとなっている。これらの運営体制については、図-24に示すとおりである。

2 地域住民等と行政の連携・協働

平泉の顕著な普遍的価値を適切に保護していくためには、資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保存管理が求められる。これらを円滑に実現するためには、資産の周辺に居住する地域住民と行政との連携が不可欠であることから、岩手県及び関係市町では地域住民との連携・協働による各種事業を実施している。

これらの一例として、岩手県では、資産についての専門的知識を有する地域住民を文化財保護指導員として委嘱し、定期的に資産及び緩衝地帯の巡視を実施している。また、ボランティアガイド等の地域住民が随時資産の巡回監視を実施し、問題が発生した場合には直ちに行政への連絡が行われる体制が形成されている。

表-15 地域住民等と行政との連携による事業

おもな実施事業	事業主体	頻度	実施年度
文化財パトロール事業	岩手県	通年(月2回)	1977年～ 毎年度

また、地域住民による資産の保存管理を確実なものとするためには、住民の資産の価値に関する理解を深め、保護に対する意識をより一層醸成する必要がある。そのため、岩手県及び関係市町及び関連団体においては、地域住民参加型の各種フォーラム・シンポジウム・講座・研修会などの各種事業を主催している。

さらに、緩衝地帯(主に河川周辺)においては、行政機関との連携の下に、地域住民による自主的な清掃活動が実施されている。

表 - 16 地域住民が参加するおもな事業

おもな実施事業	事業主体	頻度	実施年度
遺跡発掘調査の現地説明会	岩手県・平泉町・奥州市	年 10 回程度	20 年以上前～
平泉文化フォーラム	岩手県	毎年	2000 年～
ウォーキング大会	平泉町・民間	年 3 回	1998 年～
写経体験	寺院	必要に応じて	20 年以上前～
資産及び周辺地域の清掃活動	平泉町・民間	年 1～2 回	2008 年、2009 年

3 持続的運営のための定期的確認

包括的保存管理計画の理念及び方針を具体化するため、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」(図 - 24 を参照)が毎年開催されている。この協議会には、保存検討部会及び活用検討部会の二部会が設置されている。

表 - 17 各検討部会の検討内容

保存検討部会	活用検討部会
資産の保存管理に関する事 行動計画の策定に関する事 資産周辺の景観の維持に関する事 資産及びその周辺における開発事業の調整に関する事 その他資産の保存に関する事	資産を活用した観光振興に関する事 資産を活かしたまちづくりの推進に関する事 行動計画の策定に関する事 人材育成の推進に関する事 便益施設整備の調整に関する事 その他資産を活用した諸事案に関する事

この協議会を主体として、平泉の顕著な普遍的価値の保存管理活用のための行動計画が策定され、実施されている。行動計画は、資産及び緩衝地帯における保存管理の方向性を検討し、その具体的な事業計画の内容・事業主体・期間などを記載している。具体的な事業実績については毎年度開催される協議会において報告され、実績及び実態に応じた行動計画の修正を行っている。

現状の把握及び保存管理の方向性については、その概要を本文第 4 章 1・2、第 5 章 1・2 に示している。また、実施される事業については付章に一覧表として示している。

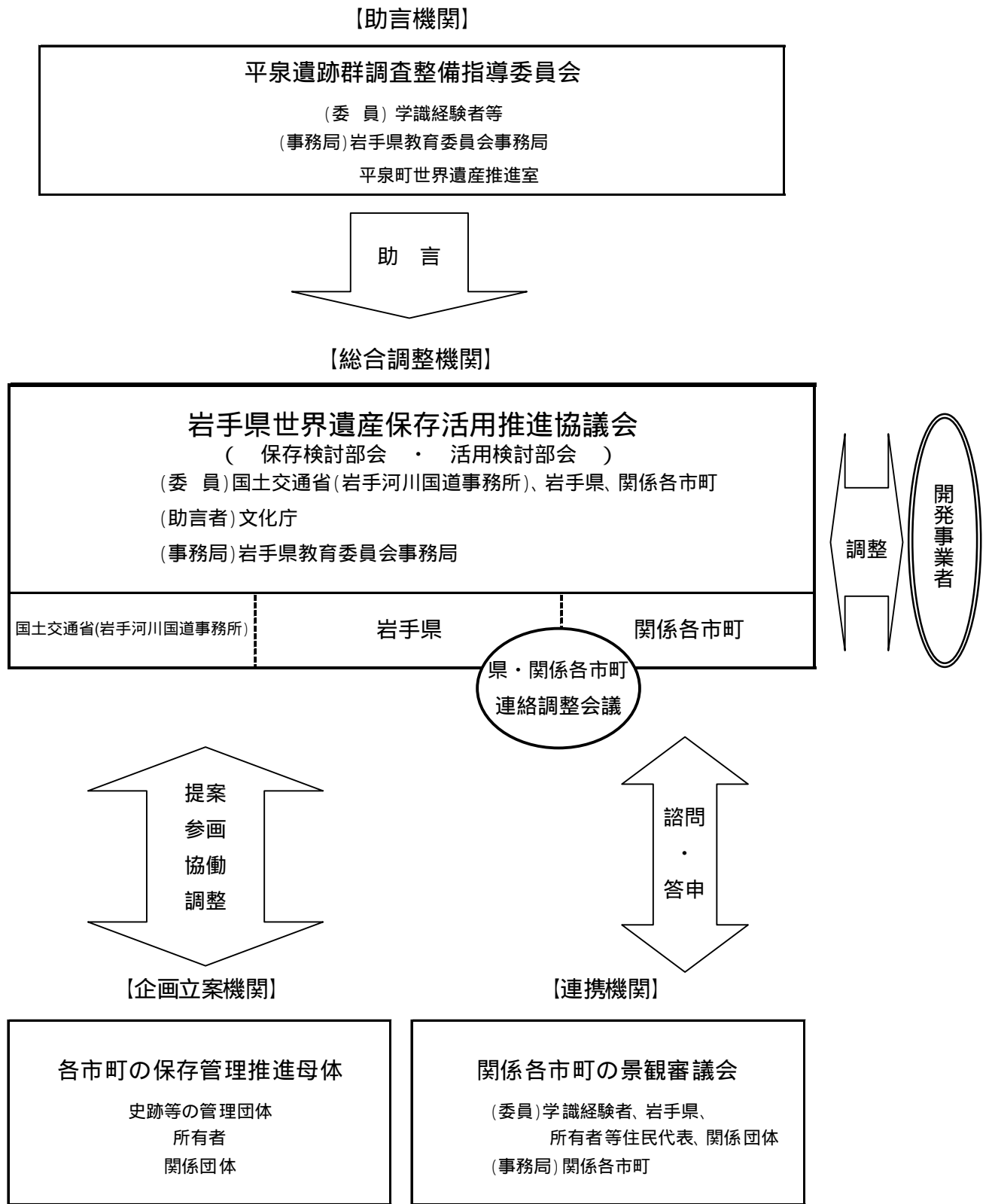


図 - 27 平泉の保存管理に係る運営体制

付章 保存管理に関わる事業計画一覧表

：主たる事業者 ：従たる事業者

	保存管理の方向性	実施事業	事業主体			実施期間		事業主体「その他」の内容
			県	関係市町	その他	短期 ～2014 年	中長期 ～2027 年	
1	顕著な普遍的価値の確実な保護のための適切な監視	「記念工作物」に関する経過観察の実施						宗教法人
2		「遺跡」に関する経過観察の実施						宗教法人
3	顕著な普遍的価値を理解するための方策	世界遺産講座等の開催						
4		専門家(国内外)会議の開催						
5		史跡等調査整備計画(暫定整備含む)の策定						
6		相談窓口の設置及び事前相談の受付						
7		各分野の専門家による現地指導会の開催						宗教法人等
8	地域住民、行政による資産に対する知識の向上	地域住民及び開発企業向け説明会の開催						
9		現状変更手続き等に関するパンフレット作成及び配布						
10		史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施						
11		各分野の専門家による現地指導会の開催						宗教法人等
12		史跡等見学会の実施						民間団体等
13		ガイダンス施設の整備						
14		各種サイン計画の実施						
15		史跡等環境の整備・管理運営						民間団体等
16	史跡等の追加指定及び新規指定の推進							
17	行政、地域の連携による資産の保護	資産等の巡視・監視体制の強化						民間団体等
18		関係者による連絡調整会議の開催						宗教法人等
19		資産等を案内するためのガイド養成						
20	各種人工物等に対する適切な取扱い	負の要素の除去	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議					
21			「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施					
22			「違反広告物」の撤去					
23			景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制					
24			違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施					
25	既存の「観光関連施設」等に関する関係事業者との協議の実施							
26	各種人工物等の景観への配慮	景観の向上	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備					
27			景観に配慮したデザインの検討					
28			既存の便益施設の撤去・修復					
29			「樹木」の保存					宗教法人等
30			既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮					
31			「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施					
32			「既存の建物」の景観への配慮					
33			道路・河川の景観形成					国
34	景観阻害要因の撤去・修景						民間団体等	
35	開発行為への適切な対応	第三者機関による開発内容のチェック						
36		地方公共団体内部におけるチェック						
37		資産等の巡視・監視体制の強化						民間団体等
38		開発計画に対する必要な催告制度						
39	景観保全のためのルールづくり							
40	観光圧力に対する適切な対応	モデルコースの設定・周知						
41		誘導看板の整備						
42		「便益施設」の計画的な整備						
43		資産等の巡視・監視体制の強化						民間団体等
44		ガイドの養成						

	保存管理の方向性	実施事業	事業主体			実施期間		事業主体「その他」の内容
			県	関係市町	その他	短期 ～2014 年	中長期 ～2027 年	
45	顕著な普遍的価値の伝達	各種ガイドブック(平泉全体、構成資産、児童生徒向け)作成						
46		児童・生徒向けイベント(ときめき世界遺産塾)の開催						
47		平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催						
48		発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開						
49		平泉関連書籍データベース作成						
50	記念工作物に関する顕著な普遍的価値を考慮した公開活用	「金色堂」の公開活用						宗教法人
51		「金色堂覆堂」の公開活用						宗教法人
52		「経蔵」の公開活用						宗教法人
53		「常行堂」の公開活用						宗教法人
54	遺跡に関する顕著な普遍的価値を考慮した公開活用	「中尊寺」の「大池伽藍跡」の調査・整備						宗教法人
55		「毛越寺庭園」の公開活用						宗教法人
56		「観自在王院跡」の公開活用						
57		「無量光院跡」の調査・整備						
58		「金鶏山」の調査・情報収集						
59		「柳之御所遺跡」の調査・整備・公開活用						
60	歴史的事実に基づく真実性の担保	「平泉文化の総合研究」の実施						大学等
61		「平泉文化研究機関」の設置						
62	適切な公開活用施設の設置	「平泉文化遺産センター」の充実						
63		「柳之御所ガイダンス施設」						
64		各種ガイダンス施設の整備・拡充						寺社
65	国内外からの観光客への対応	外国人観光客の受け入れ態勢の整備						民間団体等
66		資産の価値に対する理解促進に向けた積極的な宣伝						
67		適切な見学経路の設定						
68		トイレ等の便益施設の設置						
69		パーク＆ライド方式などによる交通渋滞の緩和						

平 泉

- 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -

包括的保存管理計画 分冊 1

(中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書)(抜粋)

注：本資料は、『中尊寺境内 国宝・重要文化財建造物保存管理計画書』のうち、世界遺産の構成資産である中尊寺金色堂、金色堂覆堂、中尊寺経蔵に関わる部分を抜粋したものである。

「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」

包括的保存管理計画（分冊 - 1）

（中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書）（抜粋）

目次

第1章 計画の概要

1 - 1	目的	・・・1
1 - 2	計画の位置づけ	・・・1
1 - 3	計画の構成	・・・1
1 - 4	計画の作成	・・・2
1 - 5	計画の対象となる文化財建造物の名称等	・・・2

第2章 保存管理計画

2 - 1	保存管理体制	・・・5
2 - 2	中尊寺金色堂	・・・6
(1)	保存の状態	
(2)	保存の措置	
(3)	保存の課題	
(4)	今後の保存管理の計画	
(5)	公開の現状と課題	
2 - 3	金色堂覆堂	・・・10
(1)	保存の状態	
(2)	保存の措置	
(3)	保存の課題	
(4)	今後の保存管理の計画	
(5)	公開の現状と課題	
2 - 4	中尊寺経蔵	・・・12
(1)	保存の状態	
(2)	保存の措置	
(3)	保存の課題	
(4)	今後の保存管理の計画	
(5)	公開の現状と課題	
2 - 5	異状が認められたときの対処	・・・14

第3章 防災計画

3 - 1	防火対策	・・・17
(1)	防災対策にかかる基本的な考え方	
(2)	文化財建造物等の燃焼特性、想定される火災要因等	
(3)	消防設備の設置の現状と課題	
(4)	防火体制	
3 - 2	防犯対策	・・・27
3 - 3	地震対策	・・・28
(1)	地震時の安全性にかかる現状と課題	
(2)	地震時の対処方針	
3 - 4	その他の自然災害への対策	・・・28
(1)	自然災害時の安全性にかかる現状と課題	
(2)	自然災害時の対処方針	
3 - 5	景観保全	・・・29

第4章 情報管理計画

・・・30

4-1 情報管理責任者

4-2 管理する情報

- (1) 保存管理に関連する情報
- (2) 防災に関連する情報
- (3) その他

4-3 定期確認

第5章 保存管理体制の整備

・・・32

図版一覧

第1章 計画の概要

図 1-1 中尊寺境内建造物配置図	・・・4
表 1-1 中尊寺金色堂概要	・・・2
表 1-2 金色堂覆堂概要	・・・3
表 1-3 中尊寺経蔵概要	・・・3

第2章 保存管理計画

表 2-1 中尊寺金色堂修理履歴	・・・6
表 2-2 中尊寺金色堂内陣漆芸部補修の仕様(昭和 37～43 年保存修理工事)	・・・7
表 2-3 中尊寺金色堂附組高欄・附古材の主な修理内容(平成元～2 年保存修理工事)	・・・7
表 2-4 中尊寺金色堂保存管理計画	・・・9
表 2-5 金色堂覆堂修理履歴	・・・10
表 2-6 金色堂覆堂保存管理計画	・・・11
表 2-7 中尊寺経蔵修理履歴	・・・12
表 2-8 中尊寺経蔵保存管理計画	・・・13

第3章 防災計画

図 3-1 中尊寺金色堂・中尊寺経蔵防火管理区域及び防災設備配置図	・・・20
図 3-2 金色堂覆堂防火管理区域及び防災設備配置図	・・・21
図 3-3 予防管理対策	・・・24
図 3-4 中尊寺特設消防隊自衛消防活動対策	・・・25
表 3-1 文化財建造物の防火対策の基本的な考え方	・・・18
表 3-2 各防火管理区域の燃焼特性・火気使用状況・危険物の有無・想定される火災要因等	・・・18-19
表 3-3 中尊寺境内国宝・重要文化財建造物及び近接建造物に関する防災設備設置状況一覧表	・・・19
表 3-4 各地区の防災設備設置台数	・・・22
表 3-5 主な防災設備の点検について	・・・22
表 3-6 各設備の更新周期の目安及び整備計画	・・・23

第1章 計画の概要

1 - 1 目的

「中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画」と称する本計画は、岩手県平泉町所在の特別史跡中尊寺境内に存する国宝及び重要文化財建造物(以下「文化財建造物」と称する)を対象とするものである。当該文化財建造物の所有者や管理団体が、平泉町、岩手県、文化庁との協力の下、文化財建造物を適切に保存、管理するために自主的に取組む事柄について、基本方針、具体的な手順や方法、実施にあたっての留意点、情報管理のあり方等を定めると共に、今後取り組むべき課題について確認をしている。

1 - 2 計画の位置付け

本計画は、文化庁が策定する重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(平成11年3月24日、文化財保護部長裁定)に基づくものである。同指針第3項に記される計画の目的「保存管理計画は、所有者・管理責任者・管理団体(以下、所有者等という。)が重要文化財(建造物)の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間に合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されること」を満たすために作成された。本計画における「活用」とは、中尊寺が管理し、あるいは、白山神社が所有する国宝・重要文化財(建造物)を従来通り寺社施設として使うことであり、日常の管理行為とほぼ同義と捉えている。

本計画は、また、岩手県が文化庁の指導、助言のもとに策定した『「平泉」に関する包括的保存管理計画』(平成18年8月)の実施において、関連する国宝ならびに重要文化財建造物の状況を把握し、良好な保存状況の維持を図るための行動計画として用いられるものでもある。それゆえ、本計画に基づき保存ならびに管理の措置をとる際には、有形文化財(建造物)としての学術的価値のみならず、平泉の歴史文化的価値の中での個々の文化財建造物の位置付けについても十分な配慮がなされなければならない。

1 - 3 計画の構成

中尊寺境内に所在する国宝及び重要文化財建造物の保存状況を総合的に把握し、良好に維持していくため、本計画は、保存管理計画(第2章) 防災計画(第3章) 情報管理計画(第4章) 保存管理体制の整備(第5章)から構成される。

第1章は、当該文化財建造物の保存と管理に携わる者が、一定の共通理解を持ってそれぞれの役割を果たすことができるよう、計画の目的や位置付け、計画の対象となる文化財建造物ならびにその文化財的価値等、基礎的な情報を提供している。第2章及び第3章では、文化財建造物の状況を把握し、課題を認識し、必要な対策を施すための基本方針、具体的な手順や方法、実施にあたっての留意点を、保存管理、防災のそれぞれの観点から定めている。計画の策定にあたっては、現状の管理体制や管理方法を体系的に整理し、改善を加えた上で踏襲継続することを基本とした。第4章では、保存管理、防災のそれぞれの観点から収集、作成された記録を適切に管理、共有し、文化財建造物の保存状況の総合的な把握に的確に役立てることができるよう、情報の取り扱い方法について定めている。第5章では、文化財建造物の管理・運営及び公開・活用等の趣旨が的確に反映されるとともに、関係者間における意思疎通が十分に図られるよう、体制・組織を整備するための指針を定めている。

1 - 4 計画の作成

- 計画作成年月日

本計画は、平成 18 年 10 月 20 日に定める。

- 計画作成者

計画作成者	代表者氏名	住所及び電話番号
宗教法人中尊寺	代表役員 山田 俊和	岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関 2 0 2 0 1 9 1 - 4 6 - 2 2 1 1
宗教法人白山神社	代表役員 関宮 千代丸	岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関 2 2 6 0 1 9 1 - 4 6 - 2 5 1 2
平泉町	町長 高橋 一男	岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 4 5 - 2 0 1 9 1 - 4 6 - 2 1 1 1

1 - 5 計画の対象となる文化財建造物の名称等

計画の対象となる国宝・重要文化財建造物は、以下に記す 4 棟 2 基である。いずれも特別史跡「中尊寺境内」に立地しており、その配置は図 1 - 1 に示す通りである。

表 1 - 1 中尊寺金色堂概要

文化財名称	国宝（建造物）中尊寺金色堂	所有者	金色院
指定年月日	明治 30 年 12 月 28 日 昭和 26 年 6 月 9 日（国宝指定） 昭和 53 年 5 月 31 日（附納札等の追加指定）	管理団体	宗教法人中尊寺
構造及び形式	桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、本瓦形板葺（棟飾を欠く） 附 棟札 4 枚 正応元年十月、正応、永徳四年二月二日、元禄十二年十月三日 各一枚 納札（元禄十二年十月三日） 1 枚 旧組高欄 6 組 古材 6 点 入側柱 2、側柱 1、隅棟 2、木瓦 1 旧飾金具 2 点 八双金具 1、龕座金具 1		
文化財の概要	<p>中尊寺の支院である金色院の境内に位置する。中尊寺の造営を行った藤原清衡の発願により天治元年(1124)に建立される。中尊寺創建期の伽藍遺構として現存する唯一の建造物である。</p> <p>東面して建つ方三間、単層宝形造、本瓦型板葺の堂で、阿弥陀堂建築の様式である。外壁は横板壁とし、正面三間、両側面各々前側一間、背面中央間に扉を設ける。内部は中央方一間が内陣、四周一間通が外陣である。内陣四隅に立てられた丸柱が四天柱である。内陣後寄りに須弥壇を、外陣の奥両端それぞれに脇須弥壇を置く。天井は、内陣が折上小組格天井、外陣が化粧屋根裏、背面両脇須弥壇上が板天井である。屋根板等一部を除いて堂舎内外が金箔で装飾され、堂内の組物・長押・四天柱・須弥壇三基には螺鈿細工・蒔絵及び飾り金具が施されている。</p> <p>堂内須弥壇には、阿弥陀三尊、地藏菩薩立像、二天王立像など国宝の諸仏が安置されるほか、藤原四代の遺体が納められている。ただし、建築当初から葬堂として意図されたかどうかは不明である。</p> <p>平安後期は、末法思想の流布に伴い極楽浄土への往生を願う阿弥陀堂が全国的に建立された。現存遺構のうち、中尊寺金色堂は、方三間の阿弥陀堂として創建年代が把握できる日本で最古のものである。その意匠や技術は、平安時代後期の建築遺構の中で最高傑作に位置づけられる。また、東北地方には金色堂にならったと考えられる 12 世紀建立の阿弥陀堂遺構が現存しており、金色堂は平泉文化の広がりを示す点でも重要である。建築部材には海外からの輸入材料が含まれ、12 世紀に広範囲に及ぶ国外交易・交流が行われていたことを示している。</p> <p>附指定物件は讃衡蔵収蔵庫で保管されているが、旧組高欄及び古材については、平成元年～2 年(1989～1990)の保存修理以降、金色堂保存施設(新覆堂)内に展示されている。</p>		
主な保護事業	昭和 5～6 年(1930～1931) 半解体修理（現状変更を伴う） 昭和 37～43 年(1962～1968) 解体修理（現状変更を伴う）及び保存施設(新覆堂)建設 平成元～2 年(1989～1990) 保存施設(新覆堂)屋根葺替等改修		
備考	<p>国宝中尊寺金色堂修理工事報告書（昭和 43 年、国宝中尊寺金色堂保存修理委員会）</p> <p>国宝中尊寺金色堂修理工事報告書附図（昭和 43 年、国宝中尊寺金色堂保存修理委員会）</p> <p>国宝中尊寺金色堂附組高欄・附古材保存修理工事報告書（平成 3 年、中尊寺）</p>		

表 1 - 2 金色堂覆堂概要

文化財名称	重要文化財（建造物）金色堂覆堂	所有者	金色院
指定年月日	大正 6 年 4 月 5 日	管理団体	宗教法人中尊寺
構造及び形式	桁行五間、梁間五間、一重、宝形造、銅板葺		
文化財の概要	<p>金色堂覆堂は、金色堂の保護施設として建立された。現存する覆堂は、その形式や手法からみて室町時代中期の建造と考えられる。昭和 37～43 年（1962～1968）に行われた金色堂保存修理工事を機にその役割を鉄筋コンクリート造の新覆堂に譲り、中尊寺支院である大長寿院の境内に移築された。</p> <p>方五間、一重、宝形造、銅板葺になるが、明治 30 年（1897）の修理以前は茅葺であったことが知られる。外壁は横板壁で、正面五間は開放されている。床は総土間である。金色堂を収めるため、四隅に燧梁を架けて小屋を組み、内部には柱を立てない特殊な形式となっている。</p> <p>金色堂を風雪から護ってきた金色堂覆堂は、国内現存最古の覆屋建築として貴重である。</p>		
主な保護事業	<p>昭和 5～6 年(1930) 解体修理、昭和 25 年(1950) 屋根葺替（現状変更を伴う）</p> <p>昭和 37～43 年(1962～1968) 移築・解体修理（現状変更を伴う）</p>		
備考	<p>国宝中尊寺金色堂修理工事報告書（昭和 43 年、国宝中尊寺金色堂保存修理委員会）</p> <p>国宝中尊寺金色堂修理工事報告書附図（昭和 43 年、国宝中尊寺金色堂保存修理委員会）</p>		

表 1 - 3 中尊寺経蔵概要

文化財名称	重要文化財（建造物）中尊寺経蔵	所有者	大長寿院
指定年月日	<p>明治 41 年 4 月 23 日：「経蔵(中尊寺経蔵)」特別保護建造物指定（昭和 37 年に「大長寿院経蔵(中尊寺経蔵)」と名称変更）</p> <p>昭和 53 年 5 月 31 日(附棟札の追加指定、「中尊寺経蔵」と名称変更)</p>	管理団体	宗教法人中尊寺
構造及び形式	<p>桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、向拝一間、銅板葺</p> <p>附 棟札 2 枚 保安三年四月十四日、嘉元二年三月十四日 各一枚</p>		
文化財の概要	<p>中尊寺経蔵は、中尊寺支院の一つである大長寿院が所管する堂舎である。建武 4 年(1337)の火災で前身建物が上層部を焼失したため、一部にその古材を用い、中世に再建されたと考えられている。</p> <p>東面して建つ方三間、一重、宝形造の堂で、周囲に切目縁を廻し、正面に向拝が付く。屋根は銅板葺で、明治 26 年（1893）の修理以前は茅葺であった。外壁は横羽目板で、正面中央を棧唐戸、正面両脇各間及び背面南端間袖壁を片引戸とする。</p> <p>内部には、方 1 間の内陣を設け、八角須弥壇を置いて本尊を安置する。内陣四隅には丸柱を立てて四天柱とし、背面に来迎壁を設ける。床は拭板敷であり、背面ならびに両側面各々の壁には経棚を七段に巡らす。天井は折上格天井とし、内陣は格天井とする。柱・羽目板・長押・天井・格縁等の一部に、藤原末期と思われる絵画等の痕跡を残す。</p> <p>中尊寺経蔵は、平安後期の色彩装飾を存する建造物としては、東北地方で唯一の貴重な遺構になる。附指定の棟札 2 枚は、讃衡蔵収蔵庫で保管される。</p>		
主な保護事業	<p>昭和 5～6 年(1930～1931) 解体修理、</p> <p>昭和 25 年(1950) 屋根葺替（現状変更を伴う）</p> <p>昭和 53 年(1978) 部分修理</p>		
備考	重要文化財大長寿院経蔵・願成就院宝塔・釈尊院五輪塔保存修理工事報告書（昭和 53 年、中尊寺）		

図1-1 中尊寺境内建物配置図

凡例

■ 国宝建造物

■ 西1-1 中尊寺金堂

■ 重要文化財建造物

■ 西1-2 法華堂

■ 西2-1 中尊寺経堂

■ 西3-1 白山神社本殿

■ 重要文化財建造物(石造)

■ 石-1 御影堂

■ 石-2 御影堂塔

■ 岩手県指定有形文化財建造物

■ 北1-2 法華堂小御影堂

■ 北1-3 中尊寺本坊塔門

■ その他建造物

■ 西1-1 八幡堂

■ 西1-2 大徳院本堂・庫裏

■ 西2-1 本堂

■ 西2-2 本堂渡水堂・庫裏

■ 西3-1 多助堂

■ 西3-2 御影堂

■ 西4-1 東工師堂

■ 西4-2 御影堂

■ 西4-3 御影堂

■ 西4-4 文庫

■ 西4-5 小ざん堂

■ 西4-6 特別拝観所

■ 西5-1 四山堂

■ 西5-2 御影堂

■ 西5-3 御影堂

■ 西5-4 大日堂

■ 西5-5 渡水堂・庫裏

■ 西5-6 渡水堂・庫裏

■ 西5-7 渡水堂

■ 西5-8 渡水堂・庫裏

■ 西5-9 渡水堂・庫裏

■ 西5-10 渡水堂・庫裏

■ 西5-11 渡水堂・庫裏

■ 西5-12 渡水堂

■ 西5-13 渡水堂

■ 西5-14 渡水堂

■ 西5-15 渡水堂

■ 西5-16 渡水堂

■ 西5-17 渡水堂

■ 西5-18 渡水堂

■ 西5-19 渡水堂

■ 西5-20 渡水堂

■ 西5-21 渡水堂

■ 西5-22 渡水堂

■ 西5-23 渡水堂

■ 西5-24 渡水堂

■ 西5-25 渡水堂

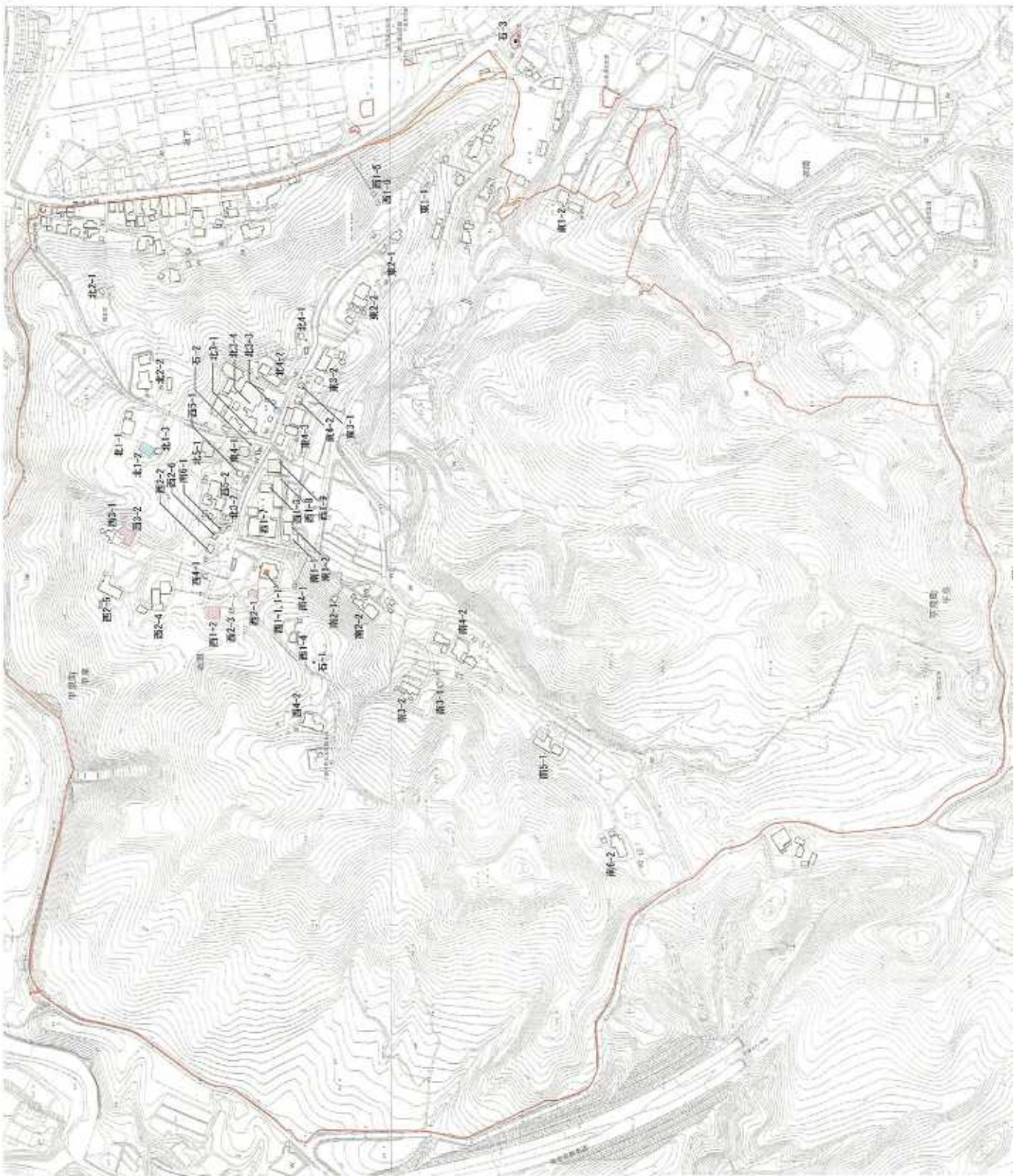
■ 西5-26 渡水堂

■ 西5-27 渡水堂

■ 西5-28 渡水堂

■ 西5-29 渡水堂

■ 西5-30 渡水堂



特別史跡中尊寺境内史跡範囲



第2章 保存管理計画

2-1 保存管理体制

文化財保護法上、重要文化財建造物の管理義務を有するのは当該文化財建造物の所有者もしくは、文化庁長官が指定した管理団体であるとされる。中尊寺境内に所在する国宝・重要文化財建造物については、白山神社能舞台を除き、(宗)中尊寺の支院がそれぞれ所有しており、一元的に管理を行うために(宗)中尊寺が管理団体となっている。

それゆえ、中尊寺金色堂、金色堂旧覆堂、中尊寺経蔵、願成就院宝塔、釈尊院五輪塔については、所有する各支院が宗教活動の中で日常の管理(施錠、建具の開閉、清掃、除草等)を行うと共に、中尊寺管財部が以下の業務を行い、文化財建造物の保存状況の把握と、その良好な維持に努めることとする。

1. 各文化財建造物の状況を確認するための点検業務
2. 各文化財建造物の周辺環境の状況を確認するための点検業務
3. 各文化財建造物の保存に要する施設や設備(防災設備等)の状況を確認するための点検業務
4. 各文化財建造物の防火、防犯を徹底するための管理業務
5. 各文化財建造物の調査、修理、防災の措置に関わる業務
6. 文化財建造物の保護に要する関係機関との連絡調整
7. 上記1.~6.に関わる記録等の保管(第4章参照)
8. その他、文化財建造物の保護に要する業務

白山神社能舞台に関しては、中尊寺管財部との連携を保ちながら、所有者である白山神社がこれを管理する。

岩手県教育委員会では、岩手県文化財パトロール実施要綱に基づき文化財保護指導員による重要文化財建造物の現状調査を適宜行っている。本保存計画の対象となる国宝・重要文化財建造物についても、中尊寺金色堂を除き、パトロールが行われており、この調査結果に基づく指導、助言を保存管理の向上に反映させていく。また、中尊寺金色堂についてもパトロールの対象に含める方向で、岩手県教育委員会と協議を行うこととする。

2 - 2 中尊寺金色堂

(1) 保存の状態

創建後約 900 年を経る中で、中尊寺金色堂には必要に応じて修理が施されてきた。棟札等により判明する修理履歴は、表 2-1 に示す通りである。

表 2-1 中尊寺金色堂修理履歴

修理時期	事業の区分	主な修理内容
正応元年(1288) 永徳 4 年(1384) 寛永年間初期(17 世紀前半) 慶安 2 年(1649)		金色堂塗装の一部修繕及び金物の補足、金色堂内陣の添柱による補強等
元禄 12 年(1699)		金色堂建物全体の歪みの修正、添柱の立替え、柱の根継、金色堂本体と覆堂の間への床の設置、及び覆堂の屋根葺替及び基壇の積替え
元文元年(1736) 明和 7 年(1770)		金色堂覆堂の屋根の葺替え(2 度)
明治 30 年(1897)		鉄材を用いた金色堂本体の補強、柱及び戸口装置の修理、床の張替え、内陣天井の改修、漆芸部と金具の補修など
昭和 5～6 年 (1930～1931)	国補助事業	明治修理の際の補強鉄材の撤去、改造された天井と仏壇の復旧、建物の基礎・床下廻りの強化、屋根廻りの歪みと腐朽部分を補修する初の屋根解体修理、および金具類の補修
昭和 37～43 年 (1963～1968)	国補助事業	全解体復原修理により、旧材の組み立て及び締め直しに加えて、廻縁等欠失部の復旧整備、修理のため取り付けられた張木の撤去、老朽化した金具の復旧整備、扉廻り及び須弥壇廻りの復旧、内陣後方二本の柱の取替え、組高欄一式の取替え、保存施設(新覆堂)新設
平成元～2 年 (1989～1990)	国補助事業	附旧組高欄・附古材保存修理 保存施設(新覆堂)改修工事により、内部の防湿・断熱対策、外構整備、屋根銅板葺替え、空調設備新設を行う

昭和 5～6 年(1930～1931)以前の修理では、柱の根継、床や縁廻の修造、覆堂の屋根葺替等の外廻りの補修、添柱や鉄材による構造の補強を行う一方で、内陣部の漆芸部材に手を施すことは極力避けられた。唯一、明治 30 年(1897)に破損、剥落の顕著な部分を赤錆で押さえたにとどまる。

しかし、漆芸の老化と破損が顕著となったことから、昭和 37～43 年(1962～68)の保存修理工事においては、漆芸部においても根本的な対策の樹立が求められた。内陣における仕口の塗りの状況を調査した結果、漆芸部は部材ごとに所要面に漆仕上をほどこし、その後に組上げていることが明らかになった。このことが、内陣漆芸部の解体修理を可能と判断した大きな要因となっている。

内陣漆芸部の修理にあたっては、漆芸の古様を伝える残存部はできる限りこれを保存すること、欠失部は残存部の旧手法にならって復原し、出来上がりは相接する両者の調整を心がけることが方針としてかかげられた。この方針に則して、補修の様子は表 2-2 に記す通り、新規塗り、繕い塗り、復原補修塗り、保存塗りの四種に大別された。

表 2-2 中尊寺金色堂内陣漆芸部補修の仕様(昭和 37～43 年保存修理工事)

補修塗りの種類	基本的な考え方	主な適用箇所
新規塗り	調査により判明した創建当初の仕様の通り、忠実に施工。	金色堂縁廻の新規復原部材。新材と取替えた内部両脇仏壇の高欄、新材と取替えた後方 2 本の内陣柱。
繕い塗り	塗装部を旧仕様にならって補修。	外部軒廻材。外陣長押以上の部材。化粧屋根裏天井。内陣廻の桁と小壁。内陣天井。両脇壇の天井板。
	建築部材を補修(矧木等)した場合は、その範囲と周囲に限っての補修。	外部軒廻材。軸部戸口廻材。床廻材。
復原補修塗り	漆芸残存部分を固めて旧様を残し、欠失部分を旧仕様通りに復原し、両者の仕上がりを調整。	内陣部材。両脇壇漆芸部分。
保存塗り (剥落押え)	創建以来の状態をそのまま保存するため、これ以上の剥落を防ぐ最小限の処理として、透き漆を全面に薄くかける。	外部背面の軒裏から斗拱廻。軸部全体。背面外陣の天井から床までの全面(内陣柱を除く)。

昭和 37～43 年(1962～68)の保存修理工事の中では、破損がはなはだしく、やむなく取り替えに至った部材もあるが、そのうち、旧組高欄 6 組、古材 6 点、旧飾金具 2 点については、国宝(建造物)中尊寺金色堂の附として指定され、保存されることになった。古材のうち、入側柱(内陣後方巻柱)2 本については表面塗装破損部の応急修理が行われ、金色堂新覆堂内で、その他の附指定物件については講堂蔵収蔵庫で保管されてきた。

しかし、修理後約 20 年を経る中で新たな破損箇所が認められるようになったため、昭和 63 年度に調査が行われ、その成果をうけて、平成元～2 年度に国宝中尊寺金色堂附組高欄・附古材保存修理事業が実施された。主な修理内容は表 2-3 に示す通りである。平成 2 年(1990)11 月の保存修理工事完了以降、附組高欄ならびに附古材は、新覆堂の中で保存されている。

現在、金色堂については昭和 43 年(1968)7 月に、附組高欄ならびに附古材については平成 2 年(1990)11 月に、保存修理工事が完了した時の状態が概ね良好に維持されている。

表 2-3 中尊寺金色堂附組高欄・附古材の主な修理内容(平成元～2 年保存修理工事)

工事対象	工事種別	主な工事内容
入側柱 (内陣後方巻柱)	漆芸工事	<ul style="list-style-type: none"> 赤錆の除去：漆層仕上面、飾金具表面に付着した赤錆の除去。 剥落止め：破損状況に応じて下地固め、接着剤の充填、キワサビ詰め等の処置を施す。 表面処理：剥落止め処置終了後、漆芸仕上面全面に保護処置として摺漆を施す。
	木工事	<ul style="list-style-type: none"> 芯木の腐朽空洞部の充填補修と底面腐朽部分の埋木補修 欠失巻板の補足 巻板腐朽部分への樹脂含浸 両柱脚部の合成樹脂製受台作成*
	金具工事	<ul style="list-style-type: none"> 帯金具の整備 補強帯金具の装着
組高欄	漆芸工事	<ul style="list-style-type: none"> 剥落止め：入側柱と同様の剥落止めの処置を施す。 塵芥の除去：剥落止め作業と併行して表面に付着した塵芥をクリーニング。
	木工事	<ul style="list-style-type: none"> 折損部の補修と、欠失部の補足 各組手の締直し
	金具工事	(金具の整備は行わない)

* 入側柱は昭和 42 年(1967)以来、横に寝かせた状態で置かれてきた。そのため、自重によって生じたたわみが柱全体の保存状況に大きな影響を与えたと考えられた。現在は、垂直に立てて新覆堂内に保存・展示されているが、柱底面が柱軸に対して垂直ではなく、

曲面となっていることから、底面全体で荷重を受けられるように受台が作成された。

(2) 保存の措置

昭和 37～43 年(1962～68)に実施された保存修理事業の中では、湿度管理を行って結露や漆塗部の割損を防ぎ、燻蒸を随時簡易に行い、拝観者の入退室による粉塵を遮断する等、金色堂を適切な環境で保存し、かつ、公開を促進できるよう、鉄筋コンクリート造の新覆堂が建設された。新覆堂は、昭和 61～平成元年度に諸設備を含めた改修工事がなされている。

新覆堂内部はガラススクリーンによって、金色堂ならびに附組高欄、附古材の収納スペースと見学者スペースとを区切っている。収納スペースは、空気調和設備によって湿度が 65%に保たれている。

新覆堂には、その他、照明用電気設備、火災報知設備、防火扉、防犯設備、各一式が備えられている(第 3 章参照)。

(3) 保存の課題

新覆堂の改修工事完了以降、収納スペースは湿度が一定(65%)に保たれている。しかし、平成 2 年(1990)11 月に附古材の保存修理工事を完了した後も、修理で新補した部材の変形や表面漆膜の亀裂が生じたため、従来の温湿度測定に加えて、木材の収縮および含水率、漆膜の歪みの各測定が東京文化財研究所によって始められた。これまでの測定結果から、亀裂の原因は、新覆堂の改修前後で湿度が 70%以上から 65%前後に下がり、木材の含水率が低下して乾燥収縮したため、木材と漆膜の間に歪みが生じたことによると推定されている。平成 10 年(1998)には、周囲の湿度と木材の含水率はほぼ平衡状態で安定していることが確認されているが、それにもかかわらず、漆膜の亀裂はなお進行しており、今後も継続して観察する必要がある。

金色堂については、昭和 43 年(1968)7 月の保存修理工事完了以降、建物全体が概ね健全な状態であることが目視の範囲で確認されている。今後は、構造部の変形の測定に三次元計測技術による定点観測を導入する等、科学的な見地から建物の健全性を確認することを検討する必要がある。

(4) 今後の保存管理の計画

【保護の基本的な考え方】

- ・ 古材、旧規、旧仕様を極力保存する。とりわけ当初の形式や仕様を残す部材は慎重に取扱う。
- ・ 附指定の旧組高欄および古材(巻柱等)についても、建造物本体と一体のものとして同等の保存措置を講ずる。
- ・ 漆芸や金工等の特殊な技法が建造物の価値の重要な部分を占めており、これらを将来にわたって良好な状態で維持するため、最適の状態に制御した人工環境のもとで保護する。

【保存管理の方針】

- ・ 機械制御による保存環境を適切に維持する。
- ・ 黴、錆、漆面の亀裂や剥落といった異常の兆候を早期に把握する。
- ・ 建物の変形を定量的に計測し、主要構造の変形を早期に把握する。

【保存管理計画】

表 2-4 中尊寺金色堂保存管理計画

分類	担当	項目	頻度	備考
点 検	中尊寺管財部	湿度データの確認	1回/週	機械室に設置されている保存環境モニター機器を、より監視しやすい場所に移し、確認頻度を高めることを検討する必要がある。
		清掃、整頓状況の確認（見学者スペース、新覆堂外廻り）	毎日	
		清掃、整頓状況の確認（収蔵スペース）	4回/年 (法要による入堂後)	
		建物全体の保存状況の確認	1回/月	点検のためのチェックリストを作成することが求められる。
	(東文研)	保存環境モニター機器類の保守点検及び各種データの確認	1回/半年 (業者委託)	
清 掃	中尊寺	見学者スペースの清掃	毎日	
		収蔵スペースの清掃（法要の前後に金色堂の床面及び廻縁を掃き掃除。）	4回/年 (法要による入堂後)	手袋を着用のこと。
		収蔵スペースの清掃（土間の掃き掃除。金色堂床面、廻縁の掃き掃除及び乾拭き。）	1回/年	手袋を着用のこと。
修 理	中尊寺管財部	ガラススクリーンのシーリング等の補修 設備機器類（空気調和設備等）の修理、更新	10～15年毎(目安)	
		新覆堂の改修	約50年毎（目安）	

(5) 公開の現状と課題

● 公開範囲

新覆堂周辺に有料の入場管理区域を設定。新覆堂見学者スペースからの鑑賞が可能となっている。

● 公開時期及び時間

公開時期： 毎日公開

公開時間： 4月1日～11月10日：午前8時～午後5時

11月11日～3月31日：午前8時30分～午後4時30分

（12月31日は午後2時閉館、元旦は午前0～6時まで新覆堂の外から拝観可）

● 年中行事

年7回の一山法要を執行（中尊寺一山の僧侶25名前後）

1/7 修正会、3/19 基衡公御月忌（金色堂内入堂）、5/1 四代公追善法要、7/17 清衡公御月忌（金色堂内入堂）

9/3 泰衡公御月忌（金色堂内入堂）、10/28 秀衡公御月忌（金色堂内入堂）、11/1 四代公追善法要

● 公開の課題

- ・ 夏期は9時間、冬期は8時間、毎日公開しており、定期点検等を行う上で時間的制約がある。
- ・ 見学者スペースは、通常の公開に加えて法要等の宗教行事でも多くの人の出入りがあるが、入場人数等の制限はない。新覆堂内の環境変動への影響も含め、一度に多数の拝観者が訪れた際の対策を検討する必要がある。

2 - 3 金色堂覆堂

(1) 保存の状態

金色堂覆堂は、明治中期まで屋根が茅葺であった。そのため、過去の修理の多くは表 2-4 に示す通り屋根葺替えを中心とするものである。屋根は明治 23 年（1890）に棧瓦葺に、明治 30 年（1897）に銅板葺に改められた後、大正 5 年（1916）に再び棧瓦葺とされ、昭和 25 年（1950）に再度銅板葺とされた。

昭和 37～43 年（1962～68）の金色堂保存修理で鉄筋コンクリート造の新覆堂が建設されるに伴い、解体の上、昭和 38 年（1963）に経蔵北西方の現在地（旧懐古館跡）に移築された。当時の工事経過の概要は、次のように記録されている：

“旧覆堂の小屋組は大部分昭和修理の新材となり、寺に格納された旧材も江戸時代のもので、創建の旧状を確かめる何ものもなかったが、多少残存する基本部材から、構造に大差はなかったとみられた。ただ軸部の柱や貫などの創建材には、間仕切装置や後補の床構造が察知できる痕跡がよく残っていて、結果として側背三面はすべて壁、正面全柱間が開放で床は全面土間という、いかにも覆堂らしい旧規が復原出来た。後にこの覆堂に床が張られ、朽廃した他堂の仏像が仮に安置されたりしたころの堂内の装置は、若干の痕跡はあったが、遂にまとまった結果は得られなかった。”（「国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書」国宝中尊寺金色堂保存修理委員会、昭和 43 年 7 月、31-32 頁）

結果、移築工事にあたり、正面五間を開放とする、両側面各前端二間を板壁に復して側背面を全て板壁とする、総土間とする、宝珠・露盤を青銅の鋳物にする等の現状変更がなされ、可能な範囲で創建当初の形式に復原された。また、自動火災報知設備や避雷設備が完備された。

現在は、この移築工事が完了した時の状態が保たれている。

表 2-5 金色堂覆堂修理履歴

修理時期	事業の区分	主な修理内容
慶安 2 年(1649)		間仕切りや床の修理
元禄 12 年(1699)		屋根葺替え、金色堂の縁を改めて覆堂と一体とした床の新設
宝永 6 年(1709)		軒廻りの修理
元文元年(1736)、 宝暦 3 年(1753)、 明和 7 年(1770)		屋根の葺替え修理
江戸後期～明治初期		戸締り装置を撤廃して縁と向拝を設置
明治 9 年(1876)		床廻りの補修
明治 10 年(1877)		屋根葺替え、床や縁廻りの部分修理
明治 23 年(1890)		茅葺を棧瓦葺に改める屋根葺替え修理
明治 27 年(1894)		小屋組を含む屋根の修理
明治 30 年(1897)		棧瓦葺を銅板葺に改める屋根葺替え修理、縁・向拝撤去
大正 5 年(1916) 昭和 5～6 年(1930～1931)	国補助事業	銅板葺を再び棧瓦葺に改める屋根葺替え 全解体修理により、全部材の 60% 程度の腐朽・破損部材の徹底的な取替え、構造補強、基壇の解体修理、小屋組の補修、棧瓦葺の葺替え
昭和 25 年(1950)	国補助事業	棧瓦葺を再び銅板葺に改める屋根葺替え
昭和 37～43 年(1962～1968)	国補助事業	金色堂保存修理工事に伴う全解体、旧覆堂は経蔵北西方の現在地に移築、床を総土間とし、正面 5 間以外の全ての柱間を板壁とするなどの復原、屋根は損傷した屋根材を新補して葺き直し

(2) 保存の措置

現在、金色堂覆堂は、境内最奥部の杉木立に囲まれた尾根上に独立して建ち、静謐な環境に置かれている。開放とされる正面柱間5間は、出入口となる中央一間を除き、亀甲網とアクリル板を取り付けて蝙蝠や鳥類の堂内侵入を防いでいる。建物正面には木柵をめぐらし、公開時間外の立入りを制限している。

(3) 保存の課題

現在までに、主要な構造部に目立った変形・破損は認められないが、側柱のみとし、内部に柱を建てない覆堂ならではの特殊な構造から、将来的には耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強の措置を講じることを検討する。

屋根銅板葺は、昭和25年(1950)の葺材のかなりの部分を昭和38年(1963)の移築工事で再用している。すでに50年以上が経過しており、一部では葺材の劣化が認められる。また、移築工事から40年以上が経過しており、内部土間の亀裂や、基壇石敷の不陸、破損等、経年に伴う劣化が見られるようになっている。

(4) 今後の保存管理の計画

【保護の基本的な考え方】

- ・ 建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とするが、やむを得ず取替えが必要な時には、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲する。

【保存管理の方針】

- ・ 雨漏、腐朽、蟻害等の異常を早期に発見し、かつ、迅速に適切な措置を施し、大きな破損に至らせない。

【保存管理計画】

表 2-6 金色堂覆堂保存管理計画

分類	担当	項目	頻度	備考
点検	中尊寺	建物全体の保存状況の確認	1回/月	点検のためのチェックリストを作成することが求められる。
	管財部	雨漏の有無	降雨時ならびに降雨後適宜	
清掃	中尊寺	内部の掃き掃除、散水	毎日	
		雨樋清掃	適宜	
修理	中尊寺	屋根葺替え、部分修理	50～80年毎(目安)	
	管財部	根本修理	100～150年毎(目安)	

(5) 公開の現状と課題

・ 公開範囲

有料公開区域内にあり、内部は自由に見学可能

・ 公開時期及び時間

(金色堂に同じ)

・ 年中行事

(無し)

・ 公開の課題

現在でも、干社札などが無断で建物に貼られ美観を損ねている。建物のき損、汚損や、夜間の無断侵入の防止策として、入堂者の動向を常時把握できる監視体制を確立する必要がある。

2 - 4 中尊寺経蔵

(1) 保存の状態

経蔵の過去の修理履歴については記録が少なく、資料から内容が明らかなものは表 2-7 に示す通りである。昭和 5～6 年(1930～31)に解体修理を行い、痕跡調査が行われたようであるが、詳細な記録は残されていない。

経蔵も旧覆堂と同様に、当初は茅葺であったとされるが、明治 26 年(1893)に棧瓦葺に、昭和 25 年(1950)に銅板葺に改められている。昭和 5 年の解体修理では、現状維持を基本方針としたようであるが、基壇のみ、茅葺であった頃の規模に戻されたとされる。このため基壇が雨落より外に出てしまい、降雨時には雨水が直接基壇に落下し、経年の中で雨水の浸入による基壇石積みの緩み、雨水の跳ね返りによる縁束や土台の腐朽等をもたらすこととなった。

昭和 53 年(1978)には、土台等腐朽部分の補修、屋根伏鉢および宝珠銅板被覆の張替えを行う保存修理工事が行われ、この時に、雨落溝を整備するために周囲石積を解体して基壇の出を縮めている。

現在は、昭和 53 年(1978)の保存修理工事が完了した時の状態が維持されている。

表 2-7 中尊寺経蔵修理履歴

修理時期	事業の区分	主な修理内容
明治 26 年(1893)		茅葺から棧瓦葺に改める屋根葺替え修理
昭和 5 年(1930)	国補助事業	基壇を含む解体修理。現状維持の方針がとられたが、基壇を茅葺時代の基壇の出に復したと推測される。
昭和 25 年(1950)	国補助事業	屋根の棧瓦葺を銅板葺に葺替え、野地の補修も行われている
昭和 53 年(1978)	国補助事業	基壇石積をすべて解体、出を縮めて積み直し、建物周囲に雨落溝を新設、床下及び縁下はコンクリートから三和土叩き仕上に変更、土台等腐朽部分補修、屋根伏鉢・宝珠の銅板被覆の張替え補修

(2) 保存の措置

正面開口部の内側に木製の可動柵を置き、堂内への一般の立入を禁止している。

(3) 保存の課題

軸部等に目立った変形・破損は見られない。屋根葺材は、昭和 25 年(1950)に棧瓦葺から銅板葺に葺替えられた時のものである。すでに 50 年以上が経過し、近年は銅板の劣化が認められるようになっている。

(4) 今後の保存管理の計画

【保護の基本的な考え方】

- ・ 経蔵は、後世の改変部分を残す形で修理がなされており、中世、近世の部材を多く含むとされる。当初の形式や現在に至るまでの変遷の究明も今後の課題として残されているため、建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とする。やむを得ず取替えが必要な時には、十分な調査を行い、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取り替えられた古材を格納保存する。

【保存管理の方針】

- ・ 雨漏、腐朽、蟻害等の異常を早期に発見し、かつ、迅速に適切な措置を施し、大きな破損に至させない。

【保存管理計画】

表 2-8 中尊寺経蔵保存管理計画

分類	担当	項目	頻度	備考
点検等	中尊寺 管財部	建物全体の保存状況の確認	1回/月	点検のためのチェックリストを作成することが求められる。
		雨漏の有無	降雨時ならびに降雨後適宜	
		屋根にかかる周辺樹木の枝の剪定	適宜	
清掃	中尊寺 大長寿院	通風の確保、清掃	毎日	
		排水溝の点検、清掃	適宜	
		床下に吹き込んだ落葉等の清掃	適宜	
修理	中尊寺 管財部	屋根葺替え、部分修理	50～80年毎(目安)	
		根本修理	100～150年毎(目安)	

(5) 公開の現状と課題

• 公開範囲

公開区域内にあり、外観のみ見学可能

• 公開時期及び時間

(金色堂に同じ)

• 年中行事

年2回の一山法要を執行(中尊寺一山の僧侶25名前後)

1/5 修正会、12/24 文殊会

• 公開の課題

建物のき損、汚損や、夜間の無断侵入の防止策として、入堂者の動向を常時把握できる監視体制を確立する必要がある。

2 - 5 異常が認められた時の対処

【中尊寺が管理団体になる国宝・重要文化財建造物】

国宝・重要文化財を所有する中尊寺の各支院は、日常の建物管理において当該文化財建造物ならびにその周辺の状況の異常を発見した場合には、このことを遅滞なく中尊寺管財部に報告する。

中尊寺管財部では、点検等において当該文化財建造物ならびにその周辺の状況に異常が認められた場合、あるいは、支院より異常の報告を受けた場合、直ちにその状況を確認し、平泉町教育委員会等に報告する。また、応急措置や維持の措置を行う、関係支院や白山神社に注意喚起を図る、警備を強化する等、適切な対応を速やかに施す。

【応急措置、維持の措置】

文化財建造物ならびにその周辺の状況に異常が認められた場合には、き損の拡大や二次被害を防ぐための応急的な措置、あるいは、雨漏防止、防蟻処理、防虫・防鳥ネットの設置や取替えなど、建物の維持に求められる措置を可及的速やかにとることとする。

応急措置に要する資材（ビニールシート、ロープ、毛布、丸太材等）については日頃より準備し、格納場所の周知を図る（第3章参照）。

維持の措置をとるにあたっては、旧来の仕様、材種を踏襲することとし、仕様書ならびに修理前、修理後の状況を撮影した写真で記録して、仕様書と共に保管する。

【文化庁長官への届出、許可申請が必要な主な事項】

● 滅失、き損等（第33条）

“重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられた時は、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。”

火災などの災害によって文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件などを紛失したり、盗みとられた時には、滅失・き損の届出書を提出する。

滅失、き損の届出書

1. 国宝又は重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地
7. 滅失、き損、亡失又は盗難（以下、「滅失、き損等」）の事実の生じた日時及び場所
8. 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
9. 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
10. 滅失、き損等の事実を知った日
11. 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置、その他参考となるべき事項
（き損の場合にあっては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。）

● **所在の変更（第34条）**

“重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない。”

宝塔や石塔、附指定の古材など、移動が可能な重要文化財建造物について、保護等を目的としてこれらの位置を変更する場合に、所在の変更届出書を提出する。ただし、重要文化財建造物の移築はその歴史的価値や周辺環境に重大な影響を及ぼす行為であることから、所在の変更を行うにあたっては、事前に文化庁長官の現状変更許可をとることとする。

● **現状変更等の制限（第43条）**

“重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。”

重要文化財建造物の位置、規模、形態、意匠、色彩等、現状を変更する行為を行う場合には、文化庁長官の許可を求めることとする。現状変更の許可申請を要する行為であるかは、以下の事項を参照して判断する。

- ・ 移築や曳屋をする、地盤の高さを変える等、当該建造物の位置を変更する場合。
- ・ 当該建造物の全部あるいは一部の構造、形式、規模、意匠を変える場合（復元的行為を含む）。
- ・ 間仕切りの取り付けや撤去、窓枠の材種の変更など、当該建造物の全部あるいは一部の仕様を変更する場合。

また、文化財建造物の現状に変更を加えるものではなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、重要文化財建造物の保存上好ましくない行為を行う場合には、文化庁長官の許可を求めることとする。許可申請を要する行為であるかは、以下の事項を参照して判断する。

所在変更の届出書

1. 国宝又は重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 所有者の氏名又は名称及び住所
4. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
5. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地
6. 現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記するものとする）
7. 変更後の所在の場所
8. 変更しようとする年月日
9. 変更しようとする事由
10. 現在の所在の場所が指定書記載の場所と異なる場合において、当該指定書記載の場所に復することが明らかな場合には、その旨及び時期
11. その他参考となるべき事項

現状変更等許可申請書

1. 国宝又は重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地
7. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
8. 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」）を必要とする理由
9. 現状変更等の内容及び実施方法
10. 現在の所在の場所が指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
11. 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所所在地
14. その他参考となるべき事項

次に掲げる書類、図面及び写真を添付のこと

現状変更等の設計仕様書及び設計図
現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
現状変更等をしようとする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
許可申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承認書
管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の承諾書
管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の承諾書

- ・ 文化財建造物の防火管理区域（第3章参照）で新築、増築、改築の行為を行う場合。
- ・ 文化財建造物の防火管理区域（第3章参照）に新たに火気を設置する場合、或いは、新たに多量の危険物を置く場合。
- ・ 文化財建造物の周辺における切土や盛土など、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼしたりする恐れのある行為を行う場合。
- ・ 文化財建造物の内部に重量物を搬入する場合。
- ・ 中尊寺金色堂の漆芸部に直接手を触れたり、機械をあてたりして調査を行う場合（模写、型どり等）や、強い光線をあてて写真撮影等を行う場合。

• **修理の届出等（第43条の2）**

“重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。”

前述した【応急措置、維持の措置】の程度を越える文化財建造物の修理を行うにあたっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理の届出書を提出する。

修理の届出書

1. 国宝又は重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地
7. 修理を必要とする理由
8. 修理の内容及び方法
9. 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
10. 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
11. 修理の着手及び終了の予定時期
12. 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所所在地
13. その他参考となるべき事項

次に掲げる書類、図面及び写真を添付のこと

設計仕様書

修理をしようとする箇所の写真又は見取図

修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権限に基づく占有者の意見書

第3章 防災計画

3 - 1 防火対策

(1) 防火対策にかかる基本的な考え方

(文化財建造物防火管理区域)

中尊寺境内における文化財建造物の防火については、早くから対策が講じられてきた。防火設備の設置に関しては、昭和 25～27 年度(1950～52)に自動火災報知設備が設置されると共に、小型ポンプ設備が備えられてきた。昭和 31～33 年度(1956～58)には高置水槽による自然流下式消火設備一式ならびに避雷設備が導入され、今日の防災設備の骨格がほぼ形成されるに至った。以後、昭和 54 年度(1979)には貯水槽に町水道を接続させて取水源とし、昭和 57～61 年度(1982～86)には消火栓設備一式の改修を、平成 13 年度(2001)には自動火災報知設備一式の改修ならびに強化を図っている。

また、金色堂については、昭和 37～43 年度(1962～68)に実施された保存修理事業の中で、昭和 40 年度(1965)に耐火構造の保存施設(新覆堂)が建設され、防災対策上、大きな進展をとげた。

これらの一連の防災設備の設置と改修の事業は、以下の方針をとってきた。今後の防火対策においても、この考え方を踏襲するものとする。

- 以下の3つを防火対象建造物とする(配置については図 3-1～図 3-5 参照)。
 - 国宝・重要文化財建造物
 - 第1次近接建造物(国宝・重要文化財から20m以内の範囲にある木造の建造物。)
 - 第2次近接建造物(第一次近接建造物から5m以内の範囲にある木造の建造物。受信機や副受信機を置く建物、ポンプ室。)
- 国宝・重要文化財建造物の周囲20mの範囲、ならびに、第1次近接建造物、第2次近接建造物とされるそれぞれの建物の周囲5mの範囲を「国宝・重要文化財建造物防火管理区域」とする。

(文化財建造物防火管理区域の考え方)

国宝・重要文化財建造物防火管理区域(以下、文化財建造物防火管理区域)は、文化財建造物への延焼の危険性を極力低くし、防火管理を行う上で求められる視通を維持し、消火活動を行う上で必要な空地を確保するために設置されるものである。そのため、文化財建造物防火管理区域内では、原則として新築行為や増築を伴う改修工事は行わないものとする。

防災ならびに管理上の観点から文化財建造物防火管理区域内で新築或いは改修工事を行う必要が生じた時には、建築基準法・消防法等の関連する法令を遵守し、出火や延焼の予防を図るとともに、消火活動の妨げとならないよう、十分に留意する。また、文化財建造物が特別史跡中尊寺境内(文化財保護法に基づく)ならびに歴史景観地区(平泉町・平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例に基づく)内に所在することから、関係者と協議の上、歴史的景観の保全に十分な配慮を行うこととする(「3 - 5 景観保全」参照)。

(文化財建造物防火管理区域と防火体制)

文化財建造物防火管理区域は、中尊寺境内全体の防災を図る中で、広い境内地に点在する文化財建造物の防火管理を効率的、効果的に行う体制を確立、強化する上でも重要な枠組みを与えるものである。

宗教法人中尊寺では、消防法第8条1項に基づき消防計画を策定し、白山神社境内を含む中尊寺境内全域の防火管理を行っている。その中では、中尊寺管財部の担当者を防火管理者とした予防管理体制を組んでいる(図 3-6 参照)。境内を「金色堂地区」、「讃衡蔵地区」、「本坊地区」に区分し、金色堂地区には2名(中尊寺金色堂1名、白山神社能舞台1名)、讃衡蔵地区、本坊地区には各1名の防火担当責任者を置き、さらに、地区内各棟に火元責任者を置いている。

また、火災発生時に自衛消防活動が迅速に行えるよう、中尊寺特設消防隊を組織し(図 3-7 参照)、定期的な訓練を行っている。

消防計画で定める火災予防管理体制と、国宝・重要文化財建造物防火管理区域との関係は、表 3-1 に示す通りである。

表 3-1 文化財建造物の防火対策の基本的な考え方

消防計画に基づく防火地区	文化財建造物防火管理区域	文化財建造物	第 1 次近接建造物	第 2 次近接建造物
金色堂地区	金色堂・経蔵防火管理区域	・金色堂 ・経蔵	・新覆堂(保存施設) ・金色堂入口前守札所	・金色堂前改札所脇ポンプ室
	金色堂覆堂防火管理区域	・金色堂覆堂	・天満宮 ・大長寿院表門	(無し)
讃衡蔵地区	(無し)	(無し)	(無し)	(無し)

(2) 文化財建造物等の燃焼特性、想定される火災要因等

各文化財建造物防火管理区域内における建造物の燃焼特性、火気の使用状況、危険物等の貯蔵の有無、想定される火災要因等については表 3-2 の通りである。

表 3-2 各防火管理区域の燃焼特性・火気使用状況・危険物の貯蔵の有無・想定される火災要因等

(凡例：文化財 国宝・重要文化財建造物、近接 第 1 次近接建造物、近接 第 2 次近接建造物)

金色堂・経蔵防火管理区域	分類	建造物名称	燃焼特性	火気使用状況	危険物等の貯蔵の有無	電気設備の使用の有無
	文化財	金色堂	木造、瓦型板葺	(無し)	(無し)	電灯・自火報等
	文化財	経蔵	木造、銅板葺	法要時の蠟燭等	(無し)	電灯・自火報等
	近接	新覆堂	RC 造	寒冷期の暖房	(無し)	電灯・空調・暖房設備・自火報等
	近接	金色堂入口前守札所	木造、銅板葺	寒冷期の暖房	(無し)	電灯・暖房設備・自火報等
	近接	ポンプ室	木造、銅板葺	凍結防止ヒータ	(無し)	電灯・ポンプ・自火報等
<p>【想定される火災要因等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金色堂は耐火構造の新覆堂内によって保護されており、延焼の可能性は低い。また、内部での火気使用もほとんどなく、内部失火の可能性も低いと考えられる。日常管理においては特に、電気火災、不審火に注意する必要がある。 ・ 金色堂ならびに新覆堂を除く他の建造物については、屋根を金属板葺としているが、木造であるため、近隣の建物や山林から火災が発生した際には、延焼に十分注意する必要がある。また、建物周辺には危険物や燃えやすいものを置かず、不審火にも十分備える必要がある。経蔵ならびに金色堂入口前守札所では、内部で火気を使用するため、火気使用後の点検を怠ることなく行い、内部失火の予防をする必要がある。 						

金色堂覆堂防火管理区域	分類	建造物名称	燃烧特性	火気使用状況	危険物等の貯蔵の有無	電気設備の使用の有無
	文化財	金色堂覆堂	木造、銅板葺	(無し)	(無し)	電灯・自火報等
	近接	天満宮	木造、銅板葺	(無し)	(無し)	自火報等
	近接	大長寿院表門	木造、棧瓦葺	(無し)	(無し)	電灯
【想定される火災要因等】						
<ul style="list-style-type: none"> 金色堂覆堂ならびに近接建造物については屋根を金属板葺もしくは瓦葺としているが、木造であるため、近隣の建物や山林から火災が発生した際には、延焼に十分注意する必要がある。また、建物周辺には危険物や燃えやすいものを置かず、不審火にも十分備える必要がある。 						

(3) 消防設備の設置の現状と課題

(設置の現状)

各文化財建造物防火管理区域に設置された文化財防災のための消防設備は表 3-3、表 3-4 の通りである。

自動火災報知設備の受信機は、中尊寺、白山神社を合わせて R 型のものを中尊寺本坊に設置している。また、職員が常駐している新讃衡蔵および中尊寺金色堂保存施設(新覆堂)を含む 5 棟に副受信機を設置している。

表 3-3 中尊寺境内国宝・重要文化財建造物及び近接建造物に関する防災設備設置状況一覧表

(凡例： 第1次近接建造物、 第2次近接建造物：設置箇所については、防火管理区域と合わせて図 3-1～図 3-5 に示す)

防火の対象とする国宝・重要文化財建造物の名称	近接建造物等	軒先間の距離(m)	建物構造階数	自動火災報知設備(種類・形式)	消火器	設置台数	自家用発電機	屋内消火栓	漏電ブレーカー	漏電警報器	ドレンチャージャー
中尊寺金色堂			木 1F								
	中尊寺金色堂保存施設(新覆堂)	0	RC	煙・炎		堂内通路 4台					
	金色堂前守札所	9	木 1F			1台					
	金色堂入口(改札所)脇ポンプ室	37	木 1F	差入		1台					
金色堂覆堂			木 1F	煙・差分		覆堂 2台					
	天満宮	14	木 1F	差入							
	大長寿院表門	13	木 1F								
中尊寺経蔵			木 1F	煙・定差分		経蔵 4台					

自動火災報知器の種類・形式：

煙 = 煙感知器、炎 = 炎感知器、定 = 熱感知器定温式、差入 = 熱感知器差動式スポット型、差分 = 熱感知器差動式分布型(空気管式)

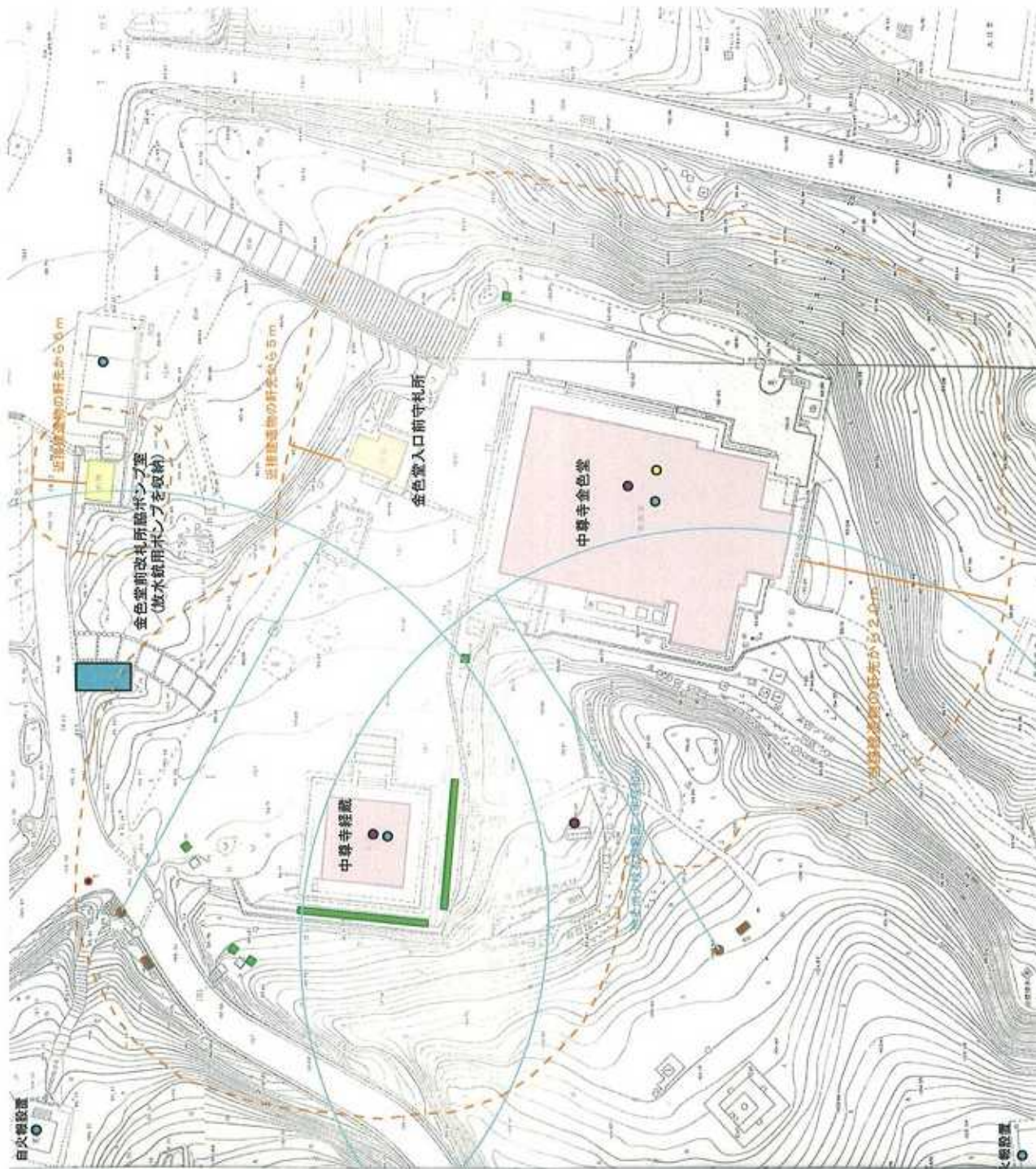


図3-1
 中尊寺金色堂・中尊寺経蔵
 防火管理区域及び防災設備配置図

凡例

	重要文化財建造物		避雷針
	第一次近接建造物		機械置機
	第二次近接建造物		自火報
	防火管理区域		発信機
			消火栓
			放水銃
			ホ-BOX
			防火水槽
			地上消火栓有効範囲



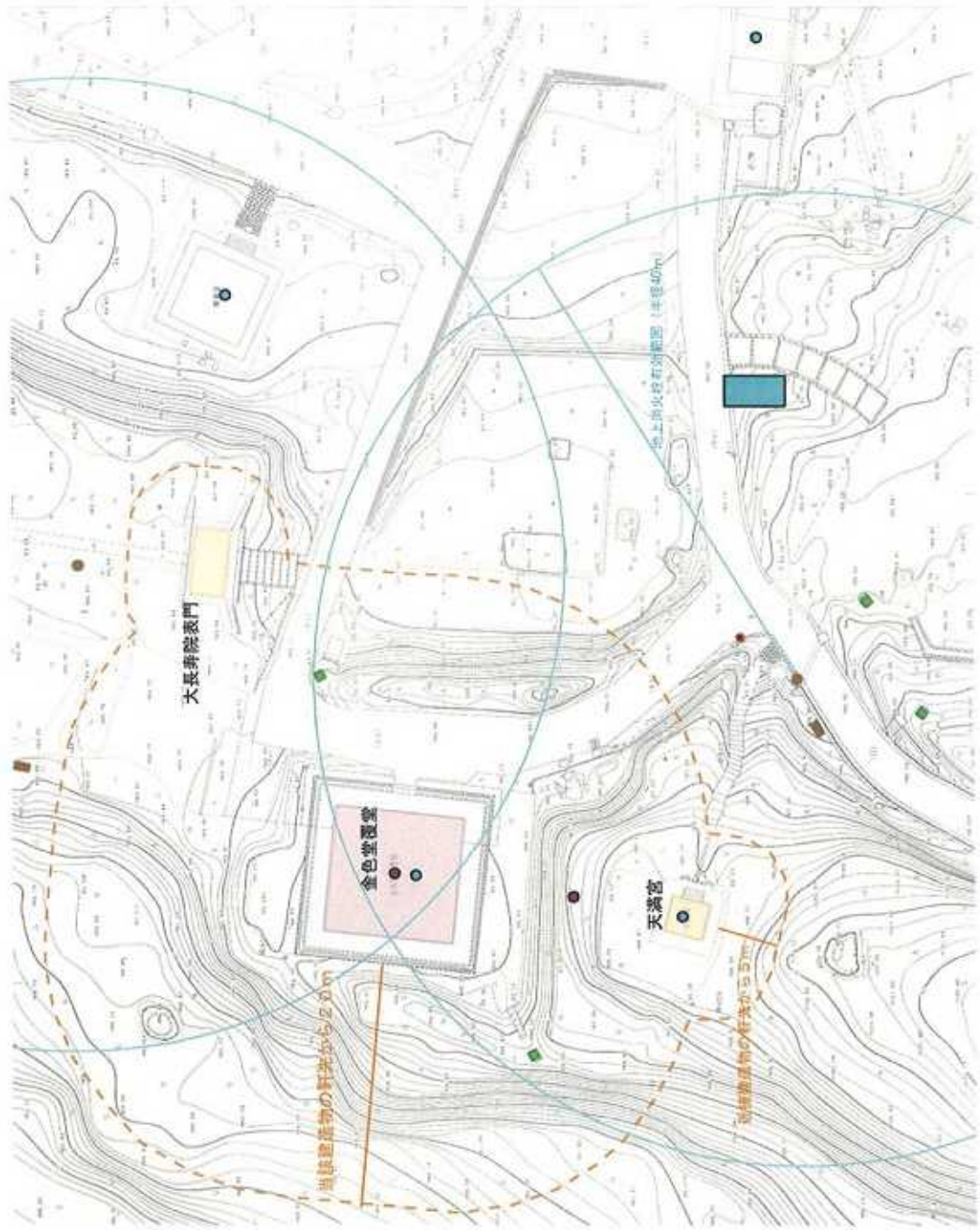


図3-2
金色堂覆堂防火管理区域及び
防災設備配置図

表 3-4 各地区の防災設備設置台数

消防計画に基づく 防火地区	文化財建造物防火管理区域	放水銃 (地上式・手動)	避雷針 1	地上式消火栓 (口径 60 A)
金色堂地区	金色堂・経蔵防火管理区域	4	棟：2 (経蔵、新覆堂) パ：1	1
	金色堂覆堂防火管理区域	2	棟：1 (金色堂覆堂) パ：1	0

1 避雷針 凡例 棟：棟上導体 パ：パンザーマスト

(保守点検)

表 3-3、表 3-4 に示す防災設備については、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき半年に 1 回の機器点検及び、1 年に 1 回の総合点検を点検資格者をもって実施し、その結果を防火対象物維持台帳に記録し、3 年に 1 回、所轄消防署長に報告する。この他にも、表 3-5 に示す要領で、適宜自主点検を行う。なお、防犯設備は、自動診断により常に点検を行っている。

点検により異常を発見した際には、適切に修理または交換を行う。また、国庫補助事業により設置した自動火災報知設備（感知器を除く）、消火設備（備品を除く）、避雷設備の機能低下若しくは機能不能を発見した際には、「文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱」第 4 条(19)に基づき、速やかに文化庁長官に報告を行う。

表 3-5 主な防災設備の点検について

	設備分類	各設備	自主点検における主な確認事項	点検周期
自主点検	警報設備	自動火災報知設備	感知器周囲に非火災報の原因がないこと 発信機及びベルの周囲に障害物がないこと	毎日
	消火設備	可動消火設備 (消火器・水バケツ等)	損傷の有無、位置・部品の異状の有無	毎日
		放水銃設備	貯水槽・水量・水位計の異状の有無	1 回 / 月
		地上式消火栓	加圧送水装置の正常な起動	
		ホース(消火栓用)	燃料・潤滑油・操作盤のスイッチ・電気配線の異状の有無	
		配管(消火栓用)	配管・バルブの開閉の異状の有無	
		防火水槽 (鉄筋コンクリート造)	消火栓格納箱・ホース等の部品・表示灯・起動スイッチの異状の有無 (冬季)放水後に消火栓の水が抜けていること	
		ドレンチャー設備	ヘッドの周囲やヘッド内にゴミなどの障害物がないこと ヘッドの方向・露出配管部分の異状の有無	
	避雷設備	独立避雷針設備	突針・導線・支持金物の異状の有無	
			落雷後は導線や接続部を点検	適宜
	防犯設備	機械警備装置	機器の配置・損傷の有無	毎日
	その他	屋外変電設備	機器の配置・配線・支持部等の異状の有無	1 回 / 月
		自家発電設備	機器の配置・損傷の有無	
誘導灯・誘導標識		機器の配置・損傷の有無		
配線		機器の配置・損傷の有無		
機器点検	(一)消防用設備等に附置される非常用電源(自家発電設備)又は動力消防ポンプの正常な作動 (二)消防用整備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判断できる事項 (三)消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項			1 回 / 半年

総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、関係法令で定める基準に従い確認すること。	1回/半年
------	--	-------

(今後の課題と整備計画)

各消防設備の更新周期の目安及び今後の課題を踏まえた整備計画は以下の表 3-6 の通りである。

表 3-6 各設備の更新周期の目安及び整備計画

設備分類	各設備の更新周期の目安及び整備計画	
火災警報設備	自動火災報知設備 [更新周期: 感知器・受信機とも 20 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 白山神社本殿、及び現在未設置の近接建造物等への設置の検討を行う。 ・ 既存の設備については、今後更新時期に改修または新設を行う際に、適宜計画の見直しを行う。 ・ 大長寿院の表門への炎感知器の検討を行う。 	
消火設備	地上式消火設備(ホース・消火栓・配管) [更新周期: ホース 8 年、消火栓 15 年、配管 15 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース消火栓及び配管については逐次更新されているので、次の更新時期までは現状を維持するが、配管については耐震性の確認を行う。 ・ 消火栓は、訓練を受けていない参拝者や夜間宿直者にも使えるような操作性の簡易な形式への変更の検討を行う。 ・ 今後の更新時期に改修または新設を行う際に、操作の容易な形状に変更可能か調査検討し、計画の見直しを行う。 	
	放水銃設備 [更新周期: 15 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護カバーに不備(開閉部の破損)があるものの修理を行う。 ・ 耐震性を確認し、不凍液の不要なものへの更新を検討する。 ・ 白山神社能舞台付近に増設する検討を行う。 	
	可動消火設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災時対策として、震災時の外部要因を受けにくい可動式消火設備(消化剤系、霧状噴霧消火設備など)の設置を検討する。 	
	ドレンチャー設備 [更新周期: 15 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 中尊寺経蔵に延焼防止のため背面 2 面に設置しているものを更新時期まで維持する。 ・ 更新に際しては適切な設備のあり方等を改めて検討する。 	
	防火水槽及び送水管、ポンプ室 [更新周期: 防火水槽 30～50 年、配管 15 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 逐次更新されているので、更新時期まで現状維持に努める。次期改修時には耐震性の確認を行う必要がある。 ・ ポンプ室は、現在は木造であるが、消防ポンプを保護する役割を有することから、次期改修時には耐火構造とする。 	
避雷設備	独立避雷針設備 [更新周期: 20 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 金色堂、経蔵、金色堂覆堂、および金色堂と経蔵の間と金色堂覆堂付近に設置されているパンザマストは、山林の中に設置されているため、周辺樹木の成長を観察しながら適切に管理する。 ・ 白山神社付近への避雷設備の設置を検討する。 	
防犯設備	機械警備装置 [更新周期: 10 年] <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備会社に委託をしている。金色堂に画像センサーを設置し、金色堂覆堂を閉めたときに機械による警備を行なっている。この方式は今後も契約を更新していく。 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯目的の構内の外灯設備(夜間照明)については、現在の灯数では充分とは言えないので、器具の見直しも併せて整備を検討する。 ・ 早期発見および警戒警備として監視カメラ等の整備を考慮する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の安全避難のために、避難場所の確保・避難誘導指示の確立・夜間照明(外灯施設)の充実・管理区域内情報伝達方法(放送設備・通信設備)の充実を検討する。 	

(4) 防火体制

(防火管理)

防火管理は、中尊寺が主体となり、白山神社がこれに協力して行う。具体的には、消防法第8条1項に基づいて策定した消防計画に従い、予防管理体制を整えて火災予防のための巡視や防災設備の管理を行うとともに、図3-2に示す中尊寺職員による自衛消防隊を組織して、県・町・管轄消防署等と連携した消防訓練を行い、万一の火災に備える。

予防管理体制は図3-1に示す通りであり、巡視にあたっては特に以下の事項に留意する。

- ・ 巡視や点検は二人一組で行うこととする。
- ・ 境内における建造物のほか、不審火や、周辺山林や隣接民家からの出火・類焼にも十分な注意を払う。
- ・ 公開時間帯は多数の参拝客、観光客が訪れるため、不特定多数の出入りによる人為的災害にも十分な注意を払う。
- ・ 公開時間外は出入口の施錠管理を徹底し、火気使用の有無にかかわらず、建造物内外の可燃性物品については、除去または整理整頓に努める。

(予防体制)

火災予防管理のための連携体制及び業務内容を下図3-6に示す

図3-3 予防管理対策

(「宗教法人中尊寺消防計画」(平成17年改定)第2、4章を基に作成)

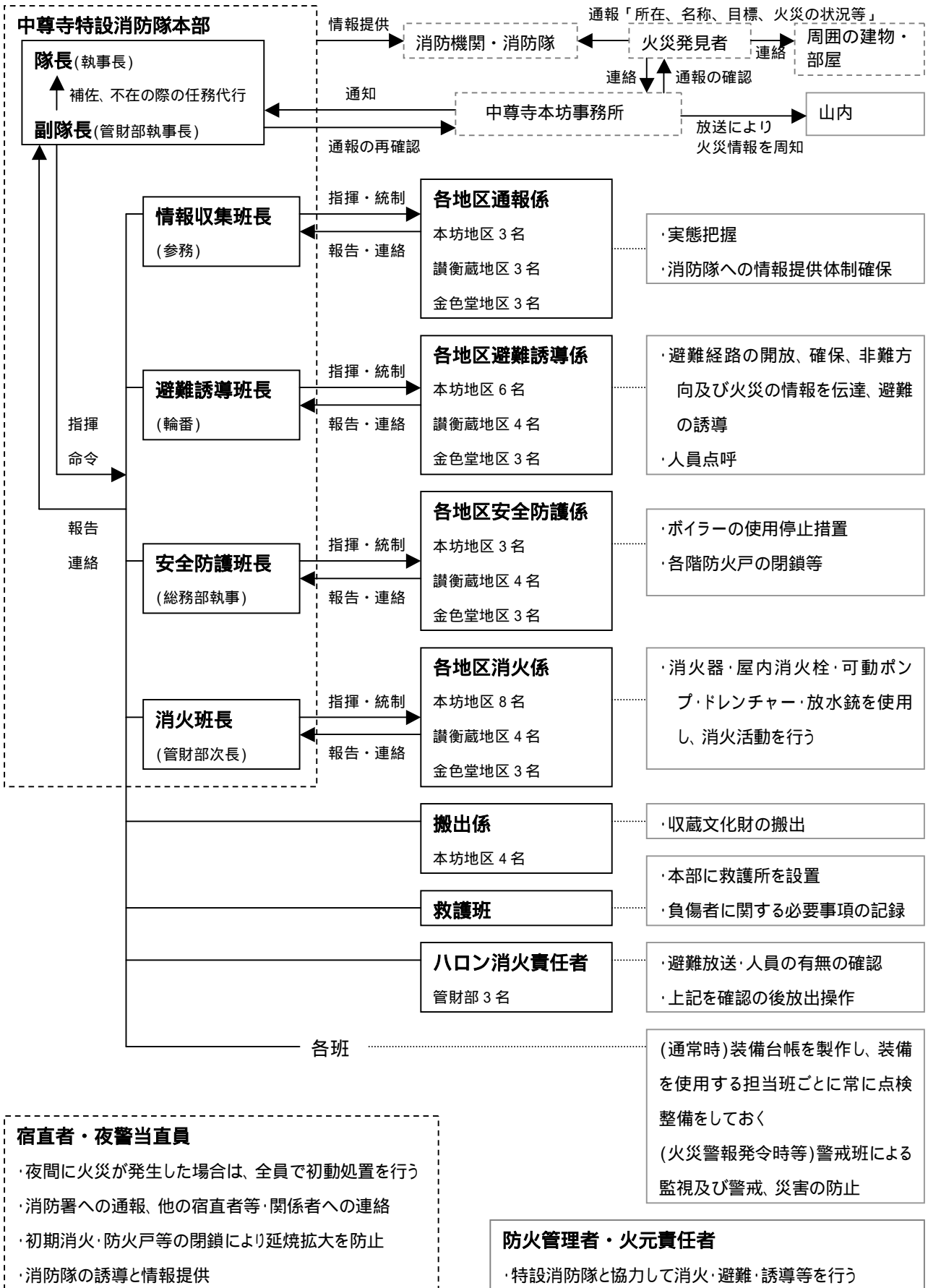


火気使用者 ... 参拝者等に対しても標識等により明示して周知徹底に努める

- ・火気使用設備器具は、指定された場所において、使用前の点検及び周囲の可燃物の確認の後使用し、使用後は点検及び安全確認をする
- ・灰皿は指定された場所に集め、禁止された場所での喫煙をしない
- ・指定場所以外で火気を臨時に使用する場合は、各種下記使用設備器具の設置又は変更を行うとき、危険物の貯蔵取り扱いや数量等を変更するとき、改装及び模様替えを行うときは、防火管理者へ事前に連絡し承諾を得る
- ・山内で火気を使用する場合は作業計画を防火管理者に提出して指示を受け、作業の際は消火器を配置、たき火等は指定された場所で行う

自衛消防体制ならびに各人員の役割を下図 3-7 に示す。

図 3-4 中尊寺特設消防隊自衛消防活動対策 (「宗教法人中尊寺消防計画」(平成 17 年改定)第 3 章を基に作成)



（防火演習等）

中尊寺特設消防隊は、消防に必要な装備の管理に日常的に努めると共に、消防計画で定める定期訓練を実施する。その一つとして、文化財防火訓練としての総合訓練を、一関消防署の指導・協力のもと、平泉町・平泉町教育委員会・平泉町消防団・中尊寺・毛越寺と共同で年1回実施する。

（避難誘導）

火災の情報伝達は、放送設備及び発信機による。文化財建造物各棟の火元責任者は、避難口や通路を物品等がふさいでいないことを常時確認する。また、避難口に設ける戸は、内側から容易に解錠できるものとする等、避難の迅速性の確保に努める。

建造物から外部に避難したあとの避難場所及び避難経路については、様々な状況を想定しながら、今後速やかに設定し、あわせて避難誘導のためのサイン設置について検討する。

3 - 2 防犯対策

文化財建造物に関する防犯の対象事項としては、建造物そのものに対する毀損、放火、備品・什器や部材等の盗難などが想定される。

現在、仏像・経典類の宝物は讃衡蔵に保管されており、金色堂も新覆堂内で保護されている。讃衡蔵、金色堂とも通常は公開されており、職員が常駐すると共に監視設備が設置されている。

経蔵、金色堂覆堂は、有料公開区域内に位置しているが、寺関係者は常駐しておらず、定期的な巡視によって防犯対策をはかっている。願成就院宝塔は公開区域内にあり、周囲に保護柵を設けている。

今後は、参拝者や観光者を含む訪問者数の動向や、その行動状況をよく観察しながら、金色堂以外の文化財建造物についても防犯対策を強化する必要がある。その検討においては、常駐者の増加、巡回経路や巡回頻度の見直しなど、人による監視体制の強化と、機械警備の導入や監視カメラの設置など、自動監視体制の充実の両側面から検討を行うこととする。

また、落書等のいたずらは、文化財に対する無理解や、モラルの低下が招くものであり、訪問者の文化財愛護意識の向上を図る取り組みを検討する。

3 - 3 地震対策

(1) 地震時の安全性にかかる現状と課題

中尊寺境内はほぼ全域が関山丘陵の斜面および尾根上に展開している。金色堂新覆堂及び讃衡蔵の建設に際して行われた地盤調査では、これらの箇所では表土近くに岩盤があり、比較的安定した地盤であるとの結果が示された。また、法面の崩壊が文化財の保護に直接影響する急斜面は見うけられない。経蔵の西面から南面にかけて小規模な法面があり、石積擁壁によって法面保護がなされているが、現時点では健全な状態と見うけられる。旧覆堂の南面は尾根を切り取った法面で、擁壁等は設けていないが、植生が安定し、表土流出や風化による目立った浸食は認められない。それゆえ、中尊寺が管理する文化財建造物については、主要な構造部材に腐朽や蟻害等がないことを常時確認し、文化財建造物を常に健全な状態に保つことが地震対策につながるものと考えられる。

文化財建造物以外にも、防災設備である貯水槽や送水管の耐震性能を把握し、適切な性能向上措置をとる必要がある。

(2) 地震時の対処方針

(火災予防)

地震後、防火担当責任者及び火元責任者は、防火管理計画に従い、火気使用設備器具の使用停止措置及び安全確認を速やかに行う。火災が発生した場合には、特設消防隊と協力して初期消火活動、避難誘導を行う。防火管理者は、地震に関する情報収集及び予知情報・警戒宣言等の山内への通知及び指示を行う。

(震災時の避難)

震災時の避難は、消防計画で定める最終避難場所（町営駐車場）への避難経路を状況に応じて特設消防隊が指示し、徒歩による避難を誘導する。

(文化財建造物の保護措置)

地震後、各文化財建造物の管理担当者は、直ちに各建造物の点検を行い、毀損の状況を平泉町に報告する。また、必要に応じて以下にあげる保護措置をとることとし、これに必要な資材については不足なく揃え、決められた場所に保管する。

- ・ 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。
- ・ 重要文化財（建造物）が大きく破損した場合は、危険部分の撤去、部材の格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。
- ・ 重要文化財（建造物）に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により焼失が確実と思われる場合には、解体撤去も含めた適切な対応をとる。
- ・ 金色堂については、保存施設の気密性や温湿度制御のための設備機能に異状がないか、点検検査する。その結果、異状が認められる場合は、室内環境の激変を避けるため、保存施設の閉鎖など必要な措置を速やかにとる。

3 - 4 その他の自然災害への対策

(1) 自然災害時の安全性にかかる現状と課題

(中尊寺境内の気象条件)

平泉町内には気象観測点がないが、隣接する一関市での観測データによれば、過去 30 年間の最大 1 時間降雨量は 49 mm とされる。降雨量が 1 時間あたり 30 mm を超えることは年 1・2 回程度だが、近年は増加傾向にある。積雪深は平年 30 cm 程度で、最大 72 cm である。これまでに豪雨や豪雪によって中尊寺境内の建造物が大きな被害を受けたことはない。

風については、冬季に北から吹く強い季節風があり、注意が必要である。今後は、降雨量、降雪量のみならず、大雨時の境内における雨水の流れを観測するなど、局地的な気象データを収集し、必要に応じて風対策、雨対策、雪対策を講じていく。

(文化財建造物周辺の樹木管理)

文化財建造物各棟の周囲は、基本的にスギを中心にモミ・ブナ等の樹木が混生した山林であり、参道周辺のスギ並木の中には、樹齢300年を越す古木が多く、参道拡幅による根の損傷などもあって樹勢が衰退した状態である。

従来、危険木対策は、参詣者および寺関係者の安全確保の観点から実施してきた。平成15年(2003)には、月見坂参道両側の並木を対象に、樹木医による樹木診断、枯死木の伐採や上部切除等の処置を行った。平成17年(2005)には、人の通行が多い金色堂周辺などについても樹木診断を実施し、腐朽部分の除去、白アリ駆除、上部切除等の処置を行っている。今後は、樹木診断の範囲を広げ、文化財建造物の保護という観点から十分な危険木対策を講じていく必要がある。特に、冬期の風害対策も含め、白山神社能舞台周囲の危険木診断ならびに対策は急務と考えられる。

(2) 自然災害時の対処方針

(風害対策)

- ・ 強風時、枝の落下や風倒木等により参拝者に被害が及ぶおそれがある場合は、中尊寺管財部内で連絡をとり、参道の通行停止や、危険箇所の立入禁止などの対策をとる。また、これらの事項を放送により周知するとともに、立入禁止箇所にロープを張るなどの措置を行う。
- ・ 強風時、風雨の吹込等によって経蔵あるいは旧覆堂の堂内に影響を及ぼすおそれのある場合は一時拝観を停止し、入口扉の閉鎖・施錠を行う。また、金色堂においては保存施設について同様の措置を行う。

(大雨時の土砂災害対策)

- ・ 擁壁・石垣等について、土砂崩れの防止及び日常の雨水や湧水による土砂の流出防止のため、擁壁・石垣及びその足元や周辺の崖地に土砂崩れの危険がないか注意する。
- ・ 従来擁壁のない位置に新設する必要がある場合は、周囲の歴史的景観や環境に配慮して、材質や工法を選択し、水抜きや排水施設の整備とも併せて計画する。

(異常気象時の点検)

- ・ 強風、豪雨、豪雪等の異常気象時に重要文化財建造物の巡視を行う際には、担当者の安全に十分留意する。被害を発見した場合には、被害の拡大防止や飛散物の回収等、可能な範囲で応急措置を講じる。
- ・ 異常気象の終了後、重要文化財建造物への被害等の有無を詳細に点検する。

(災害時の連携等)

- ・ 広域の防災計画と非常時の対策については、「平泉町地域防災計画」と「両磐地区消防組合火災予防条例」によるものとし、非常時には消防機関および平泉町災害対策本部と協力して対処する。
- ・ 「平泉町地域防災計画」では、災害時の文化財関連施設に係る情報収集体制を定めており、これに従って平泉町災害対策本部との連携を図る。

3 - 5 景観保全

特別史跡「中尊寺境内」は、全域が平泉町「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」に基づく「歴史景観地区」に指定されている。文化財建造物の周囲の環境については、現状の維持を基本とするが、その変更が必要となった時には、防災上の観点から管理状況を損なわないよう十分に検討すると共に、より良好な景観の形成に努めるものとする。

(既存建造物の扱い)

文化財建造物の周辺に建つ既存の建造物は、原則としてその現状の維持に努める。改修が必要な場合は、建築基準法、消防法等、関連する法令を遵守し、出火や延焼の予防を図るとともに、消火活動の妨げとならないよう十分に留意する。また、関係者と十分に協議の上、位置、規模、形態、意匠、色彩等において歴史的景観の保全に十分配慮する。特に堂舎に関しては文化財建造物とともに歴史的環境の本質的な部分を構成するものであり、文化財建造物に準じ

た考え方を取り入れながら、材料を含め、現状の形式を維持することに努力をばらう。

(防災、文化財の保存管理上必要な施設等の扱い)

防災や文化財の保存管理上、新築あるいは改修の必要が生じた場合には、関係者と十分に協議の上、位置、規模、形態、意匠、色彩等において歴史的景観の保全に十分配慮する。

(文化財建造物周辺の樹木の扱い)

中尊寺境内の山林は大部分がスギの植林で、植樹年代は平泉町内で最古といわれる。特に中尊寺金色堂に至る参道には巨大なスギの並木が建造物と一体となって特徴ある景観を形成しており、その入口及び文化財建造物に至る道程から文化財建造物を望見した景観を良好に維持することに十分配慮する。

植栽は現存のものを活かして良好な環境を維持するよう管理する。危険木の除去等と関連して、今後は計画的な補植による代替木の育成等についても検討する。

第4章 情報管理計画

4-1 情報管理責任者

各文化財建造物の保存管理、防災等に係る記録は、中尊寺が管理団体となるものにあつては中尊寺管財部執事が、白山神社が所有するものにあつては白山神社禰宜が、それぞれ情報管理責任者となって保管、管理する。以下が、その連絡先である。

情報管理責任者	連絡先
中尊寺管財部執事 北嶺 澄照	住所：岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関202 電話番号：0191-46-2211
白山神社禰宜 関宮 保広	住所：岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関226 電話番号：0191-46-2512

情報管理責任者は、情報の重要性の判断（部外秘、取扱注意等）を行うと共に、保管場所、保管方法、管理方法（ファイリングの要領、表示の指示等）を定め、情報の在否や管理方法等を定期的に点検する。

4-2 管理する情報

本計画に基づき管理責任者が管理する情報には、以下のものが含まれる。

(1) 保存管理に関連する情報

- 文化財建造物の保存状況に係る日常の点検結果
- 文化庁に提出された以下の書類の写し
 - 代表者の変更の届け
 - き損届け
 - 修理届け
 - 保存に影響を及ぼす行為
 - 現状変更許可申請
 - その他、国庫補助事業に関連する書類等
- 温湿度等文化財建造物の保存状況に係る日常の点検結果（中尊寺金色堂のみ）
- 文化財建造物周辺環境の点検結果
- 保護柵、覆屋等の保存施設の点検結果

(2) 防災に関連する情報

- 平泉町地域防災計画
- 両磐地区消防組合火災予防条例
- 消防計画
- 消防用設備等の点検結果
- 境内巡視結果の報告
- 文化財建造物周辺環境の点検結果

(3) その他

- 拝観者数
- 中尊寺境内に所在する国宝・重要文化財建造物に係る新たな出版物、学術研究等の情報
- 中尊寺境内に所在する国宝・重要文化財建造物の広報を図るために新たに作成された映像（テレビ番組、自主制作ビデオ等）の情報

4 - 3 定期確認

平泉町教育委員会は、中尊寺ならびに白山神社による情報管理が適切に行われていることを、毎年1回確認し、その結果を岩手県教育委員会に報告する。確認の日は、平泉町教育委員会が、中尊寺、白山神社それぞれの情報管理責任者と協議して定める。

第5章 保存管理体制の整備

(計画策定者間の連携協力等)

第1章で述べるように、本保存管理計画は、岩手県が文化庁の指導、助言のもとに策定した「平泉の文化遺産に関する包括的保存管理計画」(平成18年9月)の実施において、関連する国宝ならびに重要文化財建造物の状況を把握し、良好な保存状況の維持を図るための行動計画として用いられるものである。

それゆえ、本計画に基づき保存ならびに管理の措置をとる際には、計画策定者である(宗)中尊寺、(宗)白山神社ならびに平泉町が、それぞれの団体の中で関係者の共通理解の形成と意思の疎通を十分に図ると共に、三者間での情報共有ならびに連携協力を確実にするよう努める。

(中尊寺及び白山神社の役割)

(宗)中尊寺、(宗)白山神社は、本計画に基づき、それぞれが所管する文化財建造物の日常管理及び点検等を適切に行う。また、保存の措置をとるにあたり、平泉町と、必要があれば岩手県、文化庁と十分な意見調整を図る。

(連携協力の推進に向けての平泉町の役割)

『「平泉」に関する包括的保存管理計画』において、平泉町は、岩手県との連携を図りつつ、関係機関・団体、地域住民等の中で生ずる様々な課題に対する調整を行うこと、岩手県と連絡調整のための会議を開催し、保存管理の状況及び今後の管理運営の方針等について情報交換を行うこと、所有者、関係団体及び地域住民の代表者などから構成される保存管理推進のための機関を設置し、文化財建造物の適切な保存管理及び整備活用等について、具体的な意見調整を図ることが求められている。

平泉町は、関係機関・団体、地域住民等から中尊寺境内に所在する国宝・重要文化財建造物の課題を指摘された時には、必要に応じてこの事を(宗)中尊寺、(宗)白山神社に伝え、適切な措置を図るよう指導、助言を行う。また、(宗)中尊寺、(宗)白山神社から文化財建造物の保存管理の状況に係る報告を定期的に受け、課題が生じた時には岩手県、文化庁と協議を行うと共に、求められる場合には「岩手県世界遺産保存管理推進協議会」で意見を諮るなどの対策をとる。

平 泉

- 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -

包括的保存管理計画 分冊 2

(史跡・名勝に関する保存管理計画)(抜粋)

「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」

包括的保存管理計画（分冊 - 2）

（史跡・名勝に関する保存管理計画）（抜粋）

目次

第1章 目的と経緯

- 1 目的
- 2 計画策定の経緯

第2章 史跡等の概要

- 1 資産を構成する史跡等の一覧
- 2 構成資産範囲及び緩衝地帯範囲

第3章 保存管理の目標と基本方針

- 1 史跡等の保存管理の基本方針
- 2 史跡等を構成する諸要素と現状

第4章 史跡等の厳密な保存管理

- 1 保存管理の方法
- 2 経過観察の実施
- 3 周辺環境の保全

第5章 整備と公開・活用

- 1 基本方針
- 2 史跡等の整備と活用
- 3 公開・活用の方法

第6章 保存管理体制の整備と運営

- 1 平泉町
- 2 岩手県及び文化庁
- 3 保存管理に係る連携

第1章 目的と経緯

1. 目的

岩手県教育委員会は、「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」の資産を総合的かつ確実に保存し、次世代へと継承していくため、各構成資産及び緩衝地帯を総体として捉え、「包括的保存管理計画（本冊）」を策定した。

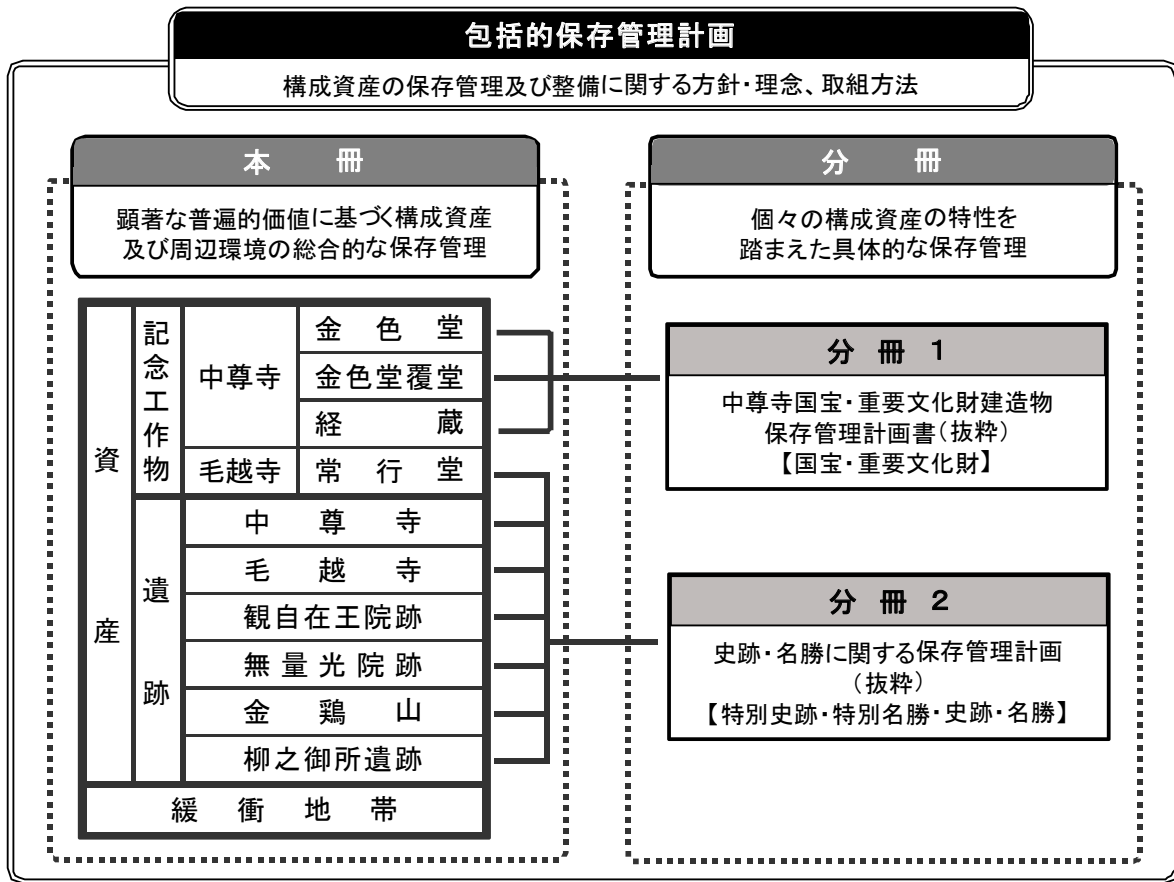
資産の区域内には地域住民が生活しており、資産を保護するうえで留意すべき事項が多数存在する。このため、本計画は、包括的保存管理計画の一部である「分冊 - 2（史跡・名勝に関する保存管理計画（抜粋）」）として、史跡（又は特別史跡）及び名勝（又は特別名勝）（以下、「史跡等」という。）について、史跡等ごとの多様な構成要素及びその価値を明らかにしつつ、当該地域における史跡等の現状を変更する場合の取扱方針を明記するとともに、文化財保護法に基づく適切な保存管理の施策と、運営及び体制整備のあり方を示すことを目的としている。

2. 計画策定の経緯

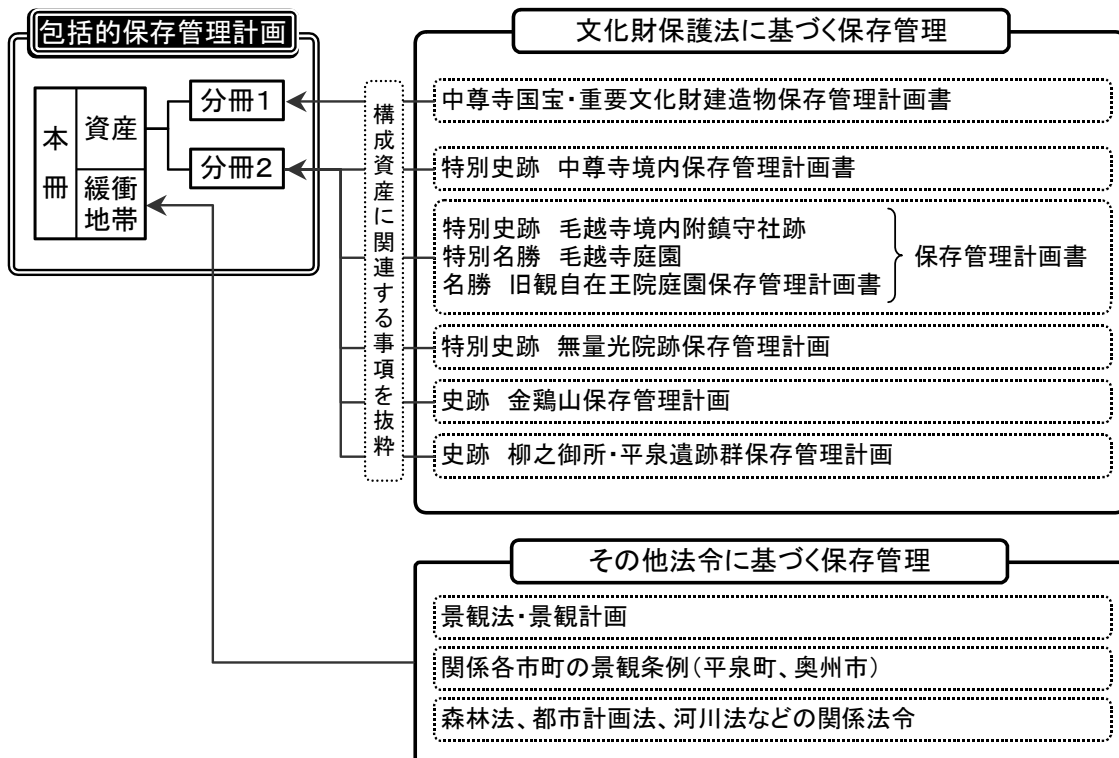
包括的保存管理計画は、構成資産に係る個別の保存管理計画を基礎とし、世界遺産への推薦に当たって必要とされる保存管理及び整備に関する理念・方針とその具体的内容について、学術研究者等により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」の「保存管理計画検討部会」によって審議が行われ、資産と緩衝地帯の保存管理のために岩手県が総合調整機関として設置した「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における協議を経て策定されたものである（図 - 11 を参照）。

今回提出する包括的保存管理計画は、2006年12月にユネスコ世界遺産センターあてに提出した世界遺産一覧表記載のための推薦書に資料として添付したものを、新たに提出する推薦書である「平泉 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の内容を踏まえ、改定を行ったものである。

資産全体に関する包括的保存管理計画は、「包括的保存管理計画」（本冊）を中心として構成資産の特性を踏まえてそれぞれ編集された「中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書（抜粋）」（分冊1）、「史跡・名勝に関する保存管理計画（抜粋）」（分冊2）によって構成される。分冊 - 2は、文化財保護法のもとに策定された個別史跡等の保存管理計画のうち、世界遺産の推薦資産、特に遺跡に関する構成資産に係る保存管理の内容を抜粋しつつ、世界遺産の構成資産という観点から共通的に記述したものである。



図－1 保存管理計画の構造



図－2 包括的保存管理計画と国内法に基づく個別資産及び緩衝地帯の保存管理との関係

第2章 資産構成の概要

1 資産を構成する史跡等の一覧

日本政府が世界遺産一覧表への登録を推薦する「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」の資産は、6つの構成資産から成る。

6つの構成資産は、世界遺産条約上の種別では「記念工作物」及び「遺跡」に分類される。「記念工作物」は国内法である文化財保護法上「重要文化財建造物（又は国宝建造物）」のいずれかに該当し、「遺跡」は「史跡（又は特別史跡）」及び「名勝（又は特別名勝）」に該当する。構成資産に関する一覧表は、表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 構成資産に関する一覧表

	構成資産	種 別		位 置	資産面積 (ha)	緩衝地帯 面積(ha)	所在地		
		世界遺産条約 上の種別	文化財保護法 上の種別						
1	中尊寺	遺跡	特別史跡	N 39°00'04" E 141°05'59"	137.2	5,998.0	日本国 岩手県 西磐井郡 平泉町		
	1-1 金色堂	記念工作物	国宝建造物						
	1-2 金色堂覆堂	記念工作物	重要文化財建造物						
	1-3 経蔵	記念工作物	重要文化財建造物						
	1-4 大池伽藍跡	遺跡	特別史跡						
2	毛越寺	遺跡	特別史跡	N 38°59'19" E 141°06'28"	22.7	5,998.0	日本国 岩手県 西磐井郡 平泉町		
	2-1 庭園	遺跡	特別名勝						
	2-2 常行堂	記念工作物	特別史跡						
3	観自在王院跡	遺跡	名勝	N 38°59'21" E 141°05'59"	3.8	5,998.0	日本国 岩手県 西磐井郡 平泉町		
4	無量光院跡	遺跡	特別史跡	N 38°59'33" E 141°06'56"	4.2				
5	金鶏山	遺跡	史跡	N 38°59'35" E 141°06'33"	8.3				
6	柳之御所遺跡	遺跡	史跡	N 38°59'37" E 141°07'11"	10.8				
合 計					187.0			5,998.0	6,185.0

2 構成資産範囲及び緩衝地帯範囲

構成資産の位置及びその周辺地域である緩衝地帯の範囲については、図 - 3 に示すとおりである。

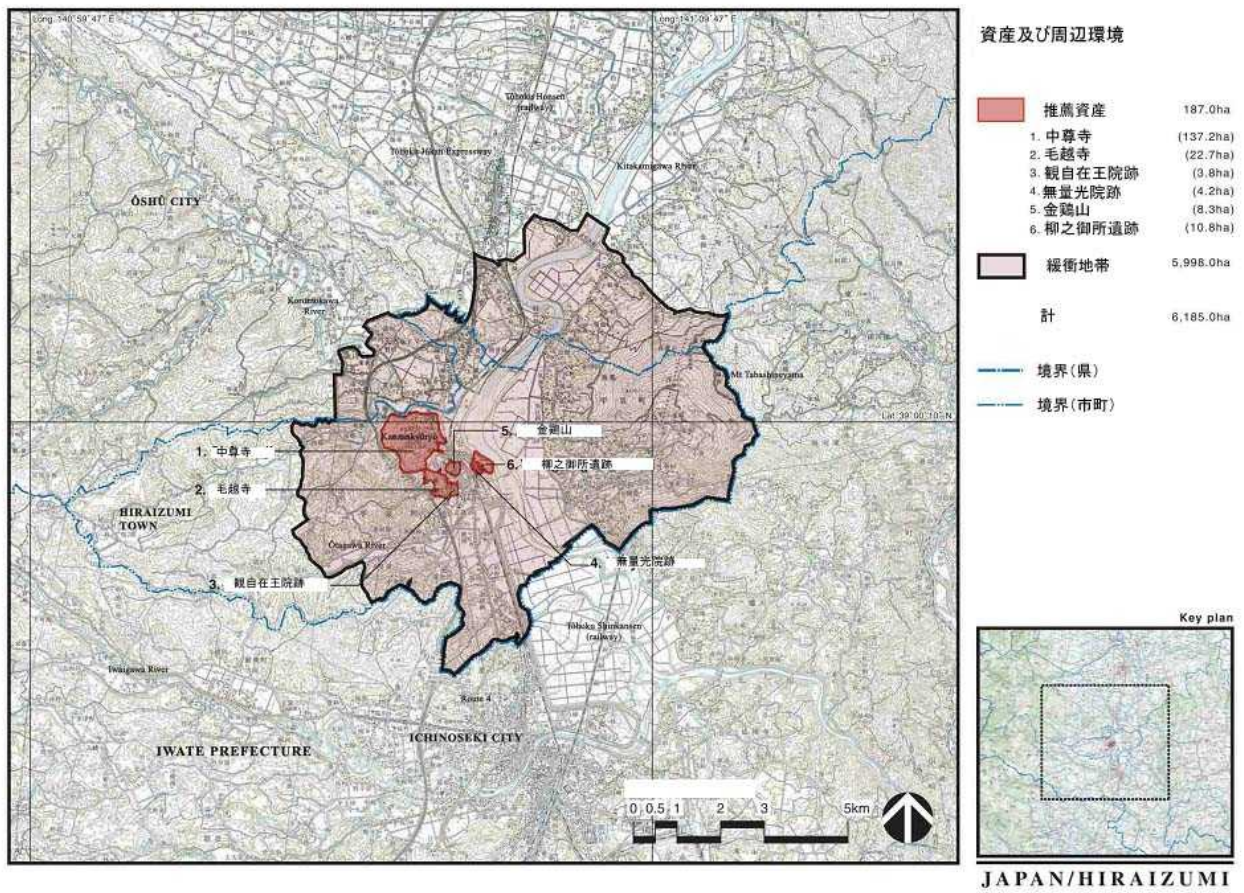


図 - 3 「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」の範囲

第3章 保存管理の目標と基本方針

1 史跡等の保存管理の基本方針

史跡等の保存管理計画は、それらが持つ本質的価値を厳正に保存することを目標とし、適切に整備するとともに、来訪者への情報提供に努めることについても配慮しつつ成立するものである。また、史跡等の中において現在もなお、日常生活及び生業が継続的に行われている点についても、十分に配慮した保存管理の方法を定めることが必要である。

以上の観点から、平泉における史跡等の保存管理の方針は、おおむね4つの項目としてまとめられる。これらの方針の内容については、それぞれ第4章以降で記述している。

(1) 史跡等の厳密な保存管理

管理団体である平泉町が土地の所有者と協力し、史跡等の保護を前提とした適切な保存管理に努める。史跡等の保存管理に当たっては、それらを構成する諸要素及び現在の土地利用の状況等を把握した上で、各要素の適切な保存管理の方法と現状変更の取扱方針について明示する。

(2) 経過観察の実施

世界遺産の顕著な普遍的価値に対して与える影響の可能性について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行う。

(3) 周辺環境の保全

史跡等の範囲にとどまらず、周辺に関わる諸要素についても把握し、関係法令等に基づいた周辺環境の保全との連携を図る。

(4) 整備・公開・活用の推進

計画的・継続的な発掘調査と調査結果の分析など調査研究を進めることにより、史跡等の特質についての更なる解明に努める。史跡等の本質的な価値の確実な保存を図るとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備活用を図る。

(5) 保存管理体制の整備と運営

確実な保存管理の推進に向けて、平泉町と所有者が中心となった保存管理の組織体制を整備する。

2 史跡等を構成する諸要素と現状

史跡等を構成する諸要素には、「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」がある。また史跡等の周辺には「周辺環境を構成する諸要素」がある。諸要素の概要については、表-2に示すとおりである。

表 - 2 史跡等を構成する諸要素の分類表

史跡等	A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	C. 周辺環境を構成する諸要素
1 中尊寺	<p>自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開山丘陵(北丘陵、桜川) <p>社寺を構成する歴史的建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定建造物(金色堂(国宝)、経蔵、金色堂覆堂、白山神社能舞台、願成就院宝塔、釈尊院五輪塔(重文)、法泉院小前沢坊庫裡、中尊寺本坊表門(県指定)) ・歴史的建築物(近世まで)(弁慶堂、大日堂、釈迦堂、弁財天堂、峯の薬師堂、鐘樓) <p>社寺を構成する人為的地形及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地割(中尊寺及び17の支院の配置、山林内に点在する平場) ・参道(月見坂・北坂) ・園池(弁天池) ・地上に露出した礎石(伝多宝跡・伝伽伽堂跡) ・石造物(石塔、石碑、石仏等) 社叢林・境内林・参道の並木 ・月見坂沿いの樹林、樹木(杉、かえで) 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(礎石建物跡(金堂跡、多宝塔跡、経蔵跡)、掘立柱建物跡、園池跡(大池跡・三重池跡)、道路跡、堀跡、井戸跡、導水路跡、瓦葺跡) ・遺物(陶磁器及びかわらけ等) 	<p>自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開山丘陵(南丘陵) <p>森林、植栽樹木及び樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵を構成する樹林(アカマツ林・スギ林・その他) ・大径木の樹木(町指定天然記念物モミ) ・修景植栽 <p>農耕地とその関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農耕地(水田、畑) ・ため池 <p>保存管理に関わる施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金色堂保護(新覆堂) ・保護及び展示施設(讃衡蔵、旧讃衡蔵) ・防火施設(防火水道貯水池、消火栓) ・展示及び活用施設(かんざん亭) ・標示設備(説明板、案内板、標柱、標識) <p>居住又は宗教活動などを目的とした建築物及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物(中尊寺及び各支院の本堂、庫裡等、稲荷社、一般住宅) ・工作物(中尊寺及び各支院の門、鳥居、墓地) <p>道路とその関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(町道、私道) ・その他の人工物 ・上水道配水池 ・地形造成(コンクリート擁壁等) 	<p>自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣川及び対岸の平地、丘陵 ・北上川及び対岸の丘陵 <p>歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣川遺跡群 ・坂下遺跡 <p>人文的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(国道4号線) ・便益施設(駐車場、公衆便所、店舗) ・展示解説施設(平泉文化史館)
2 毛越寺	<p>自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭園(毛越寺庭園) ・塔山(仏堂背後のに展開する山) <p>社寺を構成する歴史的建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物(近世まで)(常行堂、鐘樓、毛越寺山門、開山堂、阿彌陀堂、白山権現堂、天神堂、八坂神社本殿・拝殿) <p>社寺又は庭園を構成する人為的地形及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造物(石塔、石碑、石仏等) ・地割、区画(毛越寺庭園の臨池式伽藍、庭園を囲む土塀(築地)) ・伽藍地形(円隆寺跡、嘉祥寺跡、講堂跡、南大門跡等の地上に露出した礎石及び基壇) ・庭園地形(大泉が池、弁天池、中島、築山、洲浜、築地跡、出島石組、立石、玉石積護岸、景石、遣水、橋) 社叢林・境内林・参道の並木及び植栽樹林 ・境内地の樹木、樹林(アカマツ、桜、スギ、カエデ、柳) ・花卉(花菖蒲、萩、山つつじ) ・丘陵を構成する樹林(アカマツ、スギ、ヒバ、その他) 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(礎石建物跡(円隆寺跡、嘉祥寺跡、講堂跡、南大門跡、法華堂跡、常行堂跡、南門跡、西門跡、伝鐘樓跡・伝普賢堂跡)、園池跡(大泉が池、舞鶴が池)、池跡、橋脚跡(大泉が池)、南北大路跡、車宿跡、特殊遺構) ・遺物(木製品(蓮の花托)、柱材、かわらけ) 	<p>森林、植栽樹木及び樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭園を構成する樹林(アカマツ、スギ、ヒバ、その他) ・保存管理に関わる施設等 ・保護及び展示施設(宝物館) ・防火施設(貯水槽、消火栓) ・標示設備(説明板、案内板、標柱、標識) <p>居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、宿院、一般住宅) ・便益施設(公衆便所、店舗) <p>道路とその関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(町道、遊歩道) 	<p>自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上川対岸の丘陵 <p>歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金鶏山 ・毛越地区(支院群) ・照井堰 ・花立溜池 ・東西・南北大路跡 ・倉町遺跡 <p>人文的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(県道毛越寺線) ・便益施設(駐車場、公衆便所)
3 観自在王院跡	<p>自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭園(旧観自在王院庭園) <p>社寺を構成する歴史的建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物(近世まで)(大阿彌陀堂、小阿彌陀堂) <p>社寺又は庭園を構成する人為的地形及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地割、区画(旧観自在王院庭園の臨池式伽藍、庭園を囲む土塀(築地)) ・庭園地形(舞鶴が池、滝石組、中島、玉石積護岸、景石、) 社叢林・境内林・参道の並木及び植栽樹林 ・庭園内の樹木、樹林(アカマツ、桜、スギ、カエデ、柳) 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(礎石建物跡(大阿彌陀堂跡、小阿彌陀堂跡)、西門跡、南門跡、園池跡(舞鶴が池)、広場跡、車宿跡、鐘樓跡、普賢堂跡) 	<p>自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園池南東側への排水 <p>森林、植栽樹木及び樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭園の背後を構成する樹林(アカマツ、スギ、その他) ・保存管理に関わる施設等 ・防火のための貯水槽としての機能(舞鶴が池) ・標示設備(説明板、案内板、標柱、標識) <p>居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物(一般住宅) <p>道路とその関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(町道、遊歩道) 	<p>自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上川対岸の丘陵 <p>歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金鶏山 ・毛越地区(支院群) ・照井堰 ・花立溜池 ・東西道路・南北広場跡 ・倉町遺跡 <p>人文的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(県道毛越寺線)
4 無量光院跡	<p>社寺を構成する人為的地形及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地割、区画(臨池式伽藍、土塀) ・伽藍地形(地上に露出した礎石) ・庭園地形(西島、東島) 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(礎石建物跡(本堂跡、東島建物跡)、園池跡、橋脚跡、道路跡、堀跡、北小島跡) ・遺物(環珞、めのう玉石、碑) 	<p>森林、植栽樹木及び樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本堂跡地の樹木(アカマツ) ・農耕地とその関連施設 ・農耕地(水田、畑) ・その他(農業用水路) <p>構成資産の保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標示設備(説明板、案内板、標柱、標識) ・防火施設(貯水槽、消火栓) <p>居住又は宗教活動を目的とした建築及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物(一般住宅) 	<p>自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金鶏山 ・北上川対岸の丘陵 <p>歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金鶏山 ・柳之御所遺跡(猫間が淵) ・JR東北本線東南部(植栽跡、竪穴建物跡) ・張出し部(柳之御所遺跡との連絡) <p>人文的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路(県道中尊寺線) ・鉄道(JR東北本線) ・鉄柱及び架空線

表 - 2 史跡等を構成する諸要素の分類表

構成資産の詳細	A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	C. 周辺環境を構成する諸要素
5 金鷄山	自然地形 ・丘陵(独立した円錐形の山容) ・社寺を構成する人為的地形及び工作物 ・石造物(千住院宝塔、石塔) ・地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(経塚跡(埋納品)、建物跡(花立鹿寺))	自然地形 ・北上川及び対岸の丘陵 ・水源(瓜割清水) ・森林、植栽樹木及び樹林 ・山陵を構成する落葉広葉樹林(雑木林) ・農耕地とその関連施設 ・農耕地(水田、畑地) ・保存管理に関わる施設 ・展示及び活用施設(平泉郷土館) ・保護施設(文化財調査センター) ・防火施設(防火用ため池) ・居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物 ・建築物(千住院千住堂、一般住宅) ・その他(墓地) ・道路とその関連施設 ・道路(町道、私道、遊歩道) ・その他の人工物 ・鉄柱及び架空線	自然的要素 ・北上川・対岸の丘陵 ・落葉広葉樹林(雑木林) ・歴史的要素 ・無量光院跡 ・毛越寺 ・花立溜池 ・人文的要素 ・鉄柱及び架空線 ・道路(町道) ・便益施設(キャンプ施設、公民館)
6 柳之御所遺跡	自然地形 ・自然地形を利用した区画・地割(猫間が淵) ・人為的地形及び工作物 ・人為的地形(堀跡) ・地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構(中心域建物及びその他の建物跡、囲池跡、井戸跡、土塁跡、堀跡、塀跡、道路跡、橋跡) ・遺物(かわらけ、印章、建築部材(破風板・橋材)、井戸枠、ちゅう木等)	農耕地とその関連施設 ・農耕地(水田、畑地) ・保存管理に関わる施設 ・標示設備(説明板、解説板、標柱、標識) ・居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物 ・一般住宅 ・道路とその関連施設 ・道路(県道相川平泉線、町道坂下線) ・その他の人工物 ・鉄柱及び架空線	自然的要素 ・北上川及び対岸の丘陵(束稲山) ・歴史的要素 ・伽羅御所跡 ・無量光院跡 ・高館 ・金鷄山 ・人文的要素 ・道路(国道4号バイパス) ・展示施設(柳之御所資料館) ・治水施設(堤防)

表 - 2 において分類される諸要素の詳細と現状は、以下に示すとおりである。

1 中尊寺

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 自然地形

中尊寺を構成する関山丘陵は、桜川により北と南に隔てられ、境内地は北丘陵に立地している。

A - 社寺を構成する歴史的建築物

近世以前に建立された歴史的な建築物は、国宝及び重要文化財に指定されている建造物が代表的であるが、鐘楼や山門、各種堂など未指定の建築物も存在しており、社寺境内地の重要な構成要素となっている。これらはいずれも木造を基本としている。

A - 社寺境内を構成する人為的地形及び工作物

境内を構成する地割、参道、石垣、園池などに加え、土塁や地上に表出している建築物の礎石・基壇等の造成地形及び石造物・石碑・石仏等の工作物は、建築物や宗教行為等と一体となり過去から現在へと生き続ける境内空間を創出している。

A - 社叢林・境内林・参道の並木

構成資産の地域には、松や杉など植林による針葉樹のほか、ケヤキ、紅葉をはじめとする多様な落葉広葉樹林が生育しており、社寺境内地の景観を構成する重要な要素となっている。これらについて中尊寺では、定期的に樹木医の診断を受け倒木や枯損等に配慮した措置を行っている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

埋蔵文化財については、礎石建物跡、掘立柱建物跡、園池跡、道路跡、井戸跡、導水路跡、瓦窯跡などの遺構のほか、陶磁器・かわらけ等の遺物が確認されており、保存を図るための措置が講じられている。しかしながら、調査が行われていない区域も広範に残存しており、未解明な部分も多い。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 自然地形

南丘陵は、社寺の集中する北丘陵と桜川を隔てて立地しているが、北丘陵と一体となって関山丘陵を構成している

B - 森林、植栽樹木及び樹林

構成資産の地域には、アカマツ林、スギ林など多種にわたる樹林が生育しているほか、社寺境内の周辺では修景植栽が行われ、景観に影響を与えている。

B - 農耕地とその関連施設

構成資産の地域には、水田及び畑地を主体とする農耕地が存在しており、地下に埋蔵される遺構や遺物に対する保護の観点から、一定の役割を果たしている。

B - 保存管理に関わる施設等

構成資産の地域には、讃衡蔵及び新覆堂などの展示施設及び防災施設、貯水池及び消火栓などの防火施設、休憩のための施設（かんざん亭）、展望広場、説明板及び案内板などの公開・活用のための施設があり、本質的価値の適切な保存管理に一定の役割を果

たしている。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産の地域には、居住機能を併せ持った支院のほか、国道沿いを中心として一般住宅が立地している。

B - 道路とその関連施設

構成資産の地域において、関山丘陵を南北に隔てる桜川沿いと丘陵北面に町道が通っており、日常生活及び観光客の輸送等のための機能を果たしている。

B - その他の人工物

桜側沿いの町道には、斜面崩落の危険防止のためのコンクリート擁壁がつけられている。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

構成資産の周囲は、北側に衣川、東側に北上川などの河川が流れており、北上川を挟んだ対岸には束稲山などの丘陵がある。これらはいずれも景観上重要な役割を果たしている。

C - 歴史的要素

構成資産北側の衣川を挟んだ対岸及び東側国道沿いの平地には、12世紀の藤原氏の時代を中心とする考古学的遺跡が分布しており、構成資産の考古学的価値を一層裏付ける役割を果たしている。

C - 人文的要素

資産を南北に縦断している国道4号線が構成資産の東側を通過している。また、駐車場、公衆トイレ、飲食及び土産物販売店舗などの便益施設のほか、民間のガイダンス施設が立地しており、公開・活用等において一定の役割を果たしている。

2 毛越寺

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 自然地形

庭園背景の山として機能している塔山の裾野に広がるなだらかな平地を利用して、浄土庭園がつけられている。

A - 社寺を構成する歴史的建築物

境内に立地する開山堂、常行堂をはじめとする歴史的建築物は、飛び地にも存在している。これらはいずれも木造を基本としており、近世までにつくられたものである。

A - 社寺及び庭園を構成する人為的地形及び工作物

構成資産の地域には、地割・区画、築地跡、基壇及び礎石などの人為的地形が良好に残っているほか、石碑、石仏などの石造物があり、境内空間の重要な構成要素となっている。また、池、中島、築山、洲浜、遣水などの人工的な地形は、浄土庭園空間を構成する重要な要素となって、観賞上の価値を高めている。

A - 社叢林・境内林・参道の並木

構成資産の地域では、マツ、桜、かえでなどの樹木のほか、花菖蒲、萩などの花卉が生育し、観賞上の重要な要素となっている。また、背後の丘陵においてもマツ、スギ、桜などの樹木が生育し、境内空間の構成はもとより、景観上も重要な要素となっている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

円隆寺跡、嘉祥寺跡をはじめとする礎石建物跡をはじめとして、池跡、遣水跡、道路跡等が遺構として地下に埋蔵されており、これらに付随して遺物も埋蔵されている。これらは構成資産の重要な要素となっている。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 森林、植栽樹木及び樹林

庭園背後の丘陵には、アカマツ、スギ、ヒバなどの樹木が生育しており、景観上重要な役割を果たしている。

B - 保存管理に関わる施設等

構成資産の地域には、展示施設としての宝物館のほか貯水槽及び消火栓などの防火施設があり、本質的価値の適切な保存管理に一定の役割を果たしている。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産の地域には、本堂及び庫裏、宿院などの施設が立地している。

B - 道路とその関連施設

構成資産の南端縁の地域内を町道が通過する。また、背後の塔山の裾野付近を遊歩道が通っている。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

塔山の背後に展開する丘陵、南を東西に流れる太田川、東を流れる北上川を挟んだ対岸の丘陵などは、いずれも構成資産の周囲にあって、景観上重要な役割を果たしている。

C - 歴史的要素

周囲には、南北大路の延長線上に位置する金鷄山、倉庫群である倉町遺跡、支院が立地する毛越地区など構成資産と密接に関連する要素が多数存在している。

C - 人文的要素

構成資産に隣接して県道が通っているほか、この県道沿いに参拝者のための駐車場及び公衆トイレ等の便益施設が立地している。

3 観自在王院跡

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 自然地形

毛越寺庭園の背景の山として機能している塔山の東側裾野に広がるなだらかな平地を利用して、庭園がつけられている。

A - 社寺を構成する歴史的建築物

境内に立地する大阿弥陀堂、小阿弥陀堂などの歴史的建築物はいずれも木造を基本と

しており、近世までにつくられたものである。

A - 社寺及び庭園を構成する人為的地形及び工作物

構成資産の地域には、地割・区画、礎石などの人為的地形が良好に残っているほか、池、中島、滝石組などの人工的な地形は、浄土庭園空間を構成する重要な要素となって、観賞上の価値を高めている。

A - 社叢林・境内林・参道の並木

構成資産の地域では、マツ、桜、柳などの樹木のほか、萩などの花卉が生育し、観賞上の重要な要素となっている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

大阿弥陀堂跡及び小阿弥陀堂跡の礎石建物跡をはじめとして、池跡、車宿跡、広場跡等が遺構として地下に埋蔵されており、これらに付随して遺物も埋蔵されている。これらは構成資産の重要な要素となっている。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 自然地形

庭園の背後に位置する金鷄山は、周囲との自然的境界を成すなど、境内空間を構成する上で重要な要素となっている。また西端から続く沢状地形は、浄土庭園の構造を理解するために重要な要素となっている。

B - 森林、植栽樹木及び樹林

庭園背後には、アカマツ、スギ、ヒバなどの樹木が生育しており、大阿弥陀堂、小阿弥陀堂と一体となり景観上重要な役割を果たしている。

B - 保存管理に関わる施設等

構成資産の地域には、貯水槽としての機能を有する池があり、防火の観点から本質的価値の適切な保存管理に一定の役割を果たしている。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産の地域の南端の一部に一般住宅が立地している。

B - 道路とその関連施設

構成資産の地域内を通過する町道には、広場跡とほぼ一致するもののほか、構成資産の南端縁を東西に通っている道路跡がある。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

塔山の背後に展開する丘陵、南を東西に流れる太田川、東を流れる北上川を挟んだ対岸の丘陵などは、いずれも構成資産の周囲にあって、景観上重要な役割を果たしている。

C - 歴史的要素

周囲には、南北大路の延長線上に位置する金鷄山、倉庫群である倉町遺跡、支院が立地する毛越地区など構成資産と密接に関連する要素が多数存在している。

C - 人文的要素

構成資産の南縁に沿って県道が通っているほか、この県道沿いに参拝者のための駐車

場及び公衆トイレ等の便益施設が立地している。

4 無量光院跡

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 社寺を構成する人為的地形及び工作物

構成資産の地域には、周囲を取り囲む土塁、地上に露出した礎石、東島及び西島など浄土庭園としての地割・区画が残っており、本質的価値を構成する重要な要素となっている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

池跡、橋脚跡、道路跡、堀跡、北小島跡などの遺構が確認されている。また、瓔珞及び装飾金具などの遺物が出土しており、構成資産を価値付ける重要な要素となっている。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 森林、植栽樹木及び樹林

西島及び東島にはアカマツが生育している。また、周囲を取り囲む土塁上にも針葉樹及び広葉樹が生育しており、景観上重要な要素となっている。

B - 農耕地とその関連施設

池跡の地域のほとんどは水田として利用されており、地下に埋蔵される遺構の保護に一定の役割を果たしている。また、この水田への導水のため西側土塁を分断して農業用水路が通っている。

B - 保存管理に関わる施設等

整備・活用のための案内板、説明板、標柱、標識などのほか、防火施設としての貯水槽及び消火栓などがあり、本質的価値の保護や活用に対して一定の役割を果たしている。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産の地域には、県道沿いに一般住宅が立地している。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

金鶏山及びその周辺の丘陵は、構成資産の背後にあって景観上重要な要素となっている。

C - 歴史的要素

金鶏山は景観上のみならず、信仰の山としての要素もあわせ持っている。また、柳之御所遺跡との関連を示すと推測される張出し部及び特殊遺構など構成資産と関連する遺構が確認されている。

C - 人文的要素

構成資産の地域を県道中尊寺線、JR 東北本線が横断しており、背後にある金鶏山との間には国道 4 号線が通っている。また、構成資産に隣接する南側の地域は市街地となっており、一般住宅が密集して立地している。

5 金鷄山

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 自然地形

市街地のほぼ全域から臨むことができ、緩やかな円錐形を成すほぼ独立した丘陵は、資産全体の中で象徴的な山となっている。

A - 社寺を構成する人為的地形及び工作物

毛越寺の支院である千住院の境内には、宝塔及び石塔などの石造物が存在し、信仰との密接な関連を示す要素となっている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

山頂は経塚跡となっており、地下に遺物が存在する。また山麓には花立廃寺跡があり、遺構及び遺物が埋蔵されている。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 自然地形

丘陵の東麓から湧き出していた瓜割清水は、周囲の浄土庭園に給水していたとされ、池の立地とも密接に関連していた。

B - 森林、植栽樹木及び樹林

麓の一部にスギなどの針葉樹林が見られるが、その他は頂上まで全面にわたり、落葉広葉樹林が生育している。

B - 農耕地とその関連施設

麓の一部地域において一般住宅に関連した畑及び水田が存在する。

B - 保存管理に関わる施設等

丘陵の東麓には平泉郷土館及び平泉町文化財センターが一体となって立地しており、当該構成資産のみならず、平泉町全体の文化財保護及び史跡等の公開・活用の拠点として機能している。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産北東の一部地域に一般住宅が立地している。また、南側には毛越寺の支院である千住院とその関連建築物が立地している。丘陵中腹の一部地域には墓地が存在する。

B - 道路とその関連施設

丘陵中腹にある配水池の管理用道路が、構成資産の北縁を通っている。また、南麓から山頂の間には、史跡見学者のための遊歩道が通っている。

B - その他の人工物

丘陵の南麓には、防火用及び農業用としてのため池があり、中腹には水道用の配水池がある。また、構成資産の中央部付近を南北に通る架空線を支える鉄柱が存在する。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

構成資産の東を流れる北上川及びその対岸の束稲山などの丘陵は、他の構成資産とともに一体となって文化的景観としての重要な要素となっている。

C - 歴史的要素

構成資産の東側には花立溜池があり、花立廃寺及び浄土庭園の池との関連性が指摘されている。また、当該構成資産は、東方及び南方に位置する無量光院跡及び毛越寺の立地に深く関連している。

C - 人文的要素

平泉町内を南北に縦断している架空線を支えるための鉄柱が存在する。また、構成資産の北側及び西側を中心に一般住宅、町営住宅、公民館などが立地するとともに、南西麓にはキャンプ施設が存在する。

(6) 柳之御所遺跡

A 本質的価値を構成する諸要素

A - 自然地形

柳之御所遺跡と無量光院跡の間に存在する猫間が淵は、低湿地を成し、両遺跡を区画する自然的境界の役割を果たしている。

A - 遺跡を構成する人為的地形及び工作物

遺跡の枢要部を取り囲むように二重の堀跡が巡っており、政治・行政上の拠点としての遺跡の性格を示す重要な要素となっている。

A - 地下に埋蔵されている遺構、遺物

構成資産の地域では、中心建物跡及びその他の建物跡をはじめとして、土塁跡、園池跡、井戸跡、塀跡、道路跡、橋跡などの遺構が確認されるとともに、かわらけ、印章、建築部材など多量の遺物とともに地下に埋蔵されており、構成資産の重要な要素となっている。

B 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

B - 農耕地とその関連施設

史跡地内には、一般住宅に付随する形で農耕地(畑地)が存在しているほか、西側の低湿地帯は水田として利用されている。

B - 保存管理に関わる施設等

構成資産の地域では、史跡の説明板及び解説板のほか、杭及び囲い柵により史跡の境界を明示している。

B - 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

構成資産の地域内を通る県道及び町道沿いを主体として、一般住宅及びそれに付随する水田や畑地などの農耕地が存在している。構成資産内では、史跡の整備に向けた公有地化が進められており、一般住宅地及び農耕地の割合は低下している。

B - 道路とその関連施設

県道及び町道が構成資産内に存在する。これらは一般住宅の生活用道路として主に機能している。また、架空線が当該地域を縦断するとともに、これを支える鉄柱が構成資産内に立地している。

B - その他の人工物

史跡地の上空を架空線が通り、それを支える鉄柱が史跡地内に存在している。

C 周辺環境を構成する諸要素

C - 自然的要素

構成資産の東側を流れる北上川とその対岸に位置する束稲山などの丘陵は、景観上重要な要素となっている。

C - 歴史的要素

伽羅御所跡、高館、金鶏山、無量光院跡などの遺跡の存在は、柳之御所遺跡が政治・行政上の拠点として機能していたことを周辺環境から裏付ける証拠として重要である。

C - 人文的要素

史跡の解説のための施設である柳之御所資料館が、構成資産に隣接して立地している。また、国道4号線及び堤防が北上川沿いを通っているほか、架空線が南北に通っており、それを支える鉄柱が立地している。

第4章 史跡等の厳密な保存管理

1 保存管理の方法

史跡等において、地域住民の生活や生業との関わりの中で日常的に想定されるものであって、本質的価値の保護のため、適切な対応が求められる史跡等の現状変更の取扱いについて、その基準、方針等について明示する。

(1) 現状変更による制限

本来、文化財保護法は、文化財を保存し、かつその活用を図り、国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。しかしながら、やむを得ず現状変更が行われる場合にあっては、文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、史跡等の管理団体が適切に対応する必要があることから、その取扱基準について次のとおり定めている。

【第1種地域】

史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地域

該当する地区区分の例

- ・ 宗教活動の場として尊重する地区
- ・ 整備・公開を図る地区
- ・ 山林地区

現状の土地利用が、地区区分の目的以外の土地利用となっている場合（整備・公開を図る地区に含まれる住宅や水田など）であっても、遺構の保存を前提として現状の用途を継続することについて認められる場合がある。

防災施設の設置に関しては、重要遺構のないことと、緑化等の修景に配慮して史跡としての景観に配慮することを前提として認められる場合がある。

【第2種地域】

遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地域

該当する地区区分の例

- ・ 一般住宅地区（中尊寺境内、無量光院跡、金鶏山に含まれる。）

一般居住地区において、居住を目的とする用途以外の変更は認めない指導をする。現状変更を行おうとする場合には、平泉町と協議を行うこととする。

(2) 史跡等の現状変更に関する地区区分と取扱い方針

前述した内容に基づく、各史跡等の地区区分並びに想定される現状変更等の行為とその具体的な取扱方針について、以下の表に示す。また、各史跡等地区区分図については図 - 4 ~ 7 に示すとおりである

表 - 3 史跡等の地区区分・取扱方針等一覧表

史跡等	種 別	地区区分	想定される現状変更等の行為	現状変更の具体的取扱方針
1 中尊寺	特別史跡	【 第 1 種 地 域 】 1-Aゾーン(社寺集中地区) 1-Bゾーン(山林東斜面地区) 1-Cゾーン(北丘陵地区) 1-Dゾーン(南丘陵地区)	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		【 第 2 種 地 域 】 2ゾーン(一般住宅地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
2 毛越寺	特別史跡 特別名勝	【 第 1 種 地 域 】 1-Aゾーン(毛越寺庭園地区) 1-Bゾーン(境内地区) 1-Cゾーン(塔山地区)	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、木竹の伐採・植栽、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		【 第 1 種 地 域 】 1ゾーン(旧観自在王院庭園地区)	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、木竹の伐採・植栽、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
3 観自在王院跡	名勝	【 第 1 種 地 域 】 1ゾーン(旧観自在王院庭園地区)	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、木竹の伐採・植栽、防災工事、参拝者のための活用整備、発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		【 第 1 種 地 域 】 1ゾーン(境内中心地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、既存道路の改修、史跡整備のための発掘調査、見学者のための活用整備	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。また、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
4 無量光院跡	特別史跡	【 第 2 種 地 域 】 2ゾーン(一般住宅地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
		【 第 1 種 地 域 】 1-Aゾーン(山麓整備・公開地区) 1-Bゾーン(保存管理・公開施設地区) 1-Cゾーン(山林地区)	・史跡整備のための発掘調査、見学者のための活用整備、木竹の伐採 ・木竹の伐採、既存道路の改修、見学者のための活用整備、発掘調査	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
5 金鷄山	史跡	【 第 2 種 地 域 】 2ゾーン(一般住宅地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
		【 第 1 種 地 域 】 1ゾーン(堀内部を中心とする整備・公開地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、既存道路の改修等、上下水道の整備、電柱移設工事、見学者のための活用整備、発掘調査、修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。また、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
6 柳之御所遺跡	史跡	【 第 2 種 地 域 】 2ゾーン(一般住宅地区)	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、上下水道の整備、木竹の伐採・植栽、既存道路の改修、発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。

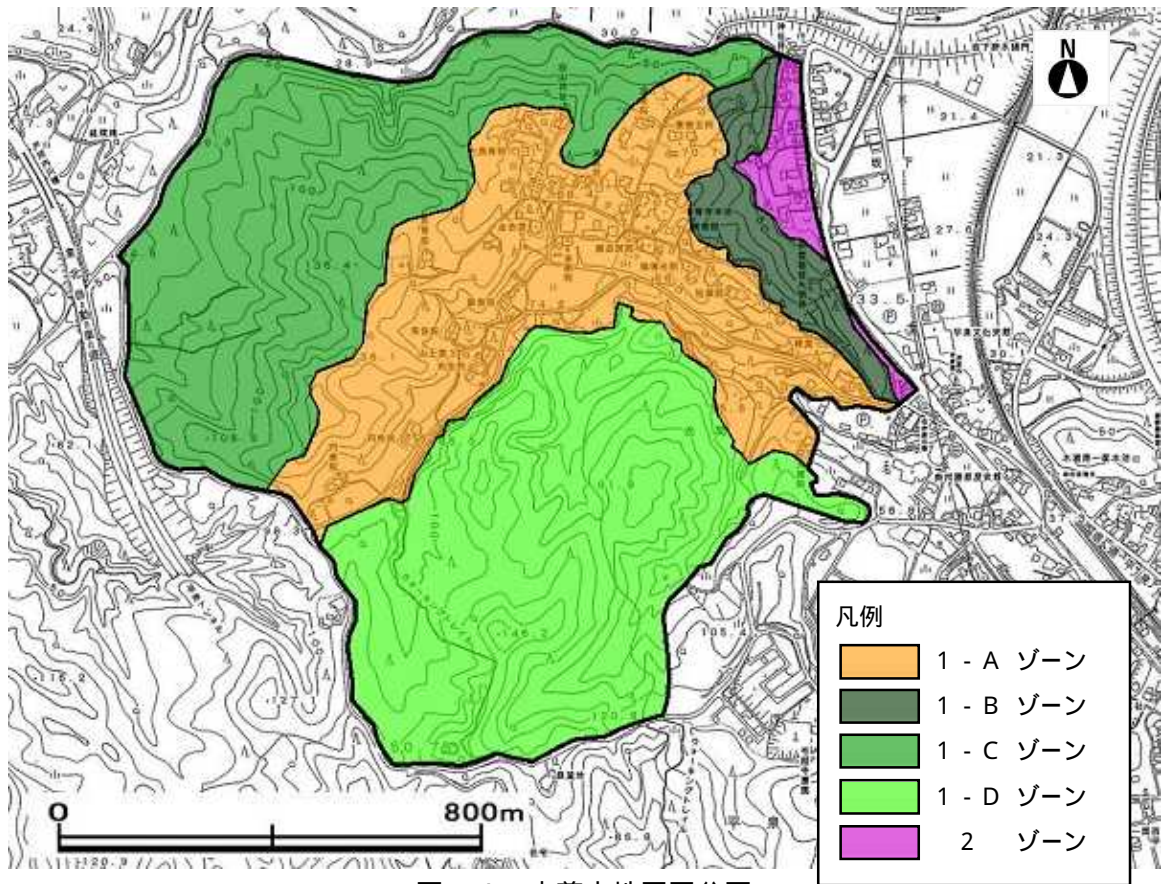


図 - 4 中尊寺地区区分図

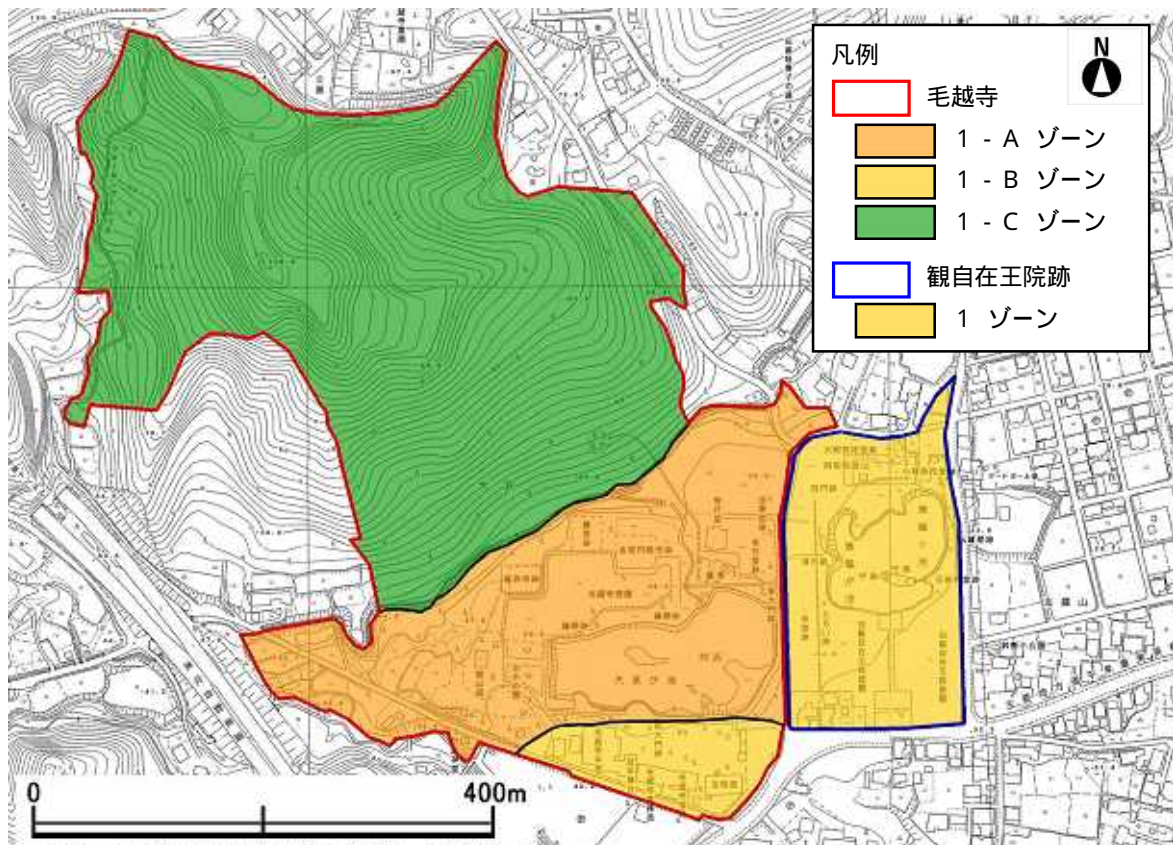


図 - 5 毛越寺・観自在王院跡地区区分図

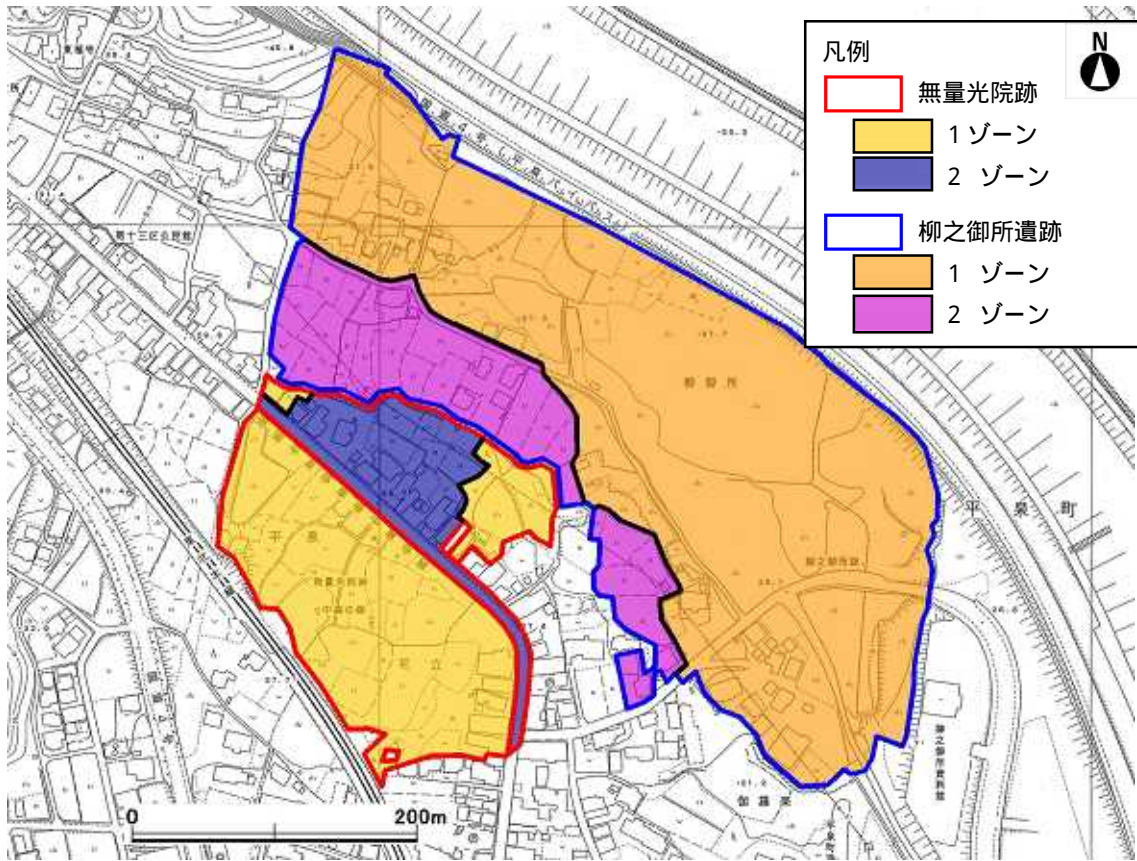


図 - 6 無量光院跡・柳之御所遺跡地区区分図

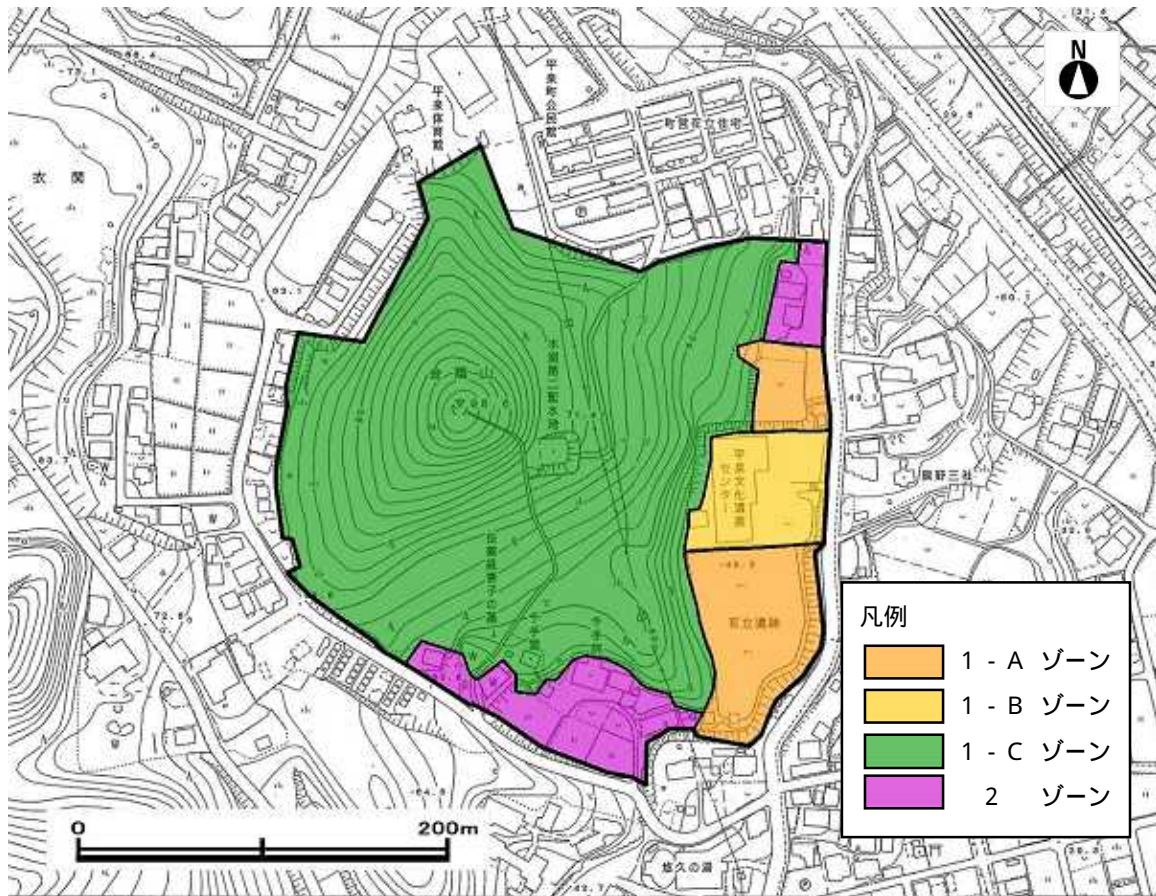


図 - 7 金鷄山地区区分図

(3) 常行堂の保存管理

常行堂は、特別史跡「毛越寺境内附鎮守社跡」及び特別名勝「毛越寺庭園」内に立地しており、史跡等の本質的価値を構成する重要な要素となっている。その位置は図-8に示す通りである。

文化財名称	常行堂(じょうぎょうどう)		
指定名称	特別史跡：毛越寺境内附鎮守社跡 特別名勝：毛越寺庭園		
指定年	1922年 史蹟 1952年 特別史跡 1957年 名勝 1959年 特別名勝 1977年 「延年」：重要無形民俗文化財指定	管理団体	平泉町
構造及び形式	宝形造・茅葺 方5間、一辺11.7m、高さ14.5m		
概要	<p>毛越寺の園池北西岸に位置する常行堂は、18世紀に再建された方5間、一辺11.7m、高さ14.5mの宝形造・茅葺の小規模な仏堂である。それは、本尊である阿弥陀如来の名号を唱えながら四週を行道し、その相好を内面的に観想する常行三昧という行法を行うための仏堂である。また、現存する常行堂の東の隣接地には、17世紀に焼失した12世紀当初の常行堂の遺構が地下に良好な状態で保存されている。</p> <p>現存の常行堂では、毎年1月に新年の天下泰平・無病息災・家内安全を祈願するために修正会が催される。その中でも、最も重要な儀式として位置づけられているのが円仁により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法である。修正会に引き続いて、僧侶による「延年」の舞が奉納される。「延年」の舞は、11世紀から12世紀に流行した極めて呪術性の強い芸能で、参集した人々の精神を浄化し、その生命力を再生して長寿に導くために行われるものである。</p> <p>このように、常行堂は18世紀に再建されたものではあるが、12世紀の平泉における浄土思想を今日に伝える重要な建造物であり、今も堂内で執り行われている儀式・芸能は、12世紀における平泉の浄土思想の神髄を今日に伝える無形の要素として重要である。</p>		
主な保護事業	1994年 屋根葺替等改修		
備考	常行堂修理工事報告書(1995年、毛越寺)		

ア．保存管理体制

文化財保護法上、史跡等の管理義務を有するのは当該文化財の所有者もしくは、文化庁長官が指定した管理団体であるとされる。

常行堂については、所有する(宗)毛越寺が宗教活動の中で日常の管理(施錠、建具の開閉、清掃、除草等)を行うと共に以下の業務を行い、建造物の保存状況の把握と、その良好な維持に努めることとする。

- 建造物の状況を確認するための点検業務
- 建造物の周辺環境の状況を確認するための点検業務
- 建造物の保存に要する施設や設備(防災設備等)の状況を確認するための点検業務
- 建造物の防火、防犯を徹底するための管理業務
- 建造物の調査、修理、防災の措置に関わる業務
- 建造物の保護に要する関係機関との連絡調整
- 上記1.~6.に関わる記録等の保管
- その他、建造物の保護に要する業務

岩手県教育委員会では、岩手県文化財パトロール実施要綱に基づき文化財保護指導員による文化財の現状調査を適宜行っている。本保存計画の対象となる建造物についても、パトロールが行われており、この調査結果に基づく指導、助言を保存管理の向上に反映させていく。



図 - 8 常行堂位置図

a. 保存の状態

常行堂は、最近では平成6年（1994）に修理が行われている。この時は主として屋根（茅）葺替えと、壁・浜縁・向拝・後堂の木材腐朽部の補修・材料の入れ替えが実施された。現在は、この保存修理工事が完了した時の状態が維持されている。

表 - 4 常行堂修理履歴

修理時期	事業の区分	主な修理内容
1997年	国補助事業	屋根葺替え、壁・浜縁・向拝・後堂の腐朽・破損部分の補修、材料の入れ替え

b. 保存の措置

享保17年(1732)に再建された常行堂は、毛越寺境内の最も古い建物であり、大きな修理を加えることなく今日に至っている。近年は、差茅やコケ類除去を適宜行いながら、維持されてきた。

c. 保存の課題

毛越寺境内の拝観時間中（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分、無休）建物は常時公開している。履物を脱いで建物内への立ち入りを許可している。昼間開放時は建物傍にある札所の寺関係者が監視するが、建物内の死角までは目が届かない。夜間巡回監視を行っている。

毎年 1 月 20 日の二十日夜祭には、堂前で松明が焚かれ、また蘇民袋の争奪で堂内外に多くの信者が参集する。近傍での火気使用があるが、給水源になる大泉が池が隣接する。

近年の修理は、屋根葺替ならびに部分的な補修にとどまる。今後は、建築部材の状況を定期的に観測し、必要に応じて修理の実施を検討する必要がある。その際には、境内地における雨水等の排水状況や地盤の状況等を調査し、建物の変形を抑止する総合的な対策を講じるものとする。

d. 今後の保存管理の計画

【保護の基本的な考え方】

- ・ 常行堂は、やむを得ず部材の取替えが必要な時には、十分な調査を行い、その形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取替えられた古材を格納保存する。
- ・ 建物内では『延年の舞』が奉納される。今後の修理や整備においては、建造物としての価値評価とあわせて、無形の要素を伝承する機能の保持にも十分配慮する。

【保存管理の方法】

- ・ 劣化、損傷等の状態を適切に把握し、状況に応じて建造物全体の根本修理の必要性について検討する。
- ・ 茅葺屋根については、落葉の堆積や草木の発芽が認められた場合には早期にこれら除去するほか、屋根材の腐蝕が認められる場合には、適宜差茅や葺替などを行う。
- ・ 柱、床、板壁、天井等については、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬品による害虫駆除など適切な措置を施す。

【保存管理計画】

表 - 5 常行堂保存管理計画

分類	担当	項目	頻度	備考
点検	(宗)毛越寺	構造物全体の保存状況の確認	1回/月	点検のためのチェックリストを作成することが求められる。特に軸部の変形については定期的な測定を行う。
		雨漏の有無	降雨時ならびに降雨後適宜	
清掃	(宗)毛越寺	周辺の清掃、除草。	毎日	
		行事使用前後の清掃	随時	使用者に清掃を義務づけ、毛越寺が監督。
		除雪	適宜	がある場合には、こまめに除雪を行う。
修理等	(宗)毛越寺	部分修理或いは解体修理	木部の劣化の状況や軸部の変形の状況から適宜判断	
		屋根葺替え	20年毎(目安)	
		差茅、屋根燻蒸処理等	5年毎を目安とし、屋根の状況から適宜判断	
		周辺樹木の整理や枝落とし	樹木の状況から適宜判断	

e. 公開の現状と課題

● 公開範囲

外観の見学が常時可能。履物を脱いでの入室も可能。入り口脇のお札所は午前9時～午後5時に関係者が勤務。

● 年中行事

1月20日に常行三昧供、蘇民袋争奪、『延年の舞』奉納がある。毎月20日に常行堂会の法要。

● 公開の課題

二十日夜祭には、堂前で松明が焚かれ、また蘇民袋の争奪で堂内外に多くの人々が参集するため、十分な防火対策を図ると共に、非常時の避難誘導計画を策定する必要がある。この場合の防火対策には、防災設備計画といったハード面からの対策と、火災予防計画、初期消火計画等のソフト面からの対策の両方を含めることとする。

昼間開放時は札所の関係者が監視し、夜間は巡回で監視を行っている。夜間の防火・防犯対策を徹底する必要がある。

イ. 異常が認められた場合の対処

(宗)毛越寺では、点検等において当該文化財ならびにその周辺の状況に異常が認められた場合、あるいは、異常の報告を受けた場合、直ちにその状況を確認し、平泉町教育委員会等に報告する。また、応急措置や維持の措置を行うとともに、警備を強化する等、適切な対応を速やかに施す。

2 経過観察の実施

資産の保全状況及び資産に与える影響の概要については、推薦書本文において記述しているとおりである。包括的保存管理計画（本冊）においては、これらの影響などについて顕著な普遍的価値の適切な保存管理という観点から、「資産の視覚的結び付き」、「資産の関連性」、「個別資産の保護」の大きく3つに分類し、影響の程度を観察する指標をそれぞれ設定している。

ア． 負の影響を与える要因

資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するため、資産に影響を与える要因については、その監視と負の影響が及ばない方策を検討する必要がある。その考え方についての概要を以下の表に示す。

表 - 6 資産に負の影響を与える要因とその考え方

	資産の主要な要素	資産に対する負の影響	観察指標として考えられるもの
平泉の顕著な普遍的価値	記念工作物 ・ 遺跡 ・ 浄土思想の伝承	<p>知識の提供・普及活動等の停滞による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の視覚的結び付き、関連性の未理解による影響 <p>気候変動による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸性雨による影響（建造物等の腐食） 温暖化による影響（庭園水系、庭園植生、境内植生等の変化） <p>自然災害による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水による影響（遺跡のき損） 大雨による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、庭園水系の変化） 風化、虫害、樹木の成長等による影響（遺跡、庭園景観のき損） <p>観光圧力による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客数増加による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、周辺環境の変化） <p>開発圧力による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の大規模開発による影響（埋蔵文化財の消失、視覚的結び付きを妨げる景観阻害要因の設置） 住民の多様な意識による影響（統一性のない町並みデザイン） <p>技能、技術の伝達に係る影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 継承者不在による影響（伝統芸能の消滅） 	<p>資産の視覚的結び付きに関して 視点場における景観を阻害する要因の数 規制（景観条例等）に適合しない要因の数</p> <p>資産の関連性に関して 知識の提供・普及状況 （整備の進捗、ガイダンス施設、研究報告、発掘調査、パンフレット・HP などによる各種情報提供、国内外専門家による現地確認・指導会の開始ア、各種研修会・セミナー等の開催） 観光客数の動向 （入込数、便益施設と収容能力など）</p> <p>個別資産の保護に関して 酸性雨の状況 （PH など） 水系の状況 （水質、水量、生物など） 植生の状況 （樹種とその割合など） 遺構の状況 （礎石の位置など） 現状変更数及び内容 伝統芸能継承演目の数 宗教儀礼及び芸能等の開催状況</p>

イ． 要因の観察

上記における指標について、測定すべき内容、周期、記録場所についての方針を次ページの表 - 7 に示す。

表 - 7 観察指標及び測定内容等に関する一覧表

指 標		測定の内容と方法	周 期	記録組織	
(1)資産の視覚的結び付きの保護	a) 視点場における景観を阻害する要因数	設定された視点場においてカメラにより定点撮影を行い視界に入り込む阻害要因を測定す	毎年	岩手県	
	b) 規制（景観条例等）に適合しない要因数	景観条例に照らし、規制に適合しないものの数を測定する。	毎年	平泉町 奥州市	
(2)資産の関連性の保護	a) 整備（ガイダンス施設含む）の進捗率	整備計画全体を工程毎に把握し、全体に対する進捗の状況を測定する。	3年毎	岩手県	
	b) 発掘調査報告書・研究報告書等の刊行数	新規に刊行された発掘調査報告書、研究報告書等の数を測定する。	毎年	岩手県	
	c) パンフレット・HPによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及びHPによる情報提供状況について測定する。	毎年	岩手県	
	d) 専門家による現地確認・指導会の開催数	世界遺産、史跡、名勝、建造物等の専門家による現地指導会等の開催回数を測定する。	毎年	岩手県	
	e) 研修会・セミナー等の開催数	世界遺産、史跡、名勝、建造物等に関する研修会等の開催回数を測定する。	毎年	岩手県	
	f) 観光客入り込み数	資産及びその周辺地域への観光客の入り込み数を測定する。	毎年	岩手県	
	g) 便益施設数と収容能力の状況	資産及びその周辺地域における駐車場、トイレ、ガイダンス施設等の数と収容能力を測定する。	3年毎	岩手県	
(3)個別資産の保護	(3)-1 建造物の保護	a) 建造物修理記録整備記録	建造物の修理が行われた記録について状況を測定する。	毎年	中尊寺 平泉町
		b) 建造物防火施設の点検、整備、改修若しくは修理結果（補助、自費）	建造物防火のための施設に関する状況を測定する。	毎年	中尊寺 平泉町
		c) 現状変更の数及びその内容	建造物における現状変更申請及び許可についてその数を測定する。	毎年	平泉町 中尊寺
	(3)-2 庭園の保護	a) 現状変更の数及びその内容	資産（庭園）における現状変更申請及び許可についてその数を測定する。	毎年	平泉町
		b) 酸性雨の状況（PH測定）	資産における降水の酸性状況について測定器具を用いて測定する。	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
		c) 水系の状況（水質、水量、生物の測定）	資産における水系の状況について写真撮影、目視等で測定を行う。	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
		d) 植生の状況（樹種とその割合の測定）	資産における植生の状況について写真撮影、目視等で測定を行う。	毎年	平泉町 毛越寺
	(3)-3 考古学的遺跡の保護	a) 現状変更の数及びその内容	資産（考古学的遺跡）における現状変更申請及び許可についてその数を測定する。	毎年	平泉町
		b) 遺構の状況（礎石位置の測定）	地上に表出している遺構（とくに礎石）について、測量により位置の測定を行う。	毎年	平泉町
	(3)-4 価値を伝えるための宗教的儀礼及び芸能の保護	a) 伝統芸能演目の継承数	伝統芸能演目継承の数を測定する	毎年	平泉町 奥州市
		b) 宗教儀礼及び芸能等の開催数	宗教儀礼及び芸能等についての開催数を測定する。	毎年	平泉町 奥州市
	(4)緩衝地帯の保護	h) 緩衝地帯における現状変更の数	資産以外における現状変更申請及び許可についてその数を測定する。	毎年	岩手県

3 周辺環境の保全

緩衝地帯には、資産の顕著な普遍的価値と密接に関連する重要な遺跡を含む多くの区域がある。これらの区域については学術調査を進め、その成果に基づき保存すべき遺跡の範囲を特定し、史跡等への指定を適切に行うなど、遺跡の保存措置や風致景観の保護に取り組んでいく必要がある。

このような考古学的遺跡を含む平泉の全体的な価値に関する一層の理解と、現代の住民生活への適切な活用をめざすため、当面の間は岩手県が設置した「平泉遺跡群調査事務所」の体制・機能を強化し、平泉遺跡群全体の保護に係る指導及び調整を主導することとしている。また、将来的には岩手県がその財政状況等を勘案しつつ、平泉遺跡群についての総合的な調査・研究を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））を設置し、遺跡の保護施策を一層拡充することとしている。

緩衝地帯に展開する周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係各市町との連携・調整を図りつつ、中・長期的な調査・整備方針に基づき、それらが保持している価値についてのより詳細な解明と適切な保護を行うことを目的として学術調査を進めている。

なお、緩衝地帯の内外の地域において平泉に関連する遺跡が発見された場合には、その具体的な価値の解明に向けて計画的な調査・研究を行い、当該遺跡の保存について対策を講ずることができるよう関係機関との連携を図ることとしている。

第5章 整備・公開・活用の推進

1 基本方針

史跡等の保存管理を確実に行うためには、適切な整備・公開・活用の方針を定め、それらを着実に実現していくことが必要である。「包括的保存管理計画(本冊)」では、資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進することとし、以下の(1)～(4)の基本方針の下、個別史跡等の保存管理計画とも密接に関連しながら整備・公開・活用の施策を推進している。

- (1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達
- (2) 歴史的事実に基づく真実性の担保
- (3) 適切な公開・活用施設の設置
- (4) 国内外からの観光客への対応

2 史跡等の整備及び活用

史跡等の整備及び活用は、その管理者である平泉町に加え、岩手県及び個別史跡等の所有者が主導的に実施しており、世界遺産としての顕著な普遍的価値の伝達にも十分留意している。

また、史跡等のうち特に「中尊寺大池伽藍跡」及び「無量光院跡」の2つの庭園については、今後更なる調査及び整備を進める予定としていることから、その調査・整備計画の詳細について以下に示す。

(1) 中尊寺及び大池伽藍跡

中尊寺境内については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了しているが、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

大池伽藍跡周辺については、整備を前提とした計画的発掘調査を実施し、修復に障害となる人工物を取り除いた後、浄土庭園としての整備を行う。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。当面は解説板等を設置し、大池伽藍跡の顕著な普遍的価値を伝達する。

以上の詳細については、30頁を参照。

(2) 毛越寺及び庭園

毛越寺及び庭園については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了している。また、調査結果に基づいて、境内地の整備及び浄土庭園についての修復・整備が終了して

いることから、公開活用においては、仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

（３） 観自在王院跡

観自在王院跡については、庭園については発掘調査等により基本的情報の収集は終了し、その調査結果に基づいて、浄土庭園についての修復・整備が終了している。その周辺部分については、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

公開活用においては、地理的に隣接し歴史的に密接な関係を有する毛越寺との関連が理解されるとともに、観自在王院跡における浄土庭園が住宅庭園から発展した可能性を考慮しつつ、仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

（４） 無量光院跡

無量光院跡については、整備を前提とした土地の公有化及び計画的発掘調査を実施し、金鶏山との地理的位置関係から無量光院跡の庭園跡が浄土庭園の最高発展形態であること及び隣接する居館である柳之御所遺跡との密接な関係が十分に理解される整備を実施する。当面は解説板等を設置し、顕著な普遍的価値を伝達する。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。

以上の詳細については、32頁を参照。

（５） 金鶏山

金鶏山については、計画的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を実施する。

公開活用においては、現在の山容を維持しつつ、周辺の眺望点からの眺望確保を図る。

（６） 柳之御所遺跡

柳之御所遺跡については、計画的発掘調査を実施し、仏国土（浄土）を表す建築及び庭園の創造主の居館として、平泉の信仰の起点である金色堂及び浄土庭園としての最高の発展形態である無量光院跡及び金鶏山との位置関係を考慮した整備を実施する。

整備の手法は、地下の考古学的な遺構を確実に保存するための保護層を確保し、地上に地下遺構の内容を具体的に表示・復元する。

公開活用においては、考古学的遺跡としての特性から、現地の解説・表示に加えて、隣接するガイダンス施設と一体的に、出土品の展示及び解説を含めた資産の顕著な普遍的価値を伝達することとする。

（７） 無形の要素

中尊寺境内で行われる川西念仏剣舞などの宗教活動、毛越寺常行堂で行われる常行三昧及び延年は、毎年定期的開催され、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を現在に伝えている。これらの芸能及び宗教活動に加え、中尊寺及び毛越寺では、関連する多くの宗教活動等が継続して行われている。

これらについては、平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及

びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図る。

表 - 8 平泉の仏教思想の物証を有する宗教活動一覧

【中尊寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	15
	追善供養を行うもの	13
	僧侶が修行を行うもの	6
小計		34
一般参加者とともに行う宗教行事		12
小計		12
計		46

【毛越寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	8
	追善供養を行うもの	11
	僧侶が修行を行うもの	1
小計		20
一般参加者とともに行う宗教行事		9
小計		9
計		29

中尊寺大池伽藍跡 調査・整備計画

整備の考え方・方針

整備の目的

平泉における仏国土(浄土)を表す最初の浄土庭園を修復し、その歴史的景観を復元して「鎮護国家大伽藍」としての意義についての来訪者の理解を促し、資産の積極的な活用を図る。

整備の方針

以下の5点に留意する。

- 1 遺構の保存を確実に行う。
- 2 庭園修復に当たっては修復の手法を検討し、真実性の確保に努めるとともに、周辺部の景観形成にも配慮する。
- 3 「鎮護国家大伽藍」の修景によって12世紀の浄土庭園を体感できる空間を表現するとともに、「中尊寺供養願文」の意義が理解される解説板等を設置する。
- 4 期(前期)の池の復元表示に当たっては、遺構保護の観点から 期(後期)の池の保護に努める。
- 5 平泉における初期浄土庭園として、さまざまな活用が可能な空間を創出する。

整備に向けた課題等

- 1 整備のための具体的な考古学的資料が不十分であることから、発掘調査を実施し、整備計画を策定するために必要な情報を収集する。
- 2 1の情報収集には相当の期間を要することから、当面、植栽及び解説板等による仮整備を実施し、並行して発掘調査を継続する。

調査・整備スケジュール

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016～
調査	対象箇所	中島	南汀線	西汀線	西平場	西平場	堤防東	古道	古道
									→
整備	区分			基本計画策定	仮整備着手				本格整備着手
				→	→				→

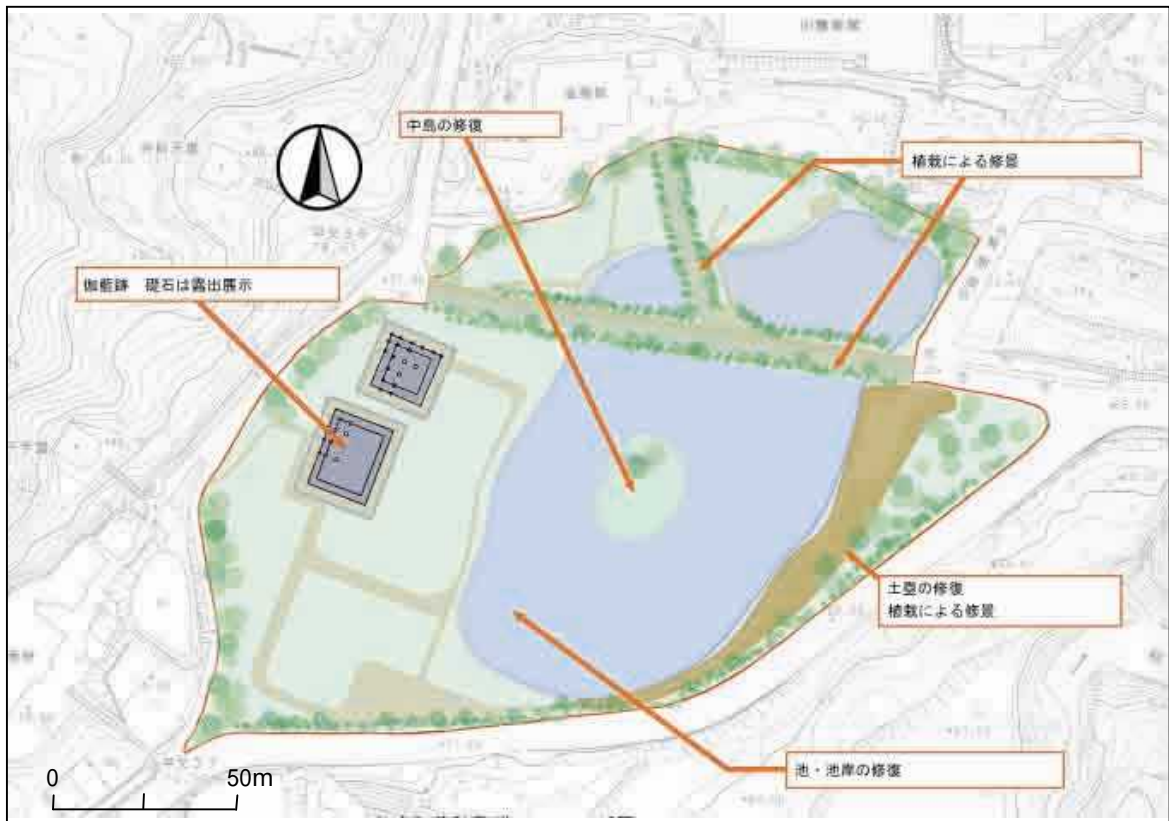


図 - 9 大池伽藍跡整備イメージ図

無量光院跡 調査・整備計画

整備の考え方・方針

整備の目的

発掘調査により明らかとなった考古学的遺跡を確実に保存するとともに、仏国土（浄土）を表す浄土庭園の最高の発展形態を示すものとしての無量光院を立体的空間として整備し、平泉の顕著な普遍的価値について来訪者の理解を促す。

整備の方針

以下の5点に留意する。

- 1 池、島、橋の修復・復元により浄土庭園としての園池を表現する。
- 2 庭園の修復に当たっては修復の手法を検討し、真実性の確保に努める。
- 3 土塁・堀及び門など、空間の境界を認識できる遺構を修復・表示する。
- 4 特に、金鷄山や柳之御所遺跡との関係を考慮し、往時の景観を想像できるような眺望に配慮した整備とする。
- 5 来訪者に資産の顕著な普遍的価値が理解される解説を補助的に援用する。

調査・整備スケジュール

年 度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
補 助 事 業 名	埋 蔵 調 査	保 存 修 理	保 存 修 理	保 存 修 理	保 存 修 理	保 存 修 理	保 存 修 理	保 存 修 理
調 査 面 積 m ²	1,000	2,900	200	300	2,400	800	800	500
予 定	1,000	2,900	200	270	800	700	800	700
実 績	1,000	3,900	4,100	4,370	5,170	5,870	6,670	7,370
累 積	1,000	3,900	4,100	4,370	5,170	5,870	6,670	7,370
対 象 面 積	22800m ²							
池								
島								
橋								
土 塁・堀								
案内施設								
橋 の 確 認					北側護岸付近			東島の東池中
導 水 溝 の 確 認					取水口とその追跡			
排 水 溝 の 確 認			調査区内で確認されず					
汀 線 の 確 認		外縁部北側		外縁部西島北側	外縁部分追跡西島北側	外縁部北側～北東	外縁部北側・東側	東側～南東側（JRまで）
北 小 島 調 査					西島との接点			
西 島 調 査	景石の状況確認			北翼廊北の状況確認			北小島橋跡の接点	
東 中 島 調 査	景石の状況確認							
平坦面の内容確認			園池北側		園池北側			
土 塁 調 査								
堀 跡 調 査								
東 門 推 定 箇 所								
そ の 他	西島南の池の調査	東島南の池の調査	東島東の池の調査		土壌分析等			

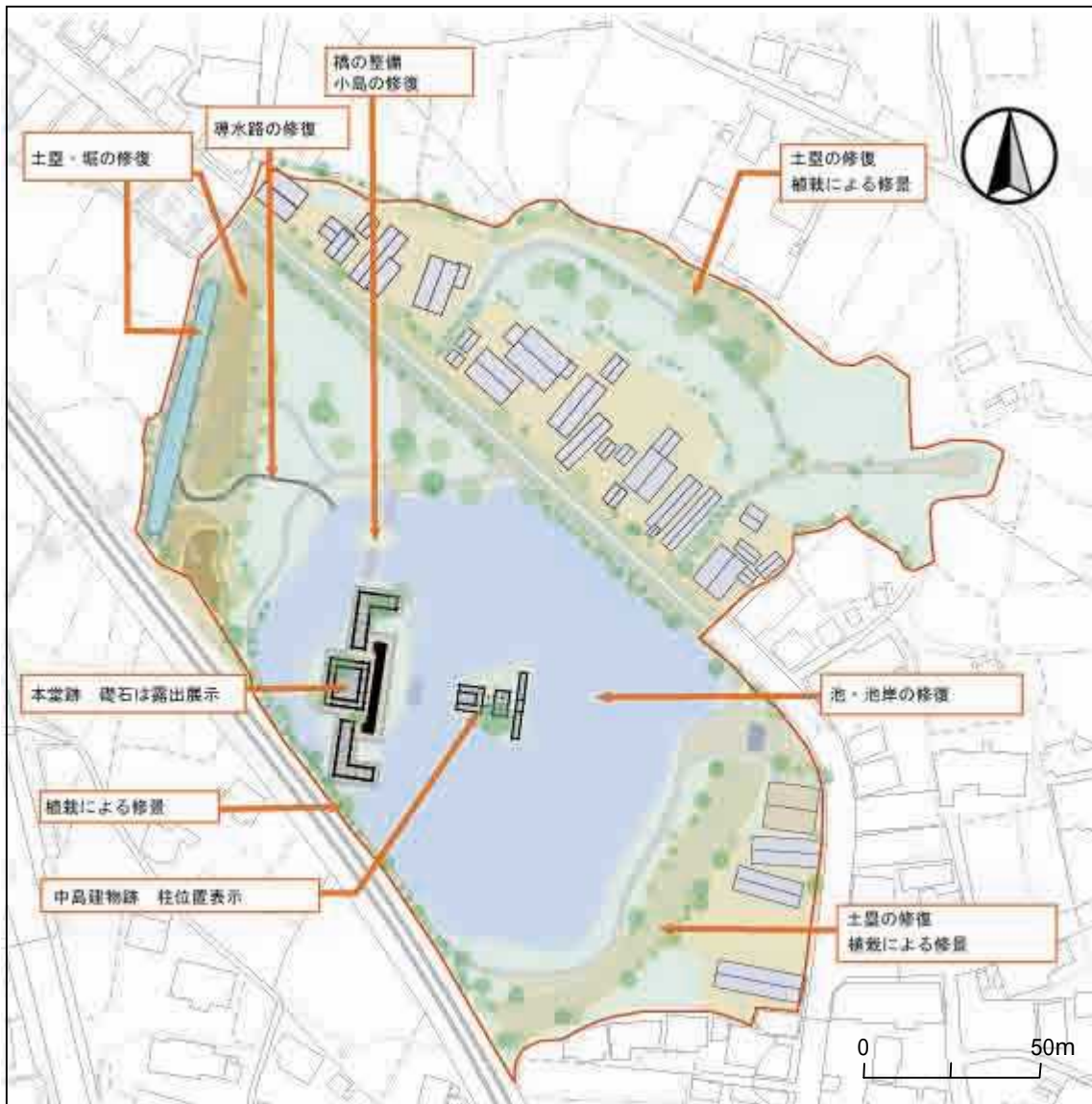


図 - 10 無量光院跡整備イメージ図

第6章 保存管理体制の整備と運営

史跡等の確実な保存管理を推進するため、各々の史跡等を管理する平泉町と所有者（住民及び宗教法人）を中心とした組織体制を整備することとしている。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の整備を図ることとしている。

1 平泉町

平泉町は、保存管理に必要な体制の整備を行っている。

史跡等が位置している平泉町は、その所有者である住民又は宗教法人と連携して史跡等を管理する責任者である管理団体等に指定され、保存管理を行っている。平泉町教育委員会には、史跡等の保存管理全般の調整を担当し、その調査・管理及び整備公開活用を担当する文化遺産センターが存在しており、史跡等の保存管理を推進している。

2 岩手県及び文化庁

岩手県は、平泉町と緊密に情報交換を行い、史跡等の保存管理に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。

文化庁は、岩手県及び平泉町との緊密な情報交換を基に、史跡等の保存管理全般に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。

表 - 9 資産の保存管理に関する技術的研修一覧

分野	研修	主催	頻度
遺跡の調査・保護	遺物保存処理に関する課程など	奈良文化財研究所	年1回
建造物の維持・修復	文化財等取扱い講習会	岩手県立博物館	年1回
庭園の保存管理	環境考古学に関する課程など	奈良文化財研究所	年1回

3 保存管理に係る連携

史跡等の所有者及び史跡等に関する権利者や地域住民等の間で生ずる様々な課題に対し、岩手県・平泉町及び史跡等の保存管理に係る諸団体等においては、日常的な情報共有を行い、保護のための連携を図っている。

また、岩手県は、平泉町と連絡調整のための会議を年2～3回程度開催し、保存管理等の状況や今後の管理運営についての情報交換を行うなど、さらなる連携の強化に努めることとしている。

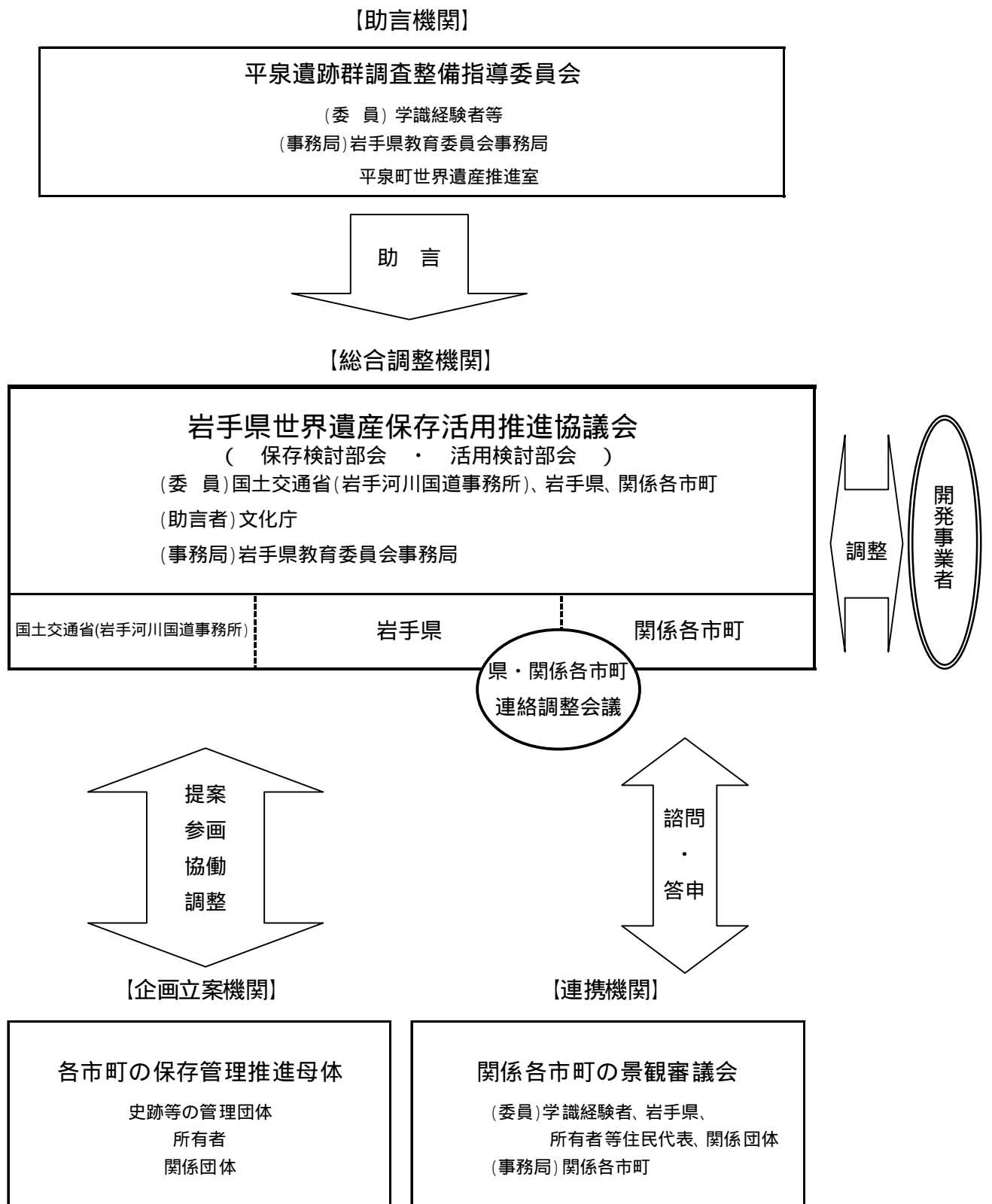


図 - 11 平泉の保存管理に係る運営体制

